

県央の良さを舌かいた
県内一くらしやすいまちづくり。

第1次

始良市総合計画

後期基本計画 (平成27年度～平成30年度)



2015-2018
第1次始良市総合計画

県央の良さを活かした、
県内一くらしやすいまちづくり



第1次 始良市総合計画 後期基本計画

鹿児島県始良市

ごあいさつ



合併して早くも5年が過ぎようとしており、始良市としての形も少しずつ整いつつあります。

合併時に策定されました新市まちづくり計画には、新しい「まち」始良に対する大きな期待が込められ、多様な施策が網羅されました。そして、合併して効率化だけが先行して、中心部より遠く離れた地域から寂れていかないようにと、地域への思いがその中に感じられました。

同時に、これまでの町とは違う、市としてのまちづくりのあり方に対する期待も込められていました。

この新市まちづくり計画を尊重し、活かすこととして、施策の方向性や事業内容をお示しして、その計画を着実に進めていくとする有言実行型の「計画政策」により、行政運営を進めるとの政治的方針に基づいて策定したのが、第一次始良市総合計画です。

この総合計画は、策定の準備もあり平成24年度から発効しましたが、このことは始良市にとっては絶妙のタイミングでありました。

合併年度の平成22年度と翌年度の平成23年度は、旧町民の思いを受け継ぎ、各種事業を継続事業として完成へと導き、新市においても市民の思いが施策に反映されるといった安心感を得ていただけたと思います。

そして、財政とも連動する実施計画を総合計画に先んじて平成23年度から策定し、市の動きをいち早くお示しすることに努めました。

このような中で、前期基本計画期間の平成24年度から平成26年度までの施策の具現化は、土地を耕し、種をまくといった作業が続きますが、そのような中にも施策を目に見える形にすべく前期戦略プロジェクトを掲げ「できることは直ちに」をモットーに、子ども医療費の助成範囲の小学校6年生までの延長や都市公園のトイレの水洗化などを進めてきました。

そして、コミュニティ協議会の設置や支援体制の構築、若者移住を念頭にした中山間地域等への移住者支援、市民農園の整備、プレミアム商品券、商店街に賑わいを取り戻すべくイルミネーション設置補助、そして、始良市が観光地として評価を受ける機会となった「あいらびゅー号」の運行などを進めてまいりました。関連してすすめた「あいらん家^{あいらん}うまいもんフェスタ」を機会に、民間では「アゴ肉焼き」を始良市の名物料理として作り上げていただきました。

そして、後期の平成27年度から平成30年度までには、小学校や消防庁舎の建設、そして、火葬場などをはじめ前期でまいた種が次々と花を咲かせることとなり、これらの結果を想定して後期基本計画を策定し、次なるステップへと進むまちづくりの指針を定めました。

前期計画に引き続き「県央の良さを活かした、県内一暮らしやすいまちづくり」を進めるため、市民の皆様と熟考、議論しながら、暮らしやすい「まち」の創成に心を尽くしてまいりたいと考えております。

平成27年3月

始良市長 笹山 義弘

目次

第1編 序論

第1章 計画策定の趣旨と計画の構成

- 第1節 計画策定の趣旨 2
- 第2節 計画の構成と期間 2

第2編 基本計画

第1章 市民・地域と行政が協力しあい、一体感あふれるまち

- 第1節 共生協働を推進する
 - 1 コミュニティ活動、市民活動の推進 12
- 第2節 男女共同参画の推進と人権の尊重・啓発活動を推進する
 - 1 男女共同参画の推進 14
 - 2 人権の尊重・啓発活動の推進 17

第2章 子どもを安心して生み育てることができる、子育て支援のまち

- 第1節 子育てを支援する
 - 1 安心して子どもを育てることができる支援体制の整備 20
- 第2節 子育ての環境を整備する
 - 1 子育てを支援するための基盤整備の推進 23

第3章 豊かな人間性を育むまち

- 第1節 子どもたちの生きる力を育む教育を推進する
 - 1 学校教育の充実 28
 - 2 地域ぐるみの青少年の健全育成 33
- 第2節 いつでも、どこでも、だれでも学べる環境を整備する
 - 1 生涯学習推進体制の充実 36
 - 2 健康な心と体を育むスポーツ・レクリエーションの推進 41
 - 3 歴史を活かした多彩な文化の育成 44
 - 4 豊かな心を育む文化芸術の振興 47
 - 5 国際感覚を育む交流活動の推進 50

第4章 生涯すこやかで、ともに支えあい、いきいきと暮らせるまち

- 第1節 高齢者が暮らしやすい環境づくりを推進する
 - 1 高齢者が安心して暮らすための環境整備 54
 - 2 健康で充実した高齢期を送るための支援 58
- 第2節 いきいきと暮らせる健康づくりを推進する
 - 1 予防を重視した健康づくりの推進 60
 - 2 安心して受けられる医療体制の整備、充実 64

第3節	障がい者が暮らしやすい環境づくりを推進する	
1	障がい者が地域で安心して暮らすための環境整備	66
第4節	誰もが安心して暮らすことができる社会福祉を推進する	
1	要支援者等に対する社会福祉の推進	69
第5節	互いに支え合う地域福祉を推進する	
1	安心して生活することができる地域福祉の推進	71
第6節	社会保障制度の適正な運用を図る	
1	医療・介護保険・年金制度の適正な運用と啓発	73

第5章 快適で暮らしやすいまち

第1節	安全・安心に暮らせる環境を整備する	
1	災害に強い生活基盤の整備	76
2	災害に対応する体制の整備	79
3	消防・救急体制の整備	82
4	防犯・交通安全対策の推進	85
5	安心して相談できる体制の充実	88
第2節	交通・情報通信基盤を整備する	
1	交通環境の整備・充実	90
2	公共交通網の維持・強化	93
3	情報通信基盤の整備と利用促進	96
第3節	魅力的な生活空間を整備する	
1	良好な住宅環境の整備	98
2	美しいまちなみと公園、緑地の整備	101
3	安定した飲料水の供給	103
4	下水道等施策の促進	106
5	計画的なまちづくりの推進	109
6	斎場・墓地環境の整備	111

第6章 地域資源を活かした活力ある産業の育つまち

第1節	活力あふれる農林水産業の振興を図る	
1	農業の振興	114
2	畜産業の振興	117
3	林業の振興	119
4	特用林産物の振興	122
5	水産業の振興	124
第2節	まちの活力を育む商工業の振興を図る	
1	商工業等の振興	126
2	多様な人材の活用・育成と雇用環境の向上	129

第1章

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

経過

用語

第3節	地域の魅力と資源を活かした観光の振興を図る	
1	観光の振興	132
第4節	あいらブランドを創出する	
1	特産品の開発とブランド化	135
2	販売拠点の整備・充実	137

第7章 環境にやさしく、豊かな自然と共生・調和するまち

第1節	環境にやさしい循環型社会を構築する	
1	循環型社会・低炭素社会の構築	140
第2節	緑豊かな自然と生活環境を守り継承する	
1	自然環境の保全	142
2	環境対策の充実	145
3	環境教育の推進	147

第8章 経営感覚を持った行財政運営のまち

第1節	安定した自治体経営を推進する	
1	経営感覚に立った行財政改革の推進	150
2	開かれた行政の推進	153
3	安定した行財政運営の推進	156

参考資料

資料	162
用語集	166

第1編 序論

第1章

計画策定の趣旨と計画の構成



第1章 計画策定の趣旨と計画の構成

第1節 計画策定の趣旨

総合計画の基本構想では、始良市の『まち』のパーソナリティ、人でいう人格形成が、この『まち』に住む市民の心の在り方により成され、そのことで市民の人格が「まち」の風格を作り、地勢など自然との融合により土地柄が醸成されてくるとし、それは個性ともなり、「始良市らしさ」の形成にもつながるとしています。

そして、市民の暮らしやすさを「将来像」として明示し、官民間わず、このまちで暮らす人や関わりのある人たちの生産活動等の指針としました。

また、総合計画が合併時に策定された「新市まちづくり計画」を尊重して策定されていることも示しています。

これらのことを踏まえ、基本理念を「県央の良さを活かした、県内一暮らしやすいまちづくり」とし、政策のイメージをより具体的に示した基本計画を策定しました。

基本構想の下位計画である基本計画の平成24年度から平成26年度の3年間を前期基本計画とし、平成27年度から平成30年度までの4年間を後期基本計画期間と位置づけ、前期と後期と計画期間を絞り込むことで重点的な施策を分かりやすくしたところです。

そのことで、施策にメリハリが付き、将来像の具現化が進みました。

後期の基本計画においても、基本構想が示す理念や人口8万人の発展思考を堅持し、施策の重点化を図り、一つ一つ着実に施策の具現化に努めていかなければなりません。

そのため、国による政策の変化や市の施策の進捗を踏まえ、六つの項目を集中的な視点から進めることとしました。一つ目が地域力の強化、二つ目が子育て環境の改善、三つ目が都市計画によるまちづくり、四つ目に農業の生産体制の強化、五つ目にスポーツや文化活動、観光を通じた人口移動の活性化としました。

そして、六つ目に後期基本計画の開始の前年度を経営改革元年として、効果的で効率的な市政運営の方針が、基本計画の中にも反映されるよう工夫し、これらを念頭に後期基本計画を改訂することとします。

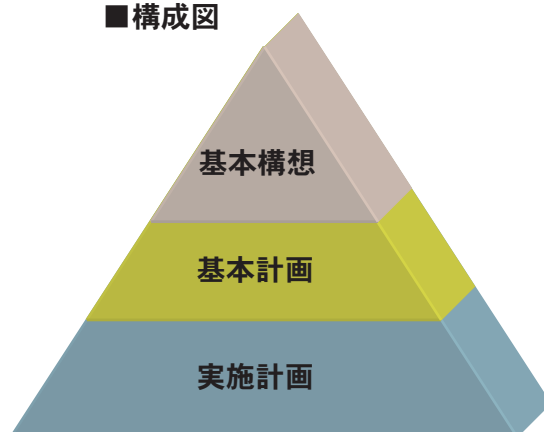
第2節 計画の構成と期間

第1次始良市総合計画は、「基本構想」、「基本計画」及び「実施計画」をもって構成されています。

1 基本構想

時代の潮流や本市の特性を踏まえ、将来に向けてのまちづくりの基本的な理念と市の将来的な姿を明確にし、総合的かつ計画的な行政の運営を図るために定めた市政の最高理念であり、それを実現するための施策の大綱を定めた長期的なまちづくりの指針となるものです。

■ 構成図



現在の基本構想は、議会の議決を経て平成24年度から平成30年度までの7年間の構想としています。

2 基本計画

基本構想で掲げた将来的な姿を具体的に示し、その基本理念と将来像を計画的に実現するために、実施すべき具体的な施策の方向を示した中期的な計画です。

前期計画期間は、平成24年度から平成26年度までの3年間です。

本市を取り巻く社会経済情勢の変化や、新たな市民のニーズなどに対応するため、今回、更新を行い、平成27年度から平成30年度までの4年間の計画期間とする後期基本計画を策定します。

3 実施計画

基本計画で示された施策の体系に基づいた、具体的な事業の計画で、施策・事業の進捗状況や成果の達成状況を踏まえ、毎年度計画の更新を行います。

■第1次始良市総合計画期間

年 度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
基本構想		 (7年間)								
基本計画		 前期 (3年間)			 後期 (4年間)					
実施計画		 第1次 (3年間)	 第2次 (3年間)	 第3次 (3年間)	 第4次 (3年間)	 第5次 (3年間)	 第6次 (3年間)	 第7次 (3年間)		

4 基本計画の構成

基本計画の構成

基本構想

基本理念

県央の良さを活かした、県内一くらしやすいまちづくり

【将来像】

- 市民・地域と行政が協力があい、一体感あふれるまち
- 子どもを安心して生み育てることができる、子育て支援のまち
- 豊かな人間性を育むまち
- 生涯すこやかで、ともに支えあい、いきいきと暮らせるまち
- 快適で暮らしやすいまち
- 地域資源を活かした活力ある産業の育つまち
- 環境にやさしく、豊かな自然と共生・調和するまち
- 経営感覚を持った行財政運営のまち

【将来人口】

始良市のめざす将来人口 80,000人

基本計画

● 将来像別基本計画の8項目の実施 ●

重点プロジェクト

施策分野を越えて、特に重点的に取りくむ施策を3つの視点から位置づけ

- 子育て・教育 → 総合的な子育て環境づくり
- 地域・協働 → 地域の活性化と多様な主体による協働・交流の推進
- 安心・安全・活力 → 安全、安心で、活気のある生活環境づくりの推進

後期戦略プロジェクト

重点プロジェクトの中から、地域活力の向上を目的とした即応性の求められるもので、平成30年度までの後期期間に推進する施策

重点プロジェクト

【重点プロジェクトの位置づけ】

基本構想では、本市のまちづくりの基本理念と8つの将来像を定めています。

これを受けて、基本計画では分野ごとに8つの将来像の実現に向けた施策の具体的な取り組みなどを示しますが、その中でも特に「子育て・教育」「地域・協働」「安全・安心・活力」という3つの視点から、施策分野を越えて重点的に取り組む施策を、重点プロジェクトとして位置づけました。

これらの重点プロジェクトを市民とともに取り組むことで、基本理念である「県央の良さを活かした 県内一くらしやすいまちづくり」を推進していきます。

なお、前期基本計画期間中に着手したり概ね達成した施策は省き、後期基本計画の開始とともに今後進めるべき施策や引き続き重点的に推進すべき施策をあらためて掲載しました。

(1) 総合的な子育て環境づくりの推進

将来のまちの発展と人口増を可能とするためには、子育て世代にとって暮らしやすい生活環境づくりを行い、子どもたちが豊かな自然に触れながら、健全に育つ環境を整備することが不可欠です。

- ・ 自然環境に配慮し、コンパクトシティも念頭に置いた宅地開発（新規） P109～
- ・ 一時預かりやつどいの広場、子育て相談、情報等の提供が受けられる子育て支援拠点の整備と充実（継続） P23～
- ・ 小児救急医療体制の整備と充実（継続） P20～
- ・ 保育所の待機児童の解消（継続） P23～
- ・ 各種保育サービスの推進（虐待を受けた児童、障がい・病虚弱児童、DV被害母子への支援を含む）（拡充） P23～
- ・ 子育て家庭への経済的支援（子ども医療費助成等）の拡充（拡充） P20～
- ・ 男女共同参画社会の推進（継続） P14～

(2) 地域の活性化と多様な主体による協働・交流の推進

豊かな地域社会を育てていくためには、その地域の特性を活かしながら、さまざまな人々や団体と行政が、あらゆる場面で協力・連携し合い、ともに支え合っているような環境づくりが大切です。

- ・ 小学校区ごとに校区コミュニティ協議会の創設及び育成・支援（校区コミュニティ協議会へのコミュニティ支援員の配置等）（新規） P12～
- ・ 高齢者いきいきサロン（高齢者の交流の場）の充実と拡充（継続） P54～
- ・ 中部地域横断道路の整備促進（（仮称）山田口・木田線の新設）（拡充） P90～

第1章 計画策定の趣旨と計画の構成

- ・住民ニーズに合った公共交通システムの拡充（継続） P93～
- ・地域の人材の発掘と活用（人材データバンクの作成）（継続） P36～
- ・農業経営の生産性向上等のため6次産業の構築と実行（拡充） P114～
- ・農林水産物生産の活性化による「あいらブランド」の確立（継続） P135～
- ・市内の農林水産物や特産品の販売等をする物産館の整備（継続） P137～

(3) 安全・安心で、活気のある生活環境づくりの推進

日常生活の中で、市民の心が穏やかで、平和を感じ続けることは、暮らしやすさにとって大切なことです。そして、各産業の振興や地域資源の活用によって生活の中に潤いをもたらすことも大切です。

- ・あいら斎場の整備の推進（継続） P111～
- ・消防庁舎等の整備の推進（継続） P82～
- ・防災行政無線のデジタル化等の整備（継続） P79～
- ・コミュニティFMラジオ放送を活用した災害情報、避難情報等の伝達（新規） P79～
- ・一次医療圏の整備と夜間救急医療体制の充実（継続） P64～
- ・広葉樹の森の再生による悠久の森の再現の推進（拡充） P142～
- ・良質な水質の水源開発と水源利用計画の推進（継続） P103～
- ・始良市土地開発公社との連携による企業誘致や雇用の創出（継続） P126～、P129～
- ・スマートインターチェンジの整備とアクセス道路の整備（継続） P90～
- ・立地適正化計画の策定の検討（新規） P109～

後期戦略プロジェクト

【後期戦略プロジェクトの位置づけ】

重点プロジェクトは、総合計画の全期間にわたり推進していきますが、地域活力の向上を目的とした、即応性のある以下の取り組みを「後期戦略プロジェクト」と位置づけ、特に平成30年度までの後期計画の期間に推進します。

後期戦略プロジェクト

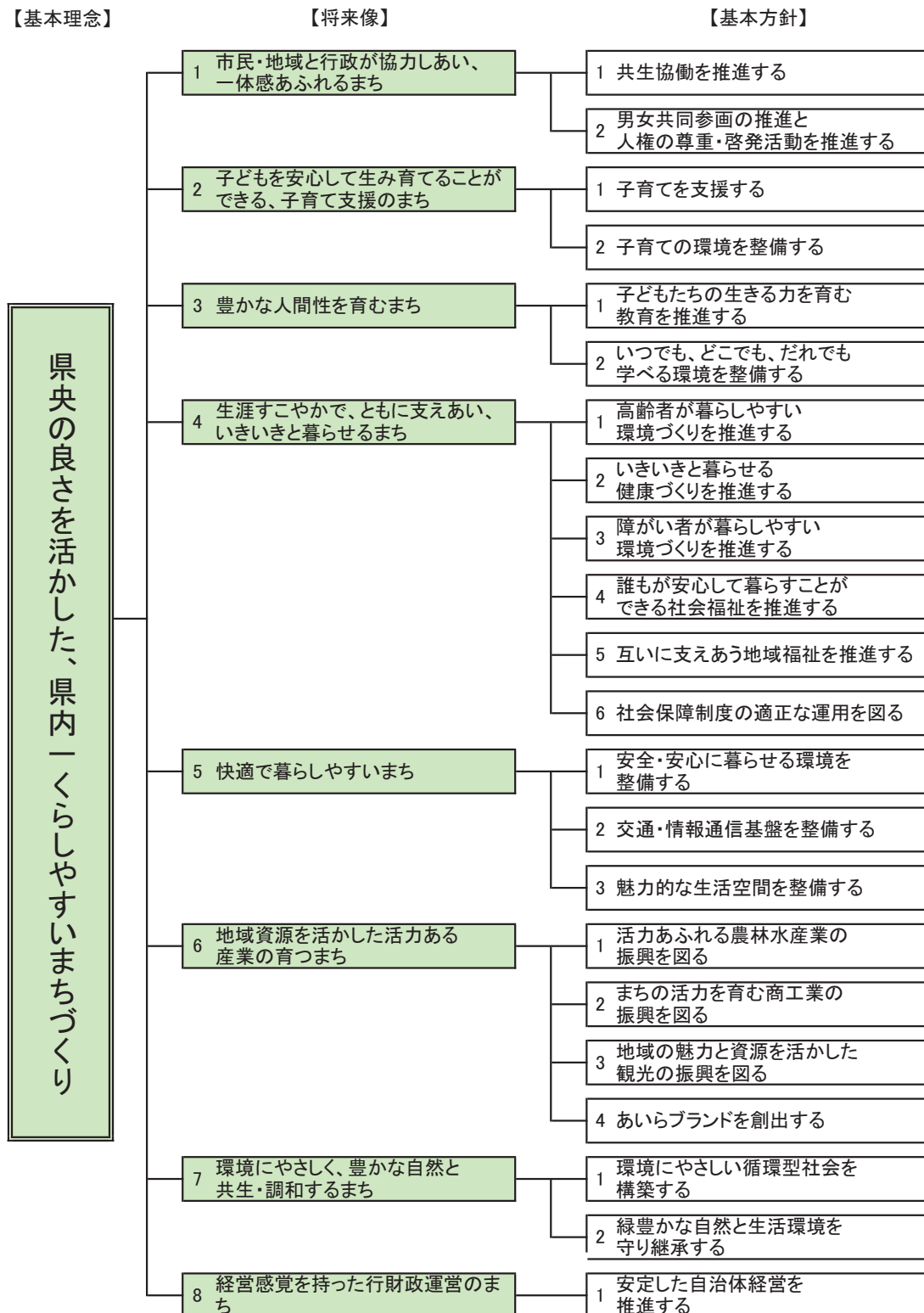
- ・国策である「まち・ひと・しごと創生」の地方人口ビジョンと総合戦略の策定と実践
- ・地域力強化のための小学校区ごとに校区コミュニティ協議会の創成と育成・支援の実施
- ・市民と一体となったスポーツや芸術活動による交流人口の増加対策
- ・グリーン・ツーリズム等を活用した体験や交流による都市部と農村部の交流推進
- ・有機農業の振興のための「有機の郷づくり」の推進
- ・市内と周辺市町の観光地を一つのゾーンとするあらたな観光商品の創成
- ・オール始良で取り組むあらたな地域特産品の開発と販路拡大
- ・商工業の効率的資金活用と事業振興への支援
- ・女性相談の充実・強化のための配偶者暴力相談支援センターの設置

第1章 計画策定の趣旨と計画の構成

■総合計画の体系図

第1次始良市総合計画の基本理念に掲げたまちづくりの在り方を実現するため、目指していくまちの姿を、分野ごとに8項目の将来像を設け、施策の大綱を定めています。

これらは、平成24年度から平成30年度までの7年間の構想として策定された基本構想の骨格にあたります。



主な計画

◎：計画年度、★：計画実施年度

No.	計画名称	担当課	計画年度											備考	
			22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32		33
	新市まちづくり計画		★	★	★	★	★	★	★	★	★	★			平成21年度策定
1	始良市男女共同参画基本計画	企画政策課			◎	★	★	★	★	★	★				
2	始良市人権教育・啓発基本計画	市民課					◎	★	★	★	★	★	★	★	社会情勢等により見直し、終期なし
3	始良市子ども・子育て支援事業計画	児童福祉課					◎	★	★	★	★	★			
4	始良市教育振興基本計画	教育総務課		◎	★	★	★	★	★						
5	第6期介護保険事業計画・高齢者保険福祉計画	長寿・障害福祉課					◎	★	★	★					
6	始良市健康増進計画「健康あいら21」	健康増進課		◎	★	★	★	★							
7	特定健康診査等実施計画	保険年金課				◎★	★	★	★	★					
8	データヘルス計画	保険年金課					◎	◎★	★	★					
9	第4期障がい福祉計画	長寿・障害福祉課					◎	★	★	★					
10	始良市地域福祉計画	社会福祉課		◎	★	★	★	★	★						
11	始良市地域防災計画	危機管理課	◎	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	社会情勢等により見直し、終期なし
12	始良市国民保護計画	危機管理課	◎	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	社会情勢等により見直し、終期なし
13	第1次始良市交通安全計画	危機管理課	◎	★	★	★	★	★							
14	橋りょう長寿命化修繕計画	土木課		◎	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	随時見直し
15	始良市住生活基本計画	建築住宅課		◎	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	
16	始良市公営住宅等長寿命化計画	建築住宅課		◎	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	
17	始良市耐震改修促進計画	建築住宅課	◎	★	★	★	★	★							
18	公園施設長寿命化計画	都市計画課		◎	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	随時見直し
19	始良市水道ビジョン	水道事業部		◎	★	★	★	★	★	★	★	★	★		
20	始良市都市計画マスタープラン	都市計画課			◎	★	★	★	★	★	★	★	★	★	平成44年度まで
21	始良市鳥獣被害防止計画	農政課	◎	★	★	★									
22	始良市緊急捕獲等計画	農政課			◎	★	★	★							
23	始良市食育推進計画	農政課					◎★	★	★	★	★				
24	始良市有機農業推進計画	農政課					◎★	★	★	★	★				
25	始良市森林整備計画	林務水産課	◎	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	
26	始良市集約化推進計画	林務水産課	◎★	★	★	★	★								
27	始良市集約化推進計画	林務水産課		◎★	★	★	★	★	★						
28	始良市特定間伐等促進計画	林務水産課				◎★	★	★	★	★	★	★			
29	始良市観光おもてなし計画	商工観光課				◎	★	★	★	★					
30	始良市地域新エネルギー・省エネルギービ	企画政策課	◎	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	

第1章 計画策定の趣旨と計画の構成

No.	計画名称	担当課	計画年度											備考	
			22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32		33
31	始良市環境基本計画	生活環境課				◎	★	★	★	★	★	★	★	★	平成35年度まで
32	始良市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）	生活環境課				◎	★	★	★	★	★	★	★	★	平成35年度まで
33	始良市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）	生活環境課				◎★	★	★	★	★					
34	特定事業主行動計画（第3期）	総務課					◎	★	★	★	★	★			
35	始良市行政改革大綱	行政改革推進課	◎	★	★	★	★	★							
36	始良市組織機構再編計画	行政改革推進課	◎	★	★	★	★	★							
37	第1次始良市定員適正化計画	行政改革推進課	◎	★	★	★	★	★							
38	始良市過疎地域自立促進計画	企画政策課	◎★	★	★	★	★	★							

第1章

市民・地域と行政が協力し合い、
一体感あふれるまち



第1章 市民・地域と行政が協力しあい、一体感あふれるまち

第1節 共生協働を推進する

1 コミュニティ活動、市民活動の推進

現状と課題

本市は、自治会や公民館、老人クラブ、子ども会、女性団体、ボランティア団体、NPO*などの多様な地域組織に支えられています。

しかし、市民のライフスタイルや価値観の変化に伴い、課題解決の拠り所となっていた地域コミュニティ*から市民が離れていくなど、地域への帰属意識が低下し、地域活動に参加する機会や動機が希薄となる傾向にあります。

さらに、人口減少による行事参加者の減少、高齢化による役員の担い手不足などや、自治会などの地域組織に属さない人もおり、地域課題への対応力であるいわゆる地域力が弱まってきました。

このように地域活動によって育まれ支えられてきた子育てや教育、障がい者・高齢独居世帯等の見守り、災害避難などの地域の安全・安心や環境対策などへの取り組みや地域の絆が弱くなっており、地域の課題解決に向けた取り組みも協力関係が向上せず、成果が得られにくくなっています。

また、これまでの地域のリーダーの思いや知識、経験などを次世代へ引き継ぐためには、これまでの地域活動で培われてきた伝統を受け継ぎながら、慣習にとらわれず、女性や若者などの人材も加わり、地域により醸し出された共通の価値が優先され、その考えを広げることが重要です。

そして、NPO*、企業などが地域の中で協働することで、その価値が変容し、地域の新たな活力となりえることから、このことを地域社会の醸成へつなげていかなければなりません。

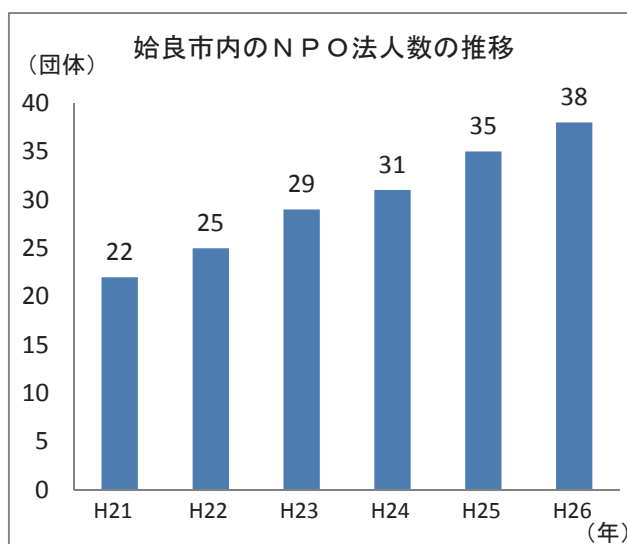
特に、中山間地域では、維持・存続が危ぶまれる集落も多くあり、防犯・防災、担い手不足、空き家、耕作放棄地、荒廃山林、鳥獣被害が大きな問題となっています。

これらの問題を解決していくのは、企業や行政だけでは、解決の道筋を付けるのに限界があり容易ではありません。

そのため、新たな受け皿として地域コミュニティ*の力に期待感が高まっています。

地域コミュニティ*の最も基礎的な組織である自治会などの活動を通して、地域に住み、地域を知る人たちにより、自助（自立）・共助（相互扶助）・公助（連帯）を基本として「市民との協働のまちづくり」に取り組んでいく必要があります。

現在、地域組織は、高い志と地域への思いを持った人たちに支えられていますが、高齢化が進んでおり、今のままでは、組織が持続していくことが困難な状況が予想されます。



各年 10月1日現在

資料：地域政策課

第1節 共生協働を推進する

そのため、ともに支え、助け合うという発想を基本として、地域内の多様な組織が地域内の課題を解決するため、協働する仕組みづくりが重要となってきます。

また、このような現状を打開するため、行政による縦割りの施策を遂行するのではなく、横断的に連携して、複合的な課題を総合的に解決するシステムの構築を行うことが必要です。これらを踏まえ、地域コミュニティ*の再構築として「地域コミュニティ*組織検討委員会」を設置し、本市の将来像として、混在する地域組織を校区毎に取りまとめた「校区コミュニティ協議会」を基軸としたまちづくりを進めます。

基本施策の方向性

まちづくりは、市民一人一人が主役であり、生活の基盤となる各地域が活性化することが本市全体の活力の源泉です。

活力あるまちづくりを推進するためには、市民自らがまちづくりに積極的に参画*し、市民の意見や要望がより良く反映されるよう議論し最善の形を構築していくことが必要です。

そのため、それぞれの地域への積極的な活動支援及び活動拠点施設の充実を図るとともに、さまざまな知識や能力、経験を持つ市民による協力体制を構築し、また、ボランティア団体やNPO*などの多様な地域コミュニティ*組織を育成・支援し、まちおこしなど地域活性化を図る企画提案に対する支援を行い、市民の社会参画*を推進します。

また、「校区コミュニティ協議会」の構築を推進し、校区ごとの自主的な地域計画の策定や、地域の課題解決のため住民自らが行う主体的な活動に対し、行政は可能な支援策を講じ、コミュニティ*機能の充実を図ります。

なお、自治会等の従来の活動についても、新たな地域コミュニティ*との連携を図りながら進めるとともに、新たな地域コミュニティ*相互の交流のための条件整備に努めます。

また、共生・協働型地域コミュニティ*の再生・創出を図るため、全庁的に取り組む体制の強化を図ります。

主要施策の内容

- 新たな地域コミュニティ*組織（校区コミュニティ協議会）の創設及び育成・支援（校区コミュニティ協議会へのコミュニティ支援員の配置等）
- 共生・協働のまちづくりの推進
- 地域住民自らによる地域振興ビジョン*の策定への支援
- 市民参画*・共生・協働・地域力再生の推進
- コミュニティ*を担う人材及びリーダーの育成
- 行政内部の連携システムの構築と地域振興施策の推進（校区担当職員制度の設置等）



山田のかかしまつり

第1章 市民・地域と行政が協力しあい、一体感あふれるまち

第2節 男女共同参画の推進と人権の尊重・啓発活動を推進する

1 男女共同参画の推進

現状と課題

本市を取り巻く社会、経済環境の大きな変化を背景に、地域生活課題は多様化・高度化しています。このような変化に対応し、多様性に富んだ活力ある地域づくりを推進するためには、あらゆる取り組みが一人一人の人権尊重を基盤に行われることが重要です。

豊かな活力ある本市の未来を築くためには、誰もが性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮することができる、男女共同参画*社会の実現に向けた取り組みが喫緊の課題となっています。

そのため「始良市男女共同参画推進条例」により、男女共同参画*社会の形成に向けた取り組みが行政、市民、事業者、NPO*等と一体となって展開されるよう推進体制を確立します。また、事業を総合的かつ計画的に進めるために、「始良市男女共同参画基本計画」による取り組みを進めます。

しかしながら、性別による固定的役割分担意識やそれに基づく社会通念、慣習・しきたりは依然として根強く、その実現には多くの課題が残されています。

男女共同参画*の視点に立った社会制度や慣行の見直しを進めるため、あらゆる機会をとらえ、確かな理解を定着させるための広報や学習を展開する必要があります。

男女共同参画*社会の形成という視点からみた地域コミュニティ*に関わる課題解決に取り組み、性別、年齢等にかかわらず、多様な立場を生きる人の参画*による活力ある地域づくり活動が促進されるよう、環境の整備が求められています。

さらに、多様化する地域の課題解決に向けては、市政や地域のあらゆる分野の政策・方針決定過程に、さまざまな立場や考え方を持つ当事者や地域住民の声を反映していくことが必要ですが、現状は、市政や地域運営への女性の参画*が十分であるとはいえない状況にあります。

また、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス*）は、人々の健康を維持し、趣味や学習、ボランティア活動や地域社会への参画*等を通じた自己実現を可能にするとともに、育児・介護も含め、家族が安心して暮らし、責任を果たしていくうえで重要であり、その実現に向けた環境の整備が求められています。

性別にかかわらず、誰もが、その生涯を通じて心身の健康状態に応じて、良好な状態を享受できるよう正確な知識・情報を入手することや、性にかかわる身体的特徴を理解するための支援を進めることが必要です。

配偶者や恋人等からの暴力やセクシュアル・ハラスメント*は、被害者の人権を著しく侵害する行為であり、社会的な問題です。これらの暴力の被害者の多くは女性であり、本市の女性相談の現状からも明らかです。

暴力には、さまざまな形態が存在し、周囲が気づかないうちに被害が深刻化しやすい状況や、誰にも相談できずにいる状況があることから被害者へ支援が必要です。

すべての暴力の根絶に向けて、関係機関と連携を図りながら、一体となって取り組みを進

第2節 男女共同参画の推進と人権の尊重・啓発活動を推進する

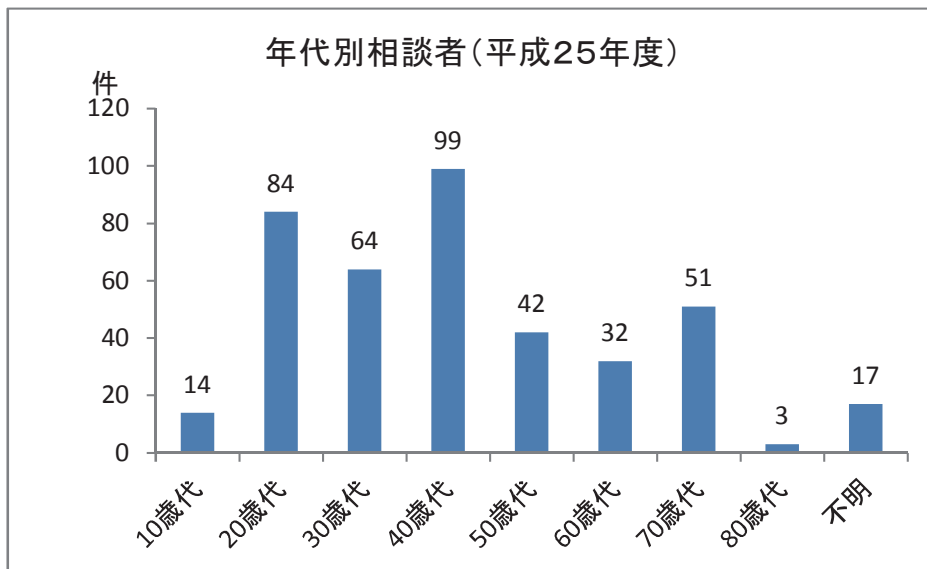
めるとともに、市民一人一人が、暴力を許さない地域社会づくりと被害を受けたすべての人の人権が尊重され、適切な支援を受けることができ、安全で安心して自立した生活を送ることができるための整備が求められています。

■各種委員会での女性の参画状況 (単位：人、%)

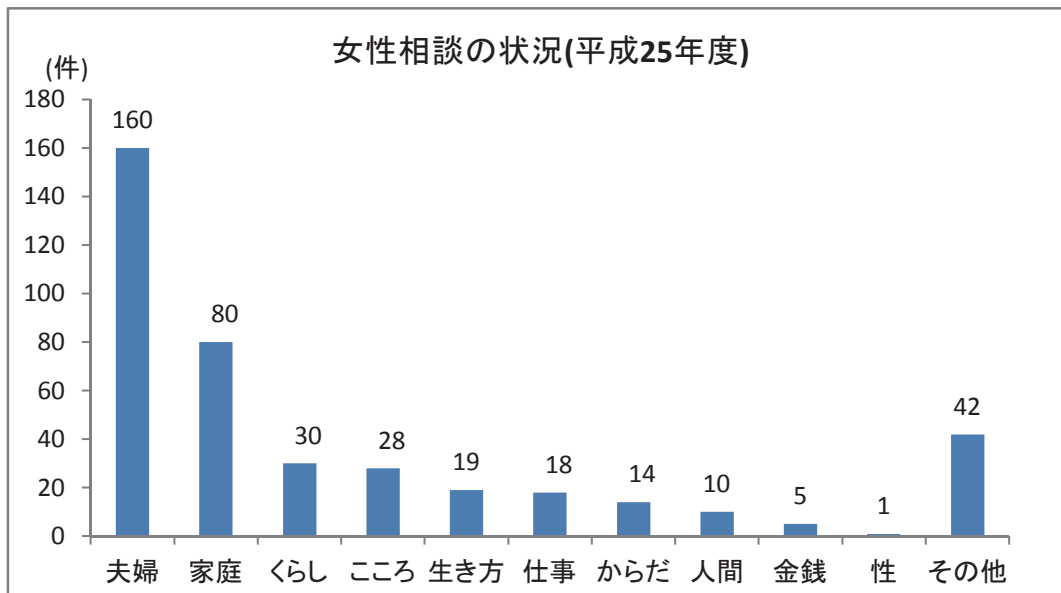
委員会・委員名	登用目標	委員総数	うち女性委員数	女性委員比率
教育委員会	有	5	2	40.0
選挙管理委員会	有	4	1	25.0
監査委員	有	2	0	0.0
農業委員会	有	25	2	8.0
固定資産評価審査委員	有	3	0	0.0

平成26年3月31日現在

資料：企画政策課



資料：企画政策課



資料：企画政策課

第1章 市民・地域と行政が協力しあい、一体感あふれるまち

基本施策の方向性

本市は、「固定的性別役割分担意識をなくした男女平等の社会」、「男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会」、「男女が個性と能力を発揮することによる、多様性に富んだ活力ある社会」「多様な生き方を尊重し、すべての人があらゆる場面で活躍できる社会」を目指します。

また、平成25年3月に策定した「始良市男女共同参画基本計画」に基づき、男女共同参画^{*}社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、家庭、地域、職域、学校等における固定的性別役割分担意識及び古い慣行やしきたりの見直しを行い、男女共同参画^{*}についての意識啓発と多様な学習機会の提供を図ります。その際、人権に関する教育・学習における「男女の人権の尊重」の視点に立った考え方を浸透させるための取り組みを進めます。

また、市政や地域のあらゆる分野の政策・方針決定過程における女性の参画^{*}の拡大を推進するとともに、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス^{*}）」に向けた環境整備を推進します。

さらに、男女共同参画^{*}の視点に立った生涯を通じた心身の健康に関する支援を行うとともに、すべての人が安心して暮らせる多様な生活形態を支援する環境の整備を推進します。

女性に対する暴力については、平成25年3月策定した「始良市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」に基づき、配偶者暴力相談支援センターを設置するなど、人権を侵害するあらゆる形態の暴力の防止と救済に向けた環境の整備を推進します。

主要施策の内容

- 男女共同参画^{*}社会についてのあらゆる場における教育・学習の推進
- 男女共同参画^{*}社会の形成を阻害する制度・慣行の見直し
- 政策・方針決定過程への女性の参画^{*}の拡大
- 「仕事と生活の調和」について広報・啓発の推進
- 男女共同参画^{*}の視点に立った地域づくり活動の推進
- 女性の人権を侵害するあらゆる暴力の防止、救済に向けた環境の整備（配偶者暴力相談支援センターなどの整備）
- 男女共同参画基本計画の進行管理
- 男女共同参画^{*}社会づくりに向けた推進体制の整備



男女共同参画講座

第2節 男女共同参画の推進と人権の尊重・啓発活動を推進する

2 人権の尊重・啓発活動の推進

現状と課題

人権は、人が生まれながらにして自由かつ平等であるという人類普遍の原理であり、いかなる場合にあってでも尊重されるものです。

今日、人権尊重の動きは国際的潮流となっており、国際連合においては「世界人権宣言」以来、さまざまな人権に関する規約や条約が締結され、平成7年には「人権教育のための国連10年」、平成17年には「人権教育のための世界プログラム」が採択されました。

一方、国内においては、平成9年に人権擁護施策推進法、平成12年には「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定・施行され、人権教育及び人権啓発に関する各種施策を策定・実施することが、国及び地方公共団体の責務であるとされました。さらには、同法の基本理念に基づき、人権教育・啓発にかかる施策を総合的かつ計画的な推進を図るため、平成14年に国の「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定され、全国の人権教育・啓発が進められています。

しかし、現実的には、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人などの人権問題が存在し、最近では犯罪被害者や交通事故の被害者の人権についても考慮する必要があります。さらに急速なインターネットの普及や社会状況の変化により新たな人権問題も発生しています。

人権問題は日常のあらゆる場面で発生する可能性があることから、市民一人一人が人権に対する意識を高く持ち続けることが必要となっています。

そのためには、家庭や学校、事業者、地域などで、あらゆる機会を通じて、すべての市民に対して、人権教育の機会を提供し、啓発活動と市民の人権に対する意識の向上を促すことが必要です。

また、北朝鮮当局による日本人の拉致問題は、生命と自由と平等という基本的人権にかかわる極めて重大な問題です。その早期解決のためには、国民的課題として受け止め、市民の理解の促進と世論の啓発等に取り組んでいくことが必要です。

人権問題の解決には、「人権教育・啓発」とともに、「人権救済」が主要課題であり、人権擁護の観点からも、関係機関との連携や相談体制の充実が求められています。

基本施策の方向性

本市では、「始良市人権教育・啓発基本計画」を策定し、人権教育・啓発に関する施策等を総合的かつ計画的に推進します。

本市に住むすべての人たちが個人として尊重され、認め合い、ともに生き、安心と生きがいを実感できる「人権尊重のまち」の実現を目指していきます。

また、総合的な人権施策を推進していくためには、市民と行政が協働して人権教育・啓発の取り組みを進めていくことが重要です。

このため、人権尊重のまちづくりの推進に向けた人権に関する各種の情報提供や支援体制等が幅広い分野にわたっていることから、関係機関等との連携や各種の支援体制、情報発信

第1章 市民・地域と行政が協力しあい、一体感あふれるまち

を総合的に行う体制づくりや人権相談など、人権問題が発生した場合における被害者救済の体制づくりを進めます。

また、インターネットによる差別事象など、新たな人権問題も後を絶たない状況であることなどから、相談体制についても充実を図ります。

さらに、北朝鮮当局による日本人の拉致問題の早期解決のために、あらゆる機会において市民の理解の促進を図り、世論の啓発等に取り組んでいきます。

主要施策の内容

- 人権侵害の防止と被害者への支援の充実
- 人権問題に関する相談体制や人権問題が発生した場合の被害者の救済体制の充実
- 人権に関する教育機会の提供と情報提供の充実
- 北朝鮮当局による日本人の拉致問題の早期解決に向けた啓発活動による市民理解の促進



拉致問題講演会

第2章

子どもを安心して生み育てることができる、子育て支援のまち



第2章 子どもを安心して生み育てることができる、子育て支援のまち

第1節 子育てを支援する

1 安心して子どもを育てることができる支援体制の整備

現状と課題

核家族化、少子化、就労形態の多様化など、家庭や地域を取り巻く環境は大きく変動しており、子育て支援策の充実が喫緊の課題となっています。

このような状況の中、本市では、「始良市子ども・子育て支援事業計画」を作成し、次代を担う子どもたちが健やかにたくましく育ち、子どもの笑顔があふれる社会のための支援体制の整備を進めています。

子どもを生み育てる幸せを若者や子育て家庭が生活の中で実感し、社会経済情勢や雇用構造の変化など、どのような生活環境にあっても、子育ての多様性が尊重され、すべての子どもの生きる権利、育つ権利、学ぶ権利が等しく確実に保障されるよう子育ての社会化の実現が求められています。

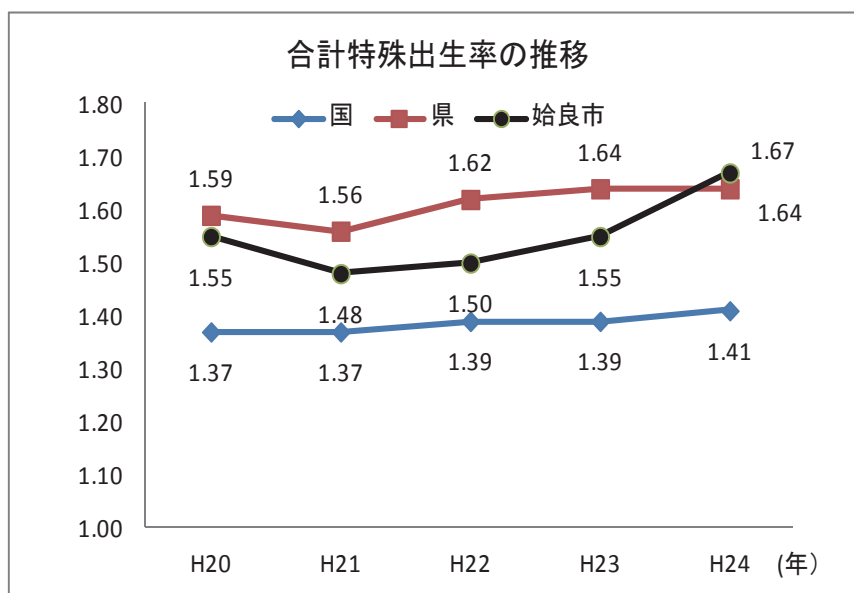
本市の平成24年の合計特殊出生率*は1.67で、国・県と同様に微増傾向にあるものの、先進国の人口を安定的に維持できるとされるおおむね2.08を大きく下回っていることから、少子化の流れを変えるためには妊娠・出産・育児への環境の整備・充実が求められています。

このような中、本市では特定不妊治療費や妊婦健康診査費用の助成を行い、妊娠・出産につながる経済的支援を行っています。

また、保護者が子どもの発育・発達を相談できる機会として、乳幼児の健康診査を実施していますが、子どもの年齢が高くなるにつれ受診率が低下しています。県下の平均受診率と同様の水準ではありますが、今後も受診しやすい体制の整備とともに未受診者への対策を強化する必要があります。

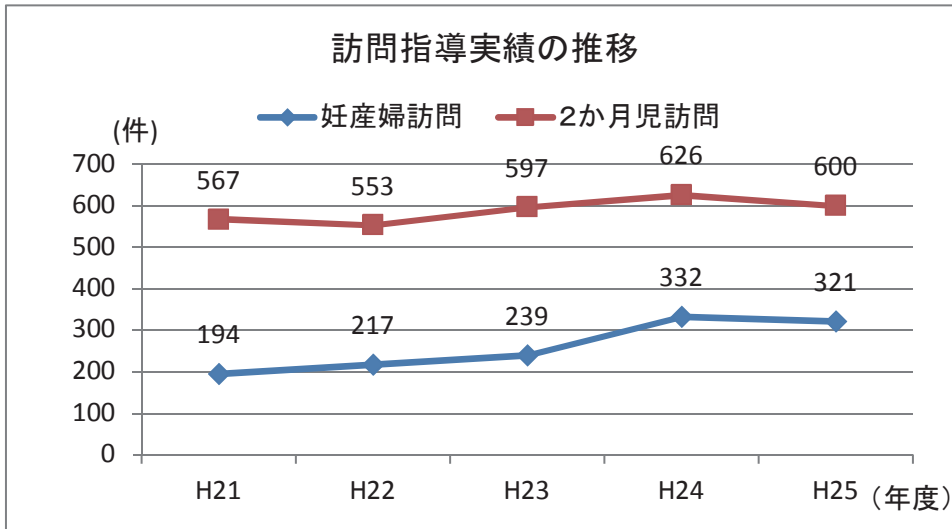
一方、保護者が安心して子どもを育てていくために養育相談等を通じて、子どもが成長していく上で必要とされる知識や技術の伝授を図り、さらに専門的な見解が求められる場合には、個々の子どもや家庭に最も効果的であろう援助を行う必要があります。そのために、関係機関との連携を強める体制の構築が望まれています。

さらに、本市では、小児の夜間救急医療を市外の医療施設に依存していることや、小児科専門の医療施設が開設されていない地域があることなど、より身近な専門医療機関の体制整備が求められています。

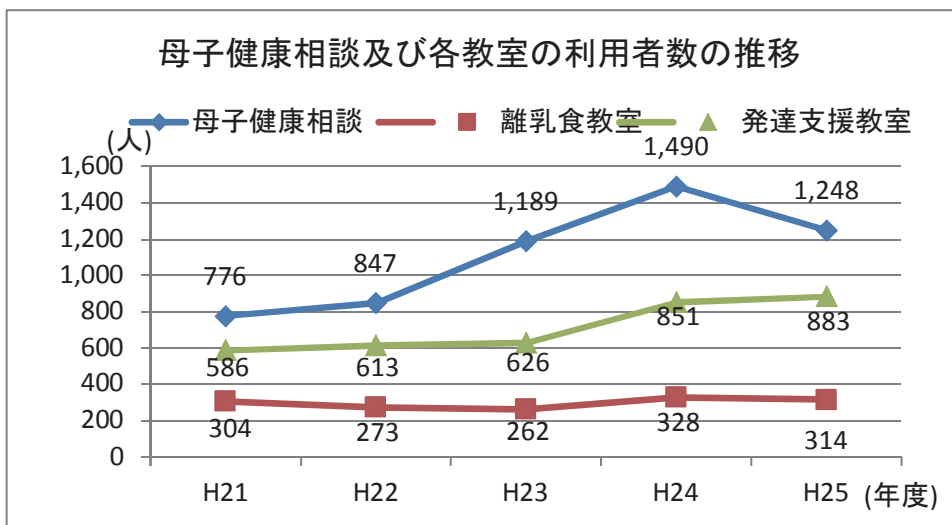


資料：健康増進課

第1節 子育てを支援する



資料:健康増進課



資料:健康増進課

基本施策の方向性

子どもを安心して生み育て、健やかな子どもの成長・発達を促すことができるよう、各種健診や健康相談体制の充実を図り、妊娠期から学齢期まで切れ目のない一貫した健康支援・子育て支援に取り組みます。

不妊治療を受ける夫婦の経済的負担を軽減するため、治療費の助成を行います。

次世代を担う子どもたちの育成を社会全体で支える観点から、子育て家庭の経済的支援、生活支援、就業支援などの充実に取り組みます。

発達面でより丁寧な関わりが必要な子どもに対し、適切な支援を行うため、相談や教室等

第2章 子どもを安心して生み育てることができる、子育て支援のまち

の充実に取り組みます。

児童虐待や子どもの非行を防止するとともに、地域の民生委員・児童委員、母子保健推進員等との連携の下、地域から孤立して子育てをする家庭や育児に対する不安、負担感を抱いている家庭の養育支援の充実に取り組みます。

子どものけがや疾病に対し迅速に対応できるように、関係機関で診療体制について検討し、夜間や緊急時の小児医療体制の充実を図ります。

主要施策の内容

- 子どもを生み育てる健康支援体制の充実
- 健やかな子どもの発育・発達支援（発達相談・発達支援教室等）の充実
- 小児救急医療体制の整備と充実
- 子育て家庭への経済的支援（子ども医療費助成等）の拡充
- 子どもに関する相談の充実（家庭児童相談等）
- 不妊に悩む夫婦の経済的支援の充実



あいら親子つどいの広場

第2節 子育ての環境を整備する

第2節 子育ての環境を整備する

1 子育てを支援するための基盤整備の推進

現状と課題

次代を担う子どもたちが健やかにたくましく育ち、子どもの笑顔があふれる社会のために、子どもと子育てを全力で応援することを目的として、「子どもが主人公」という考え方の下、これまでの「少子化対策」を「子育て支援の強化」へと視点を移し、社会全体で子育てを支えるとともに、「生活と仕事と子育ての調和」のある社会の実現のための様々な支援整備の取り組みが求められています。

本市では、子育てと仕事の両立支援のため男女が共同し、子どもを安心して生み育て、子どもが健やかに育つまちづくりに向け、また、男女の社会への共同参画に伴う育児休業の取得や短時間勤務等、企業の非正規雇用の拡大などを背景とした就業形態の多様化、生活スタイルや家庭・家族の多様な形態に対応しつつ、安定的で持続可能な経済社会を実現するためには、個々の希望する結婚、出産、子育てを支援するとともに、ワーク・ライフ・バランス*（仕事と生活の調和）を図れる社会の環境基盤の充実が求められています。

子育てを支援するための基盤を整備していくなかで、誰もが、子どもを育てることに夢を持てる社会、希望するすべての人が安心して子どもを預けて働くことができる社会を実現するため、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮しつつ、子どもを生み育てながら安心して働き続けられるよう、潜在的な保育需要の充足を視野に入れた児童福祉施設の量的な整備などと併せて、働き方の多様化による保育ニーズに対応する施策の推進に取り組みます。

また、児童手当給付事業やこども医療費助成事業などの養育費の支援、休日保育や病児保育事業、一時保育促進事業など保育サービスの充実に取り組んでいますが、更なる子育てを支援するための取り組みも求められています。

■認可保育所の入所状況

(単位：園、人)

項目	平成22年			平成23年			平成24年			平成25年			平成26年		
	計	公立	私立	計	公立	私立	計	公立	私立	計	公立	私立	計	公立	私立
園数	17	5	12	17	5	12	17	5	12	18	5	13	19	5	14
総数	1,468	302	1,166	1,502	298	1,204	1,582	312	1,270	1,652	315	1,337	1,601	312	1,289
0歳	146	19	127	130	17	113	153	16	137	155	22	133	133	14	119
1歳	213	32	181	244	38	206	233	40	193	254	42	212	252	49	203
2歳	276	54	222	237	40	197	289	54	235	277	50	227	274	52	222
3歳	275	61	214	305	60	245	285	60	225	329	74	255	315	61	254
4歳	285	72	213	287	68	219	325	66	259	300	56	244	334	73	261
5歳	273	64	209	299	75	224	297	76	221	337	71	266	293	63	230

各年10月1日現在

資料：児童福祉課

第2章 子どもを安心して生み育てることができる、子育て支援のまち

■認定こども園措置児童数・入園者数

(単位：人)

項目	平成21年度			平成22年度			平成23年度			平成24年度			平成25年度		
	計	保育	幼教	計	保育	幼教	計	保育	幼教	計	保育	幼教	計	保育	幼教
総数	177	99	78	171	77	94	170	77	93	171	77	94	196	101	95
3歳児未満	38	38	0	24	24	0	26	26	0	20	20	0	36	36	0
3歳児	50	22	28	47	17	30	43	13	30	45	14	31	53	22	31
4歳児	42	20	22	54	17	37	46	18	28	52	17	35	52	20	32
5歳児	47	19	28	46	19	27	55	20	35	54	26	28	55	23	32

資料：蒲生福祉課

■児童クラブの利用状況

(単位：箇所、人)

項目	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度	
	年間利用者	月平均	年間利用者	月平均	年間利用者	月平均	年間利用者	月平均	年間利用者	月平均
小1	1,956	163	2,232	186	2,368	197	2,347	196	2,356	196
小2	2,112	176	2,088	174	1,961	163	1,840	153	1,690	141
小3	1,284	107	1,128	94	1,488	124	1,491	124	1,240	103
小4	504	42	504	42	696	58	746	62	958	80
総数	5,856	488	5,952	496	6,513	542	6,424	535	6,244	520
クラブ数	13		14		15		16		15	

資料：児童福祉課

基本施策の方向性

すべての子どもたちが笑顔で成長していくために、また、すべての家庭が安心して子育てができ、育てる喜びを感じられるために、子育て支援の充実に取り組みます。

就労しながら子育てをしたい家庭を支えるため、認定こども園や認可保育施設の整備、認可外保育施設や幼稚園等の社会資源を最大限に有効活用し、待機児童の解消に取り組むとともに、認可外保育施設の支援を検討します。

共働き家庭だけでなく、家庭で子育てをする保護者も利用できる一時預かりや身近なところで子育て相談が受けられる地域子育て支援拠点の整備をするなど地域の子育ての支援を充実していきます。また、虐待を受けた児童、障がい・病虚弱児童、DV被害の母子に対し、自立支援や心理的なケア等を提供できる専門的な知識を有する職員を育成するなど量的な整備にとどまらず、質的な改善に取り組みます。

そして、家庭・学校・地域・職域その他の社会のあらゆる分野において、国策である『子ども・子育て支援』に対する関心や理解を深め、協働し、それぞれの役目を果たすことが必要であり、このような取り組みを通じ、子どもを生み育てるといふ人々の希望がかなえられ、全ての子どもが健やかに成長できる社会の実現のため、地域子育て支援拠点事業等、地域において親子が気軽に集い、子育て家庭のニーズに合わせて、必要な支援を選択して利用出来るよう、情報の提供や相談・援助養育に関する相談が気軽にできる窓口の充実を図ります。

また、子どもたちが安全に安心して生活できる場を確保するため、認可保育所、小学校の空き教室などの地域の社会資源の有効活用を含めた適切な環境を整備し、乳児期から学齢期まで切れ目のない一貫した子育て支援と利用者の利便性の向上に取り組みます。

第2節 子育ての環境を整備する

主要施策の内容

- 保育所の待機児童の解消
- 各種保育サービスの推進
- 地域子育て支援拠点事業、養育相談等の充実
- 一時預かりの充実



大楠ちびっ子園

第3章

豊かな人間性を育むまち



第3章 豊かな人間性を育むまち

第1節 子どもたちの生きる力を育む教育を推進する

1 学校教育の充実

現状と課題

国や県は、「生きる力」を育む教育の新たな目標の実現に向け施策を展開しています。

本市では、国や県の教育政策の動向及び市の実態を踏まえ、平成23年度に「教育振興基本計画」を策定し、平成25年度に「始良市子育て基本条例」を制定しました。

現在、市内には、公私立幼稚園10園、小学校18校（うち2校は休校中、平成27年度からは松原なぎさ小が開校し19校）、中学校5校があり、約7,500人の幼児、児童・生徒が各幼稚園、小・中学校に通っています。

各幼稚園、小・中学校では、「教育振興基本計画」の「ふるさとを愛し、未来を切り拓く心豊かでたくましい人づくり」及び「始良市子育て基本条例」の「社会全体の協働による子育て・人づくり」の理念を実現するために、「生きる力」の育成を目指し、活力と魅力ある教育を推進しています。今後、始良市として、学校の役割と責任を果たしながら、家庭、地域、事業所と協働により教育の充実を図っていく必要があります。

本市の児童・生徒の学力は、平成25年度県学習定着度調査から県とほぼ同程度あるいはやや上回り、平成26年度全国学力・学習状況調査結果から「知識」に関する問題は全国と同程度あるいはやや上回りますが、「活用」に関する問題に課題が見られる状況です。今後、土台のしっかりとした基礎・基本の力をつけるとともに、読み取る力や、自分の考えの根拠を明確にして伝え合う力など、思考力・判断力・表現力を育成していく必要があります。

そのためには、教員の指導力の向上が必要不可欠であり、さまざまな研修等を通して、学校が子どもの多様な教育的ニーズに対応していく力を高めていく必要があります。

生徒指導においては、規範意識の育成、道徳教育の充実を図りながら、問題行動の未然防止、早期解決のために生徒指導体制を整え、組織的に対応しています。しかし、依然として、不登校等の課題もあり、適応指導教室やスクールカウンセラー等との連携を深め、支援の充実を図っていく必要があります。

体力・運動能力調査結果によると、本市の児童・生徒の体力水準は、学年や種目によっては、国や県をやや下回っているものもあり、積極的に運動する子どもとそうでない子どもの二極化が見られます。また、望ましい食習慣や安全な行動が十分身に付いていない面も見られます。

このような状況に対して、児童・生徒の心身の調和的発達を図るため、運動を通して体力を養うとともに、食育の推進による望ましい食習慣を身に付けさせるなど、健康的な生活習慣を形成する必要があります。

また、児童・生徒の安全を確保するための環境整備や危険予知能力等の育成を図るとともに、学校・家庭・地域社会が連携しながら、安全教育を推進していくことが必要です。

一方、学校関係者評価など地域の声を学校経営へ反映するとともに、家庭教育の在り方を考える中で、家庭や地域との連携を図るなど、開かれた学校づくりを推進しています。今後は、さらに家庭の教育力の向上を図り、地域全体で子育てを進める環境づくりを整え、学校・

第1節 子どもたちの生きる力を育む教育を推進する

家庭・地域が一体となった信頼される学校づくりを進めていく必要があります。

学校施設は、児童・生徒が一日の大半を過ごす場であるとともに、災害時における避難場所としての役割を果たすことから、これまで耐震化を最優先して耐震補強工事や緊急性の高い施設改修等を順次実施しています。

また、市内にある公立の幼稚園、小・中学校は、それぞれ建設時期が異なることから、老朽化の進む施設を年次的な計画により、今後も外壁改修工事や大規模改造工事などの施設整備と屋外運動場などの環境整備の充実を図る必要があります。

■幼稚園、小・中学校、高校、特別支援学校、専修学校数 (単位：園、校)

項目	幼稚園	小学校	中学校	高校	特別支援学校	専修学校等
園数 学校数	10	18	5	4	1	1

平成26年5月1日現在

資料：学校基本調査

■幼稚園、小・中学校、高校、特別支援学校、専修学校等の園児、児童・生徒数の推移 (単位：人)

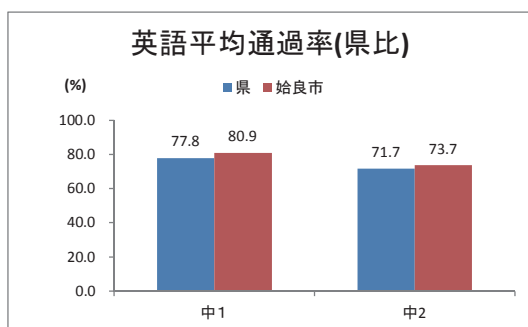
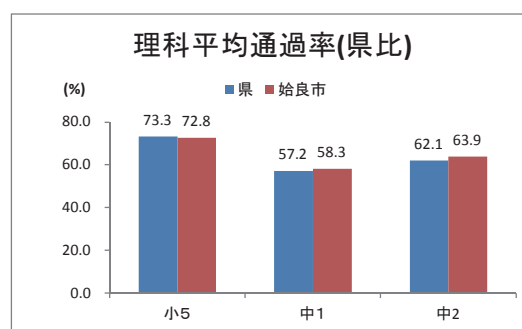
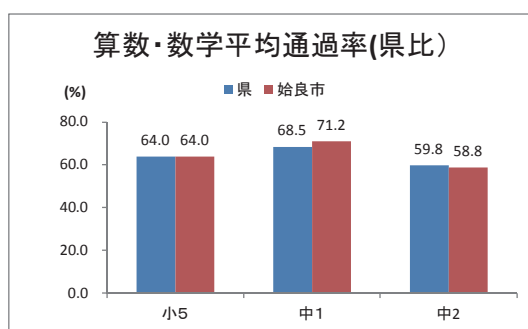
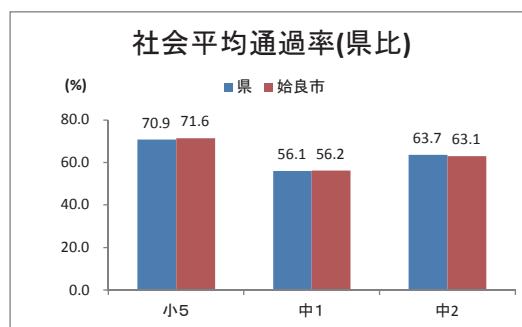
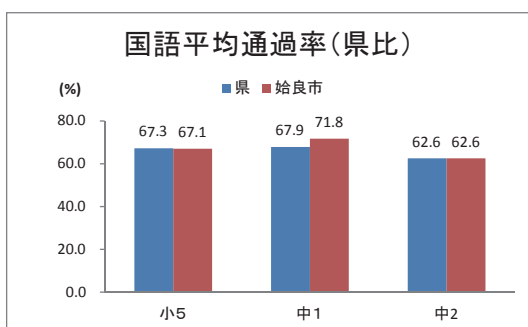
項目	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
幼稚園	930	891	855	817	882	919
小学校	4,372	4,382	4,402	4,390	4,303	4,324
中学校	2,386	2,301	2,263	2,253	2,262	2,294
高校	2,526	2,537	2,544	2,548	2,483	2,487
特別支援学校	67	77	78	75	74	72
専修学校等	187	218	238	208	199	148

※各年5月1日現在

資料：学校基本調査

第3章 豊かな人間性を育むまち

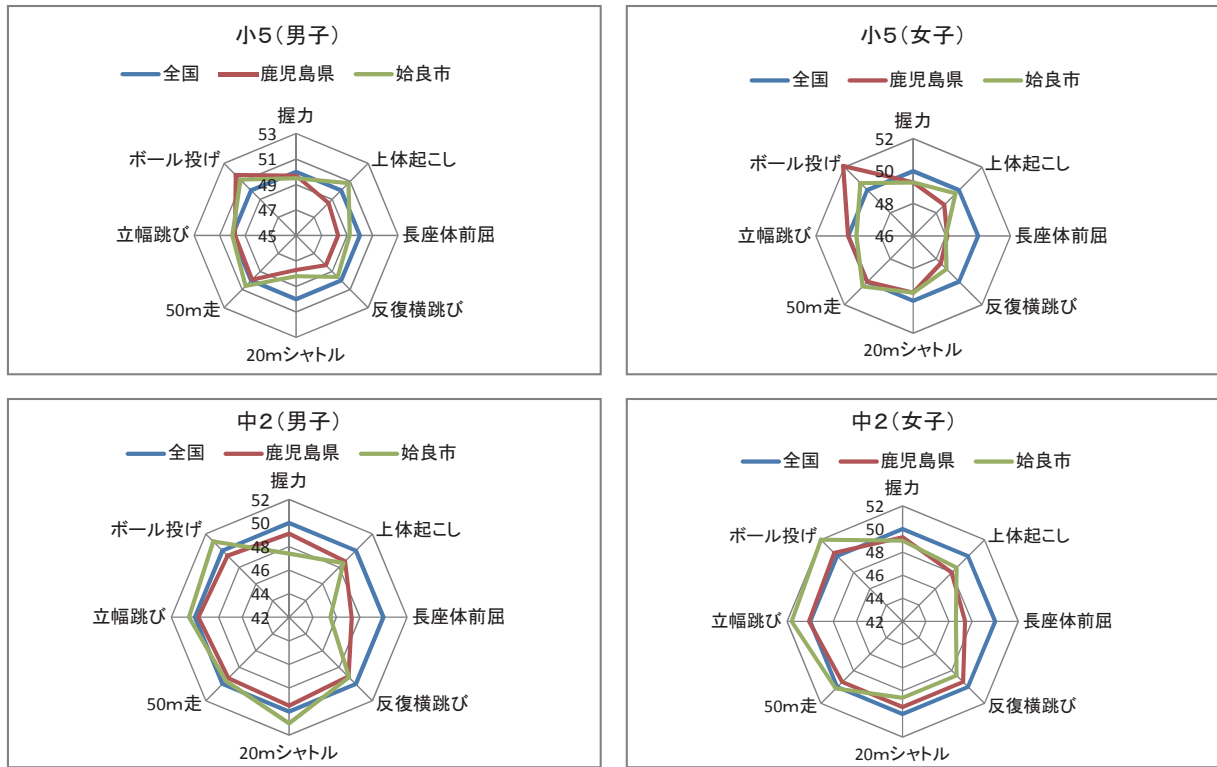
■平成25年度 鹿児島学習定着度調査における平均通過率



資料：学校教育課

第1節 子どもたちの生きる力を育む教育を推進する

■平成25年度 体力・運動能力調査結果 (全国を50(基準)とした場合の比較)



資料：保健体育課

基本施策の方向性

国や県の教育の動向を踏まえるとともに、本市の自然・歴史・文化・伝統等、地域の特性に基づき、「住みよいまちの教育的風土や歴史・文化を発展的に融合させた活力と魅力ある教育」を学校教育の基本理念とし、「生きる力」の育成に向けて、次の5つの柱を基に基本施策を推進します。

(1) 規範意識を養い、豊かな心と健やかな体を育む教育の推進

児童・生徒の実態を踏まえ、学校段階や発達の段階に応じた、道徳教育の充実を図るとともに、読書を通じた子どもの心を耕す活動、自己肯定感・自己有用感を育てる子育ての推進、郷土の自然・歴史・文化をつなぐ活動、専門家と連携したいじめや不登校への対応などを通して、豊かな心を育みます。

また、運動に親しむ資質や能力を身に付け、基礎体力を高める体育指導の充実を図り、発達の段階に応じた健康に関する指導や食に関する指導を通して、健やかな体を育みます。

(2) 個々の能力を伸ばし、社会で自立できる力を育む教育の推進

義務教育9年間を見通した小・中連携による学力向上の取り組みを推進し、児童・生徒の将来への夢や志を育むキャリア教育*の推進、一人一人の児童・生徒の教育的ニーズに基づく学習指導の充実、幼・保・小・中・高連携による緩やかな校種の接続と教育の連続性の確保などを通して、一人一人の能力を伸ばし、社会で自立できる力を育成します。

(3) 児童・生徒や保護者、地域社会に信頼される学校づくりの推進

各種研修会等を通して教職員の資質向上を図るとともに、学校評議員制度や学校関係者評価等を活用した地域に開かれた信頼される学校づくりを推進します。

第3章 豊かな人間性を育むまち

(4) 地域全体で子どもを守り育てる環境づくりの推進

身近な生活の安全、交通安全、防災教育の在り方を重視し、各学校の安全管理体制の整備を図るとともに、学校と地域が融合し、地域全体で子どもを守り育てる環境づくりを推進します。

(5) 良好な教育環境の整備及び充実

年次的な計画により、教育環境の整備・充実を図ります。

主要施策の内容

- 始良市子育て基本条例に基づく、学校・家庭・地域・事業所の協働による子育て・人づくりの推進
 - ・ 小・中連携を核にした各学校における学力向上アクションプランの推進
 - ・ 体力・気力アップ始良っ子育成プランの推進
 - ・ 地域が育むキャリア教育*推進プランの推進
- モラリティ・インクルーブメント（道徳性の向上）推進プランの推進
- いじめ・不登校問題対応プランの推進
- 活力ある学校、魅力ある学校づくり事業の推進
- 体すこやか食育推進プランの推進
- 理数・外国語教育の推進
- 安全・安心な学校施設等の整備及び充実



JICA国際協力出前講座

第1節 子どもたちの生きる力を育む教育を推進する

2 地域ぐるみの青少年の健全育成

現状と課題

国においては、学校教育の改革とともに、家庭や地域社会の教育力の再生を目指し、社会全体で青少年を育てる環境の整備が進められています。

しかし、青少年の現状については、基礎的・基本的な知識や技術、生活習慣、自制心、規範意識の習得不足を指摘されており、いずれも青少年の学ぶ意欲や自主的、主体的に取り組む姿勢に課題があるとされています。

このような現代社会にあっては、地域社会を挙げて青少年を見守り育む環境づくりが必要です。そのため、子どもたちが教育的な風土や伝統に学び、異年齢間による交流や体験活動を通して限らない潜在能力を導き出し、将来において豊かな人間性や主体性、社会性、責任感を育みながら、社会生活を営み、心身の成長を遂げる場として、地域社会は重要な役割を果たす必要があります。

本市では、現在、青少年教育事業の一環として、体験活動からなるさまざまな活動プログラムを実践しています。本市の将来を担う青少年に、継続的かつ独創的な体験活動の場を提供する「あいら未来特使団事業」、親元を離れて異年齢集団による長期共同宿泊生活を味わう「A I R Aふるさと学寮」、古代と未来を併せ持つ本市の特性を生かした体験活動を学ぶ「A I R Aふるさとチャレンジャー」、地域内の子どもから高齢者までが触れ合う場としての世代間交流などを各地域の取り組みとして実施しています。また、「ムーミン講座」による体験活動や郷土教育の習得、「スクール・サポート・ボランティア・コーディネーター(S S V C)事業」による学校教育活動及び家庭教育の支援、ジュニアリーダークラブの育成などを実践しているほか、地域子ども会や自治会・校区などでも、それぞれに地域の特性を活かした青少年健全育成事業が展開されています。

昨今では、少子化による青少年人口の減少及び子ども会離れによる会員の減少、学校部活動やスポーツ少年団活動との両立など、現代社会特有の課題点を抱えている現状もあり、これらの対応策として、市青少年育成市民会議や青少年問題協議会などの諸対策会議を設立していますが、今後は、各会において青少年健全育成に向けた取り組みへの意見を集約し、諸対策会議からの提言として施策に反映させることが必要となってきます。

また、家庭環境の変化、パソコンや携帯電話の普及に伴う生活様式の変容、市街地の都市化による犯罪誘発の要因など、子どもたちを取り巻く社会環境の変化は、青少年の健全育成に悪い影響を及ぼすことにもなっています。

そのため、今後は、家庭のみならず地域ぐるみで、さらには、学校との連携により子どもたちを取り巻く社会環境の浄化に努めていく必要があります。

第3章 豊かな人間性を育むまち

■主な青少年育成関連事業一覧

No.	事業名	実施時期	No.	事業名	実施時期
1	地区ジュニアリーダー研修会	5月	16	地区子ども会大会・創作活動大会	8～9月
2	ムーミン講座	5～12月	17	市若者バレーボール大会	9月
3	市青少年芸術鑑賞事業	6月	18	加治木文化祭	10月
4	青少年のための芸術鑑賞事業	6月	19	市町村による青少年劇場	10・11月
5	A I R Aふるさと学寮	6月	20	蒲生文化祭	11月
6	市子連スポーツ大会	6月	21	始良文化祭	11月
7	全国読書感想文コンクール	6～1月	22	かじき秋まつり	11月
8	A I R Aふるさとチャレンジャー	6～12月	23	日本一大楠どんと秋まつり	11月
9	マヤフェスタ	7月	24	市文化芸術祭	11月
10	青少年ふるさと美化活動	7月	25	あいらふるさと祭り	12月
11	ふれあう旅「韓国」	7月	26	市成人式	1月
12	あいら未来特使団事業	8月	27	市子連スケート教室	2月
13	地区ジュニアリーダー・高校生クラブ等交流大会	8月	28	市立少年少女合唱団	通年
14	加治木太鼓踊大会	8月	29	スターランドA I R A天文教室	通年
15	蒲生太鼓踊り公開	8月	30	スクール・サポート・ボランティア・コーディネーター(SSVC)事業	通年

平成26年10月1日現在

資料：社会教育課

基本施策の方向性

平成25年4月1日に施行した「始良市子育て基本条例」に基づき、子どもたちに関わるすべて（家庭・学校・地域・事業所・行政）の役割と責任を明確にしたうえで、これらが一体となった協働による青少年の健全育成を推進するとともに、地域環境の整備、指導体制の強化、非行防止や環境浄化活動の充実を図ります。

なかでも、同世代間の子どもたちによる交流活動では横年代層への波及が期待され、さらには、子どもから高齢者まで異世代間による交流活動では縦年代層への波及が期待されることから、これら交流活動の推進に率先して取り組みます。同時に、ボランティア精神や学習意欲が高まるような創意工夫をこらした青少年健全育成事業を展開することで、地域における教育力の向上を目指します。

さらに、地域の豊かな自然や伝統文化を生かした郷土色あふれる体験活動を展開する中で、先導役となる人材の発掘や指導者及び青少年リーダーの養成に努めます。また、人材の発掘にあっては、地域活動だけでなく学校や家庭での社会学習活動を支援するボランティアの養成に努め、地域の人材、特に高齢層の人材を活かした学習機会の充実を図ります。

一方、社会教育施設や事業体施設等の有効活用を図りながら、地域内で学習活動を展開していく公民館やコミュニティセンター等の拠点づくりに努めます。

また、現代社会が抱えるさまざまな課題を解決していくため、市青少年育成市民会議や市青少年問題協議会など諸対策会議では、組織の運営促進と内容充実を図りながら、集約意見を提言として施策に反映させます。そして、学校、PTA、子ども会育成会など、関係機関・団体との連絡体制を密にして、事業所への協力要請を図りながら青少年問題の現状に即した改善策を講じます。

さらに、子ども会、ジュニアリーダークラブ、青年団等、現存の青少年団体活動を積極的に支援するとともに、地域の活性化と連動した活動プログラムの企画立案を図ります。

青少年健全育成事業を推進するにあたり、家庭、学校、地域、事業所における四者間の連

第1節 子どもたちの生きる力を育む教育を推進する

携強化を図り、相互の協調・協力体制の構築に努めます。

主要施策の内容

- 地域社会における教育力の向上と地域ぐるみ活動の充実
- 青少年育成活動の推進と人材育成事業の充実
- 青少年育成活動の拠点づくりと指導体制の構築
- 青少年育成組織の連携強化による非行防止活動の推進
- 青少年育成団体の支援と地域活性化への貢献
- 学校・地域融合型人づくりの教育プランの推進
- 家庭、学校、地域、事業所の四者連携による協働体制の構築



A I R Aふるさと学寮

第3章 豊かな人間性を育むまち

第2節 いつでも、どこでも、だれでも学べる環境を整備する

1 生涯学習推進体制の充実

現状と課題

近年、生活水準の向上や余暇時間の増大、市民の学習意欲の向上、さらには、情報化や国際化の進展による学習意識の多様化などが進んでおり、自ら進んで学習を選択できる環境の設定が必要となっています。学校教育だけでは得ることのできない知識・技術の習得や体験活動の場など、「いつでも・どこでも・だれでも」取り組める多種多様な生涯学習*の場の提供が望まれています。

また、平成18年12月に改正された教育基本法には、これまでにはなかった新たな条文として、第3条に「国民一人一人が自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に活かすことのできる社会の実現が図られなければならない。」という条文が加わっています。

本市では、生涯学習*事業の一環として、高齢者学級、女性学級、家庭教育学級の開設や、人権教育の推進などに取り組んでいます。また、公民館講座においても、始良・加治木・蒲生公民館や各地区公民館等で年間講座及び短期講座を開設しており、その修了生が継続学習を希望する場合は、生涯学習*同好会・自主グループにおいて活動を継続できる体制を整えています。

今後は、学習機会の設定や学習情報の提供だけでなく、こうした学級や団体における物心両面の学習支援を強化することも必要になっています。

また、図書館は、図書館システム統合により身近な図書館・図書室で資料の貸出・返却、ウェブ登録による資料の貸出予約、IC付携帯電話による貸出など利用者サービスが向上していますが、急速に変化し続ける情報媒体に対応できる機器の導入、そして視聴覚ライブラリーも含めた図書館施設の機能を十分活用した、地域の知の拠点、地域文化の創造の場として新たな図書館サービスを展開していく必要があります。

市民が自ら学び、地域や自己の課題解決を図るため必要となってくる医療・福祉支援、生活支援、ビジネス支援などの役割が求められています。

現在、始良公民館、蒲生公民館、各地区公民館、中央図書館、加治木図書館、文化会館「加音ホール」、加治木福祉センター、龍門陶芸・健康の里「陶夢ランド」などが生涯学習*推進の拠点となっていますが、施設の機能に対するニーズに応えるには、各小・中学校のほか、各公民館図書室、椋鳩十文学記念館、スターランドAIRA、蒲生ふるさと交流館など、あらかじめ学習環境が整備されている身近な公共施設等を有効活用することも検討する必要があります。

今後も生涯学習*内容の工夫・改善を図りながら、各種講座の講師・指導者の人材及び学習資料の確保に努め、学習者の発表機会の拡充や適宜活用など、さらに前進した生涯学習*推進体制を充実することが必要です。

第2節 いつでも、どこでも、だれでも学べる環境を整備する

■社会教育・公民館等施設一覧

No.	種別	施設名	建設年度	設備
1	社会教育	棕鳩十文学記念館	平成2年6月	棕鳩十書斎、展示室、資料室、閲覧室、自由の館
2		北山野外研修センター	平成3年7月	宿泊棟、テントサイト、炊事棟、キャンプファイヤー場
3		スターランドAIRA	平成5年7月	プラネタリウム、学習室、観測室、展示室、談話室
4		蒲生ふるさと交流館	平成22年4月	多目的ホール、展示室、資料室、収蔵室
5		歴史民俗資料館	昭和63年1月	展示室、収蔵庫、研修室、映像コーナー、地形模型
6		加治木郷土館	昭和47年10月	1階展示室、2階展示室
7		龍門陶芸・健康の里「陶夢ランド」	平成14年3月	陶芸体験館、屋内競技場、多目的広場
8	公民館	始良公民館	昭和49年6月	ホール、会議室、研修室、和室、調理室、多目的室
9		蒲生公民館	昭和54年8月	ホール、会議室、研修室、和室、調理室、視聴覚室、図書室
10		帖佐地区公民館	昭和58年3月	和室、調理室、子ども室、図書室、会議室
11		松原地区公民館	昭和63年3月	会議室、研修室、和室、調理室、子ども室、図書室
12		脇元地区公民館	昭和62年4月	会議室、研修室、和室、調理室、幼児室、図書室
13		重富地区公民館	昭和54年1月	会議室、研修室、和室、調理室、図書室
14		山田地区公民館	昭和57年3月	会議室、研修室、和室、調理室、図書室

平成26年10月1日現在

資料：社会教育課

■社会教育学級

No.	事業名	実施時期	対象	主催
1	家庭教育学級	通年	公立幼稚園・小学校・中学校	市教委
2	家庭教育推進事業		私立幼稚園	市教委
3	加治木ゆずり葉学級	5～2月	高齢者	市教委
4	始良ゆずり葉学級		高齢者	市教委
5	帖佐ゆずり葉学級		高齢者	市教委
6	重富ゆずり葉学級		高齢者	市教委
7	山田ゆずり葉学級		高齢者	市教委
8	蒲生ゆずり葉学級		高齢者	市教委
9	加治木あやめ学級		女性	市教委
10	始良あやめ学級		女性	市教委
11	蒲生あやめ学級		女性	市教委

平成26年10月1日現在

資料：社会教育課

第3章 豊かな人間性を育むまち

■社会教育関係団体

No.	団体名	結成年月	構成
1	始良市青少年育成市民会議	平成23年7月7日	青少年育成部会、家庭部会、環境部会
2	始良市子ども会育成連絡協議会	平成22年5月8日	単位子ども会(138)
3	始良市PTA連絡協議会	平成22年6月3日	小学校(16)、中学校(5)、高校(4)、支援(1)
4	始良市校外生活指導連絡協議会	平成22年6月30日	
5	始良市女性団体連絡会	平成22年7月16日	町女団連(3)、団体(2)
6	始良市生活学校連絡会	平成22年6月17日	町生活学校(3)
7	始良市文化協会	平成22年8月9日	町文化協会(3)
8	始良市青年団	平成22年3月23日	
9	始良市おやじの会	平成22年7月11日	小学校(13)、中学校(4)
10	ジュニアリーダークラブ「どんぐり」	平成22年5月15日	
11	始良市青少年問題協議会	平成23年1月27日	
12	始良市立少年少女合唱団	平成22年4月17日	

平成26年10月1日現在

資料：社会教育課

■図書館施設一覧

No.	種別	施設名	建設年度	設備
1	図書館	中央図書館	平成9年3月	開架スペース・閉架書庫・おはなしコーナー・畳のコーナー・くつろぎコーナー・読書コーナー・パソコンコーナー・AVコーナー・研修室・視聴覚室・ふれあいプラザ・創作室・朗読室・談話室
2		加治木図書館	昭和12年9月	開架スペース・閉架書庫・おはなしコーナー・研修室

資料：図書館事務局

■図書館の利用状況等(平成25年度)

(単位：冊、人)

図書館	蔵書冊数	来館者数	登録者総数	貸出冊数
中央図書館	164,543	226,295	/	305,302
加治木図書館	44,318	23,133		57,892
蒲生公民館図書室	18,345	4,501		8,928
計	227,206	253,929	55,732	372,122

資料：図書館事務局

■移動図書館の運行状況(平成25年度)

項目	巡回回数	コース	巡回場所	貸出冊数
移動図書館	460回	7コース	27か所	22,928冊

資料：図書館事務局

基本施策の方向性

急激な時代変化に対応できる生涯学習*推進体制の構築に向けて、生涯学習*相談窓口を設置し、学習推進に関する情報提供を図ります。

そして、市民の学習ニーズに対応した学級・講座の多様化と社会教育施設を活用した学習

第2節 いつでも、どこでも、だれでも学べる環境を整備する

機会の拡充を図るとともに、学級・講座修了生及び講師・指導者等の人材データベースの作成と有効活用に努めます。

成人学級にあっては、高齢者学級、女性学級、家庭教育学級、人権教育等への取り組みを強化します。高齢者学級「ゆずり葉学級」と女性学級「あやめ学級」については、時代の変化に即した独自性かつ魅力ある学習プログラムを提供し、受講者の生きがいを支援します。

また、家庭教育学級は、公立小・中学校、幼稚園のすべてで開設し、子どもたちの健やかな成長の基盤である家庭生活を充実させるため、年齢期に応じた学習機会を確保します。

人権教育については、各種社会教育事業の場に研修機会を織り込んで、差別のない社会づくりと人権啓発に努めます。

公民館講座については、市内各公民館を活動拠点にして、市民の学習ニーズに適応した学習情報を提供しながら魅力ある講座を開設するとともに、継続学習者への支援体制を整備します。

図書館は、「出会いを広げる図書館 - 生きがいを高める図書館 - 希望の未来をふくらませる図書館」としてサービスの向上を図ります。

「始良市子ども読書活動推進計画」に基づき、公共図書館・学校・家庭・地域が連携し、親子読書や家読をはじめ様々な読書活動を推進していくための体制を整備します。

資料の充実はもとより移動図書館車や巡回文庫、ブックスタートなど市民が利用しやすい読書環境の整備・充実に努めます。

図書館システムや広範囲に及ぶ横断検索システムにより、市民のニーズに応えた資料提供を行うとともに、地域や自己の課題解決を図るため必要なコーナーの新設や、「地域の知の拠点」、「地域文化の創造の場」にふさわしい新たな図書館サービスの在り方を検討します。

今後、生涯学習*活動拠点の機能をさらに強化しながら身近な公共施設等の有効活用を図り、市民が主体的に「いつでも、どこでも、だれでも」学ぶことのできる生涯学習*体制の整備に努めます。

棕鳩十文学記念館については、主管事業の充実化を図りながらイベント企画・広報活動の充実を目指すとともに、幅広い年齢層を対象にした独自性を活かした利用方法を検討します。

北山野外研修センターについては、より多目的な利用方法を検討し、スターランドAIRAについては、主管事業の充実を図る中で魅力ある天文教育の実践と利用促進に努めます。また、隣接する郷土芸能等伝承館「北山伝承館」と連携し、3施設が生涯学習*施設として一体的な有効活用を図ることで、北山地区の振興・発展にも寄与することを目指します。

龍門陶芸・健康の里「陶夢ランド」及び蒲生ふるさと交流館については、指定管理者制度*の導入による多目的な利用方法を検討しながら文化・スポーツの拠点づくりにふさわしい利用に供します。

生涯学習*推進体制については、「市民の要望」と「社会の要請」の均衡を保ちながら、関係部署との協調連携をもって、市全体を挙げての取り組みの強化を目指します。

第3章 豊かな人間性を育むまち

主要施策の内容

- 生涯学習*推進体制の強化と講師及び指導者等の人材確保
- 生涯学習*学級・公民館講座の内容充実
- 生涯学習*相談及び情報提供体制の確立
- 図書館サービスの充実と図書館環境整備
- 始良市子ども読書活動推進計画の推進
- 社会教育施設における主管事業の充実とタイアップ事業の強化
- 社会教育施設における多目的利用化の推進
- 地域の人材の発掘と活用（人材データベースの作成）



椋鳩十文学記念館

第2節 いつでも、どこでも、だれでも学べる環境を整備する

2 健康な心と体を育むスポーツ・レクリエーションの推進

現状と課題

国は、「いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむ生涯スポーツの社会」の実現を目指してさまざまなスポーツ振興施策を推進しており、平成23年6月には「スポーツ基本法」が公布され、その基本理念には「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、すべての人の権利である」と明記されています。

県では、平成22年6月に「スポーツ振興かごしま県民条例」を策定し、県民が生涯にわたってスポーツに親しみ、健やかな生活を送ることが大切であることを奨励しています。

また、平成25年度から「する・観る・支える」をキーワードに全ての県民が、それぞれの関心や適正に応じて主体的・継続的にスポーツ・レクリエーション活動に親しみ、スポーツをとおして、支えあうことのできる活力ある社会づくりを目指す「マイライフ・マイスポーツ運動」をスタートしています。

本市では、市民一人一人が健康で生きがいのあるライフスタイルを確立し、自ら進んで体力づくりや健康づくり、仲間づくりを行うため、いつでも、どこでも、だれでも参加できるスポーツ環境の整備を図っています。

特に、多種目に多世代が参加できる総合型地域スポーツクラブ*は、市民の年齢、興味・関心、体力、技術レベルに応じて活動できるスポーツ環境が整ってきています。

また、競技団体や校区・地区単位による体育・スポーツイベントの開催やスポーツ推進委員、市体育協会との連携による各種大会の開催等により、多くの市民がスポーツ活動に参加しています。その主な活動拠点となっているのが社会体育施設や学校の体育施設です。

その中で、子どもたちのスポーツ環境においては、スポーツ少年団への加入率や競技スポーツ人口が年々減少しており、将来を見通したスポーツへの興味、関心を持たせるための育成の在り方を検討する必要があります。

この子どもたちのスポーツへの関心度が表すように、子どもの体力低下が懸念されており、子どもの体力や外遊び、スポーツの重要性などについて理解を促し、学校体育の充実を図ることはもとより、家庭、地域社会での子どもの体力向上を目指した取り組みを行うため、スポーツ少年団をはじめ関係団体等と連携を図る必要があります。

さらに、レクリエーション協会やスポーツ推進委員等との連携により、子どもから高齢者まで年齢や性別を問わず誰でも取り組みやすいニュースポーツ*等を普及させ、市民がスポーツに触れる機会を確保する必要があります。

そのためにも、高い指導力や専門技術を有した指導者の育成や人材の発掘を行い、競技人口の拡大や競技力の向上を図る必要があります。

平成32年に本県で開催される国民体育大会に向けて、現在の小・中学生の競技力強化の一環として、発育・発達段階に応じた選手の育成とその指導者の養成に努めることが必要となっています。

さらに、各競技団体や関係機関との連携を図りながら、市民の競技力向上に関する意識の

第3章 豊かな人間性を育むまち

高揚に努めるとともに、指導体制の充実及び選手の育成強化などを推進する必要があります。

市民の誰もが楽しくスポーツをするためには、拠点となるスポーツ施設の整備が重要です。

老朽化した体育施設は、市民が安心して安全に利用するために計画的に整備・改修し、維持管理を進める必要があります。

また、高齢者のスポーツ人口の拡大は、高齢者の健康増進、医療費削減等につながることから、関係機関等と連携を図りながら高齢者のニーズに対応した施設の整備の充実が必要です。

■社会体育施設の利用状況

(単位：人)

項 目		平成23年度	平成24年度	平成25年度
運動公園・体育館	総合運動公園	194,433	199,613	198,535
	加治木体育館	24,746	24,446	27,180
	加治木運動場	54,965	52,597	46,921
	始良体育センター	38,880	39,416	37,064
	蒲生体育館「おおくすアリーナ」	64,593	67,199	66,188
	蒲生大楠運動公園球技場	12,501	15,712	18,281
	蒲生大楠運動公園多目的屋内運動場	4,848	5,490	5,723
弓道場	加治木弓道場	13,883	13,045	16,946
	蒲生弓道場	3,635	4,815	4,411
	始良弓道場	8,451	8,438	8,036
合 計		420,935	430,771	429,285

資料：保健体育課

■スポーツ少年団一覧

(単位：人)

種 目	平成23年度		平成26年度	
	団体数	団員数	団体数	団員数
バレーボール	12	187	11	155
サッカー	7	187	7	129
剣 道	7	61	6	76
野 球	6	148	6	117
空 手	6	52	8	84
ソフトボール	9	138	6	73
ミニバスケットボール	3	86	3	99
柔 道	2	18	2	16
水 泳	1	21	1	26
合 計	53	898	50	775

資料：保健体育課

第2節 いつでも、どこでも、だれでも学べる環境を整備する

基本施策の方向性

(1) 生涯スポーツの推進

市民がスポーツ活動への参加を通じ、健康的で豊かな生活を送れるように、スポーツ活動団体への支援や地域スポーツ推進体制の強化を図るとともに、指導者の養成と活躍の場の提供に努めます。

(2) 競技スポーツの推進

競技力の向上を図るため、研修会・講習会の実施や各種競技の大規模スポーツ大会の誘致・開催、本市出身スポーツ選手によるスポーツ教室等の開催に努めます。

(3) スポーツ環境の整備充実の推進

体育館等の既存スポーツ施設の改修や弓道場、グラウンドゴルフ場施設等、市民のニーズに対応したスポーツ施設の整備に努めます。

主要施策の内容

- 子どもの体力向上
- ニュースポーツ*の普及
- 地域スポーツの活性化及び高齢者スポーツの充実
- スポーツ指導者の育成と活用
- 競技力向上の推進（スポーツ少年団活動の充実、学校体育の充実等）
- 指導者の育成及び人材発掘や郷土出身選手によるスポーツ教室等の開催
- 各種大規模スポーツ大会の開催と観戦機会の拡充
- スポーツ施設の計画的な改修・整備
- 高齢者等に配慮した施設の整備
- 市民のニーズに対応したスポーツ施設の整備
- スポーツ推進審議会の発足及びスポーツ推進計画の策定



総合運動公園

第3章 豊かな人間性を育むまち

3 歴史を活かした多彩な文化の育成

現状と課題

現在、市内には指定文化財が186件、登録文化財が13件、計199件あり、この数は県内市町村でも有数のもので、本市は文化財の宝庫といえます。

このうち、国指定文化財は5件で、史跡は「宮田ヶ岡瓦窯跡」、「大口筋白銀坂・龍門司坂」、「南浦文之墓」、特別天然記念物は「蒲生のクス」、有形文化財は「銅鏡（秋草双雀文様一面）」となっています。

また、県指定文化財は15件、市指定文化財は166件あります。このほかに、周知の埋蔵文化財包蔵地が234件あり、路傍の田の神像や石碑などを含むと未指定の文化財は500件を超えています。

本市では、指定文化財の所有者及び管理者に対して、適切な保存措置を指導助言し、可能な限り市民へ公開できるよう努めていく必要があるとともに、未指定の文化財については、今後、地域遺産の研究解明と保存・活用に向けて早急な措置を講じていくことが重要です。

埋蔵文化財包蔵地については、開発行為申請者側との事前調整が必要とされる中、年間150件以上の照会と早急な回答が必要となっています。今後予定される数々の開発行為にも適切な対応をとれるよう、早急に文化財の調査体制を整えていくことが求められています。

また、指定文化財の修復業務や史跡整備事業についても、老朽化や損傷の程度により、深い専門知識と慎重な処置が求められること、さらに公有地化等の問題点も抱えています。

このほか、文化財関連施設として、歴史民俗資料館と加治木郷土館を管理運営していますが、生涯学習*の意欲の高まりとともに、市民からはより高いサービスの提供を求められています。

しかし、両館ともに収蔵庫の狭あいさと施設の老朽化により、あらゆる事業に対応しにくいといった問題点を抱えていることから、今後は、博物館機能を兼ね備えた総合的な施設の整備も望まれています。

■文化財の指定状況

(単位：件)

区分	有形文化財	無形文化財	有形民俗文化財	無形民俗文化財	史跡	天然記念物	計
国指定	1				3	1	5
県指定	7		4	1	3		15
市指定	64	1	10	23	65	3	166
〔小計〕	72	1	14	24	71	4	186
登録	13						13
選択				3			3
〔合計〕	85	1	14	27	71	4	202

平成26年10月1日現在

資料：社会教育課

第2節 いつでも、どこでも、だれでも学べる環境を整備する

国・県指定文化財一覧

■国指定文化財 5件

No.	区 分	名 称	指定年月日
1	記念物（史跡）	大隅国分寺跡附宮田ヶ岡瓦窯跡	平成16年9月30日
2	記念物（史跡）	大口筋 白銀坂・龍門司坂	平成18年7月28日
3	記念物（史跡）	南浦文之墓	昭和11年9月3日
4	特別天然記念物	蒲生のクス	昭和27年3月29日
5	有形文化財（工芸品）	銅鏡 秋草双雀文様 一面	大正7年4月8日

平成26年10月1日現在

資料：社会教育課

■県指定文化財 15件

No.	区 分	名 称	指定年月日
1	有形文化財（工芸品）	刀（銘主馬首藤原朝臣一平安代）	昭和35年6月20日
2	記念物（史跡）	古帖佐焼宇都窯跡	平成14年4月23日
3	有形文化財（書跡）	桑畑文書	昭和29年3月15日
4	有形文化財（書跡）	名山楼詩集版木	昭和29年3月15日
5	無形民俗文化財	吉左右踊・太鼓踊	昭和36年8月16日
6	記念物（史跡）	龍門司焼古窯	昭和42年3月31日
7	有形民俗文化財	加治木町木田の田の神	昭和43年3月29日
8	有形文化財（建造物）	日木山宝塔	平成16年4月20日
9	有形民俗文化財	下久徳の田の神	昭和43年3月29日
10	有形民俗文化財	漆の田の神	昭和43年3月29日
11	有形民俗文化財	漆の庚申塔	昭和50年3月31日
12	有形文化財（古文書）	蒲生御仮屋文書	平成19年4月24日
13	有形文化財（考古資料）	御里窯出土資料	平成22年4月23日
14	記念物（史跡）	建昌城跡	平成23年4月19日
15	有形文化財（建造物）	蒲生御仮屋門	平成23年4月19日

平成26年10月1日現在

資料：社会教育課

基本施策の方向性

本市は、県下でも有数の文化財を有しており、積極的に文化財の保存と活用を推進し、歴史を活かした多彩な文化の醸成を進める必要があります。

今後、寺院・中世城館・神社・古石塔・記念碑等、市内に所在する文化財に埋蔵文化財を含めた基本調査を計画的に実施し、調査報告書として結果を公開していきます。

また、文化財や史跡等の修復については、優先順位を設けて取り組んでいきます。

埋蔵文化財については、開発行為に即応するため、迅速な現地立会いを経て、分布調査、確認調査または本調査等を行います。

史跡の整備計画については、早期の公有地化に取り組みながら順次整備を行い、史跡公園として広く公開していきます。

歴史民俗資料館については、常設展示の充実、特別展の開催、歴史講座の開設により、市民の要望に対応していきます。

また、加治木郷土館については、人や時代に焦点を絞った特色ある展示を進めます。

さらに、郷土の歴史や身近な文化財に触れ親しむ機会を拡充させるため、総合的歴史資料

第3章 豊かな人間性を育むまち

館の基本構想・基本計画の策定に取り組みます。

このほか、市ゆかりの古文書群を市誌編さんに供するため、史料集として年次的に刊行していきます。

伝統工芸や郷土芸能については、現有の継承者への支援強化を図りながら、指導者及び後継者の養成に努めます。

主要施策の内容

- 市文化財基本調査事業の実施（寺院・中世城館・神社・古石塔・記念碑）
- 市内重要遺跡の確認調査事業の実施（鋼山製鉄所跡・岩屋寺跡ほか）
- 民俗芸能伝承団体への支援と後継者の育成強化
- 埋蔵文化財収蔵庫（吉原文化財事務所）の整備・出土品の管理の徹底
- 総合的歴史資料館の基本構想・基本計画の策定
- 国史跡及び県史跡の公有地化並びに史跡公園化の推進
- 文化財愛護思想の普及のため、文化財マップの配布・標柱案内看板設置の促進
- 市誌史料集刊行事業の推進
- 花園寺跡・森山家住宅等の保存整備事業の推進



歴史民俗資料館

第2節 いつでも、どこでも、だれでも学べる環境を整備する

4 豊かな心を育む文化芸術の振興

現状と課題

文化芸術は、豊かな人間性を育み、感動と潤いのある生活を営むことができると同時に、芸術活動を通して多くの市民の多様な交流と心のつながりを促すものです。

今日、時代の変化とともに、物より質という精神的欲求が生まれ、心の豊かさを求める市民ニーズの高まりに加えて、現代社会において余暇時間の増加が図られたことに伴い、多様な芸術文化活動を展開できる基盤づくりが求められています。

また、これまで郷土愛の下に、各地域で守り育まれてきた貴重な文化財や伝統的文化を地域財産として次代に継承していくとともに、住む人が文化の薫り高い、そして、誇りと愛着を持てるような個性豊かな地域づくりが求められています。

一方、芸術文化活動を実践でき、保存・管理・活用にも適応できる総合的施設の不備、既存施設及び設備の狭小化と老朽化、さらには、芸術文化活動団体の固定化、会員の高齢化、伝承後継者の育成問題など、現状において早急に取り組むべきさまざまな課題を抱えています。

このようなことから、市文化協会を中心とする芸術文化団体において活動内容の充実を図る一方、優れた芸術文化の鑑賞機会を拡充しながら、日頃の活動成果を発表できる場を設定するなど、芸術文化振興のための基盤づくりを進めていく必要があります。また、市民の芸術文化に対する多様なニーズに適応できる体制の確立や活動支援体制の整備を図る必要があります。

併せて、文化会館「加音ホール」や龍門陶芸・健康の里「陶夢ランド」、蒲生ふるさと交流館など、時代変化に即応できるこれら文化施設のネットワーク化を図り、環境整備と有効活用に努めながら芸術文化の拠点に位置づけることが望まれます。さらには、市民の芸術文化に対する意識向上を図るとともに、地域における芸術文化の振興を図っていく必要があります。

芸術文化振興に関連する事業として始良10号美術展を開催していますが、事業定着化が図られつつある中にも、さらなる事業内容の充実と発展に努める必要があります。

青少年に対する芸術文化の普及という観点では、各年代層に応じた芸術鑑賞機会の提供、さらには、多種多様な分野からえりすぐられた、子どもたちに夢を抱かせるような優れた芸術鑑賞機会を拡充していく必要があります。

また、市立少年少女合唱団の育成支援体制を強化し、団体及び団員の育成を図りながら、青少年の健全育成にも波及するような活動を展開することも必要とされます。同様に、合唱団のみならず多くの分野において青少年による芸術文化団体を育成していくことも望まれています。

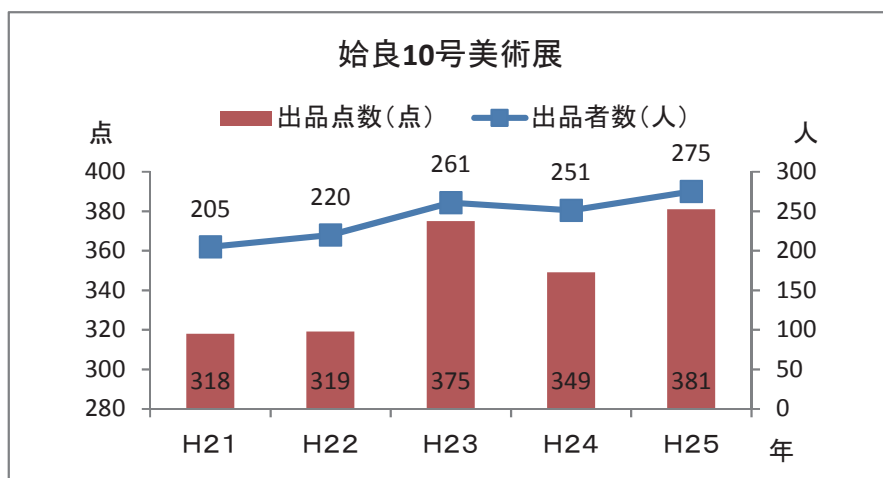
第3章 豊かな人間性を育むまち

■文化会館（加音ホール）の利用状況

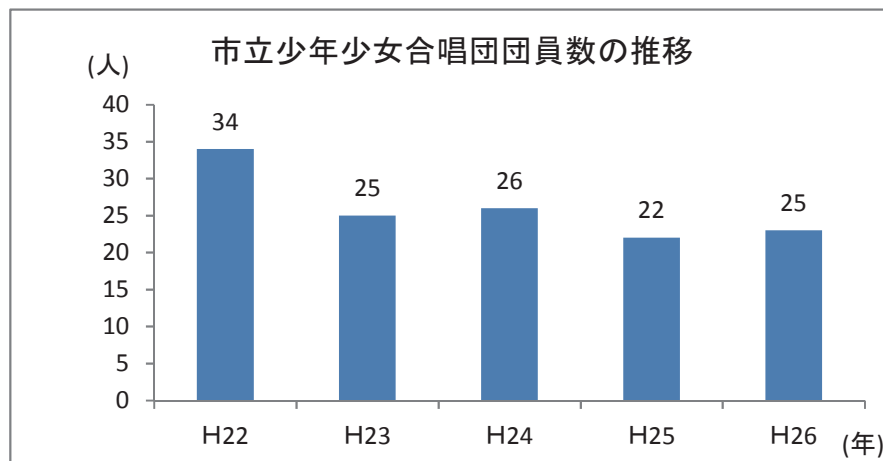
（単位：回、人）

項目	利用者総数	大ホール		小ホール		その他	
		回数	利用者数	回数	利用者数	回数	利用者数
平成21年度	112,936	175	35,219	260	19,473	1,854	58,244
平成22年度	121,270	190	39,626	287	20,869	1,830	60,775
平成23年度	120,239	177	34,858	298	23,405	1,919	61,976
平成24年度	125,995	177	36,692	309	24,731	1,820	64,572
平成25年度	135,840	187	42,969	313	26,497	1,944	66,374

資料：総務課



資料：社会教育課



資料：社会教育課

基本施策の方向性

文化の薫り高いまちづくりに向けて、文化情報の受発信機能を充実させ、その活用を図りながら、誇りの持てる個性的かつ特色ある市民文化の創造を目指します。

また、市独自の団体「加音オーケストラ」の活動など、芸術文化活動に対して意欲的な向学心をもつ市民を支援するため、「みて・きいて・ふれる」を原点にして、多種多様な芸術文化の鑑賞機会、発表機会、体験機会の拡充に向けた環境づくりに努めます。これらは、創造力豊かで、感動する心を備えた、次代を担う人づくりにも資するものと期待されます。

市文化芸術祭の開催にあっては、市民に芸術文化に触れ親しむ機会を提供するうえからも、格調の高い作品展示や独自性のある芸能発表を送り出す必要があります。そのためには、市文化協会とのタイアップにより、芸術文化愛好者の育成を図りながら、優良団体・個人へと

第2節 いつでも、どこでも、だれでも学べる環境を整備する

成長を遂げられるような支援体制を構築します。併せて、市文化協会各支部が主催する始良・加治木・蒲生文化祭についても、相互の連携を密にしながら、各支部の特性を活かしたイベント企画の立案に努め、運営を支援します。

恒例の事業として定着化しつつある始良10号美術展については、開催要領の再検討を行い事業内容の充実と発展に努めるとともに、今後は、市全体を挙げて取り組む総合美術展として成長させ、美術イベントのさらなる定着化とより一層の広域化を図ります。

青少年の文化意識を高揚させることを目的に、優れた芸術文化の鑑賞機会を設定していますが、小学生を対象にした「青少年劇場」及び中学生を対象にした「青少年芸術鑑賞事業」とともに、子どもたちが高い関心を寄せられるプログラムを提供できるように、あらゆる芸術分野からの情報収集を図ります。そして、子どもたちがより多くの芸術文化に触れ親しめるように、鑑賞機会の拡充に努めます。なかでも、地元で文化活動を続ける芸術団体・個人の発掘と育成に努めながら、その人材による発表機会拡充などの有効活用を図ります。

また、市立少年少女合唱団にあっても、団体の活動と子どもたちの成長を支援しつつ、発表機会の拡充をもって組織の育成を図ります。

主要施策の内容

- 小学生を対象にした青少年劇場の開催と充実
- 中学生を対象にした青少年芸術鑑賞事業の開催と充実
- 始良10号美術展の充実と総合美術展への発展
- 市立少年少女合唱団の育成と支援体制の強化
- 市文化芸術祭及び支部文化祭の開催と充実
- 市文化協会の支援と文化団体の連携強化



加音オーケストラ

第3章 豊かな人間性を育むまち

5 国際感覚を育む交流活動の推進

現状と課題

わが国の国際化は著しく進展しており、定住から交流の時代へと移りつつあります。また、インターネット等の普及により、海外の諸都市との人・もの・情報の流れが活発になってきています。

国際社会においては、社会、経済、文化など、あらゆる分野でボーダレス化*、グローバル化*が進展し、国家間、地域間の関係が深まりつつある中、地方公共団体においては、国際化の流れに積極的に取り組み、市民の国際感覚の醸成を図りつつ、活力あるまちづくり、特色ある地域づくりが進められています。

このような中であって、次代を担う青少年の国際感覚育成のためには、幼少期からの相互理解や多文化共生*を視野に入れた交流活動が必要です。

そのため、本市では、JICA（国際協力機構）と連携し、海外青年協力隊員の経験を持つ方を講師に迎えた学習機会の提供を、市内小・中学校で推進しています。また、小学校においては、外国語活動が既に5・6年生で必修となっており、外国語活動の教科化や開始時期の更なる早期化など、早期英語教育への注目が高まりを見せています。

現在、市内には民間による国際交流協会が3団体あり、外国人による講演会、料理教室の開催による交流や外国人との農業体験、収穫祭による交流、市内の子どもたちと韓国の学生とのホームステイ等による交流など、それぞれ独自の国際交流、国際理解に向けた取り組みを行い、さらに、お互いの活動内容を理解するため、情報交換や活動への相互協力を行っています。

今後も、行政や市民、各種団体等による国際交流、国際理解の推進が必要であり、市民、各種団体等への国際交流活動に対する支援体制等の整備が必要となっています。

また、友好都市の盟約締結に基づく相互交流は、産業経済交流のみならず、教育・文化・芸術など多彩な分野における交流を進めるうえで有効であることから、これまでの経験を踏まえて推進する必要があります。

基本施策の方向性

市民や民間団体等による国際交流活動を支援、促進し、さまざまな事業の受け皿としての連携を図り、国際理解教育の推進、次代を担う子ども達の国際感覚の育成を図ります。また、小・中学校の外国語教育を充実するため、英語教育の教員研修会等を行い、指導力の向上を図ります。

さらに、お互いの文化の違いを理解し、認め合う多文化共生*の促進を図るため、学校教育や社会教育と連携し、幼少期から国際理解や国際協力についての関心を醸成します。

第2節 いつでも、どこでも、だれでも学べる環境を整備する

主要施策の内容

- 国際交流活動の推進
- 青少年交流事業の推進
- 市民、民間団体等の国際交流活動に対する支援体制等の整備促進
- 国際理解教育の推進



英語絵本読み聞かせ

第4章

生涯すこやかで、ともに支えあい、
いきいきと暮らせるまち



第4章 生涯すこやかで、ともに支えあい、いきいきと暮らせるまち

第1節 高齢者が暮らしやすい環境づくりを推進する

1 高齢者が安心して暮らすための環境整備

現状と課題

日本の人口は、すでに自然減少の段階に入っており、2025年問題と称される年である平成37年（2025年）には団塊の世代*が75歳となり、さらに、平成42年（2030年）には、5人に1人が75歳以上になると推測されています。そのため、一人暮らし、認知症、寝たきりなど支援を必要とする高齢者等の増加が予想されますが、日常生活に支障をきたすような状態になったとしても、すべての高齢者が尊厳を保持しながら、住み慣れた地域で安全・安心に過ごせるための地域づくりが求められています。

平成25年度に実施した「始良市高齢者実態把握調査報告書」によると、住み慣れた場所で安心して過ごせる社会づくりに向けて、県や市に力を入れてほしいこととして、在宅で生活を続けられるような多様な福祉サービスや介護サービスの整備（42.9%）、健康づくり、介護予防や認知症予防のための取り組み（38.2%）等の項目に市民の要望が集中しています。

また、外出・利用に配慮、公共交通機関整備や公共施設等バリアフリー化（24.3%）、「地域における見守り活動の促進（22.5%）、高齢者に対する犯罪（窃盗・詐欺等）や交通事故防止（10.9%）、成年後見制度*や高齢者虐待防止など高齢者の権利擁護（3.1%）などが、市民が求めるものとして挙がっています。

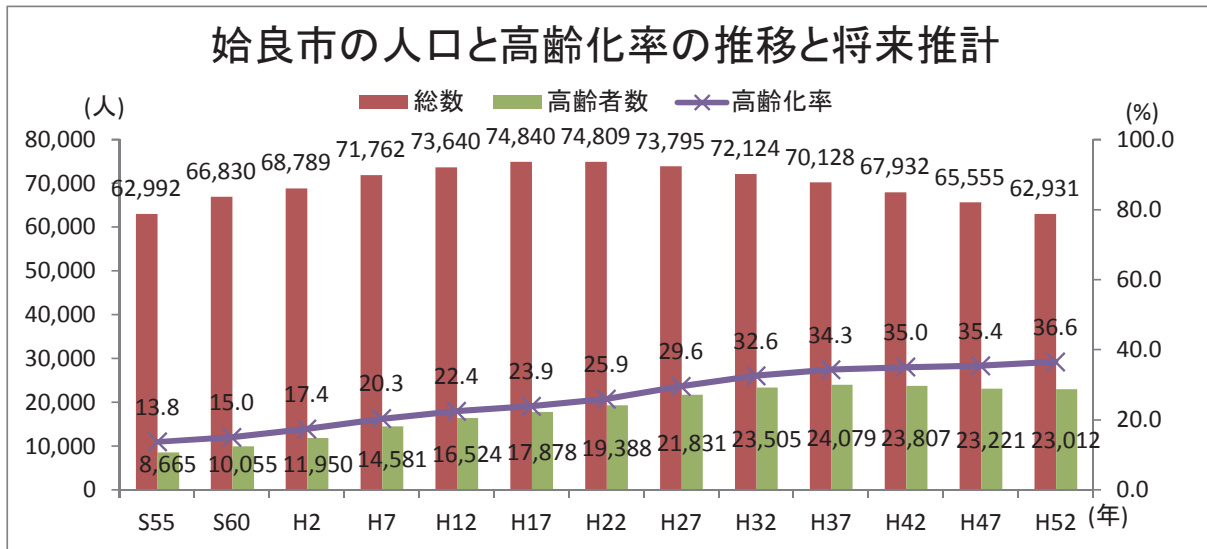
これらすべてのニーズを充実させていくためには、地域内での「自助・互助」の意識が芽生えるための関係づくりが重要になります。

特に本市は、ベッドタウンということもあり地域内における市民同士の関係づくり（互助）に向けた取り組みをしていく必要があります。

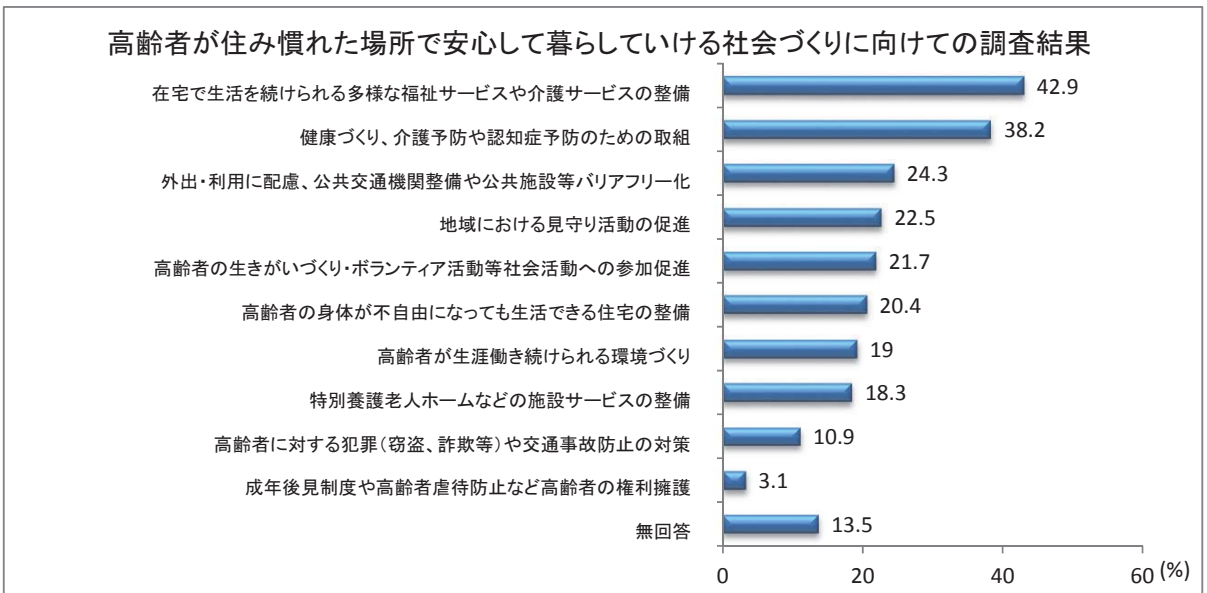
超高齢社会を迎えて、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすためには、車いすでも外出しやすい道路や建物など公共施設のバリアフリー化が必要です。

また、運転免許証の返納者や交通弱者等に対する公共交通機関の確保が求められています。一方、高齢者虐待への対応や、地域住民による自主防犯パトロールの強化が必要です。

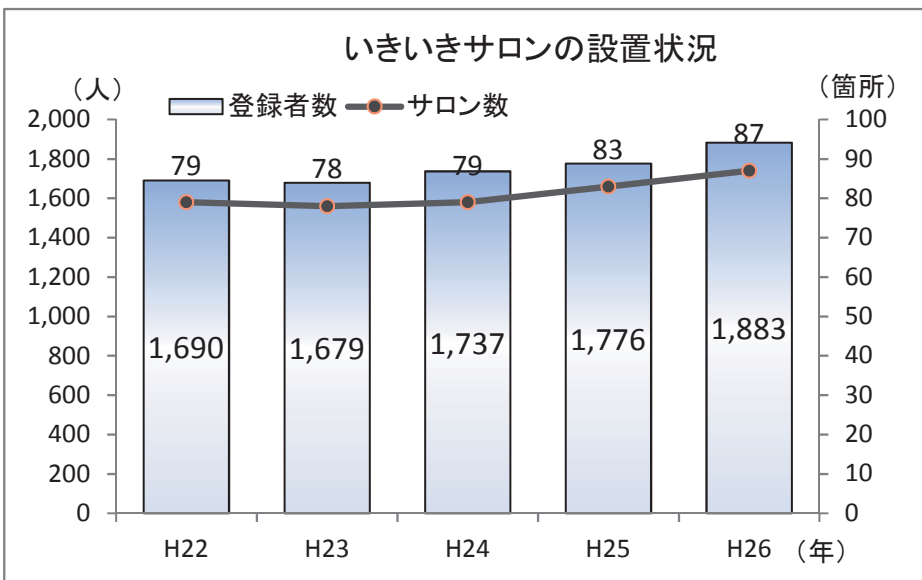
第1節 高齢者が暮らしやすい環境づくりを推進する



資料：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所



資料：始良市高齢者実態把握調査(平成25年度実施)



資料：始良市社会福祉協議会

第4章 生涯すこやかで、ともに支えあい、いきいきと暮らせるまち

基本施策の方向性

高齢者が安心して過ごせる地域づくりのために「地域包括ケアシステム」の確立を目指します。

地域包括ケアシステムは、国の地域包括ケア研究会によると「ニーズに応じた住宅が提供されることを基本としたうえで、生活上の安全・安心・健康を確保するため、医療や介護のみならず、福祉サービスを含めたさまざまな生活支援サービスが日常生活の場（日常生活圏域）で提供できるような地域の体制」と定義されています。

この地域包括ケアシステムを構築するため、自治会ごとの特性を踏まえ、「自助・互助・共助・公助」それぞれに関わるすべての関係者同士のネットワークづくりを推進します。また、本システムを構築する上で「自助・互助」が果たす役割が大きくなることを意識しつつ、医療、介護予防、生活支援等の各施策に取り組み、介護保険事業所等が提供するサービス（共助）及び行政が実施する支援（公助）の質の向上に努め、高齢者が可能な限り住み慣れた地域での暮らしを継続することができるように各施策を実施していきます。

各施策を実施するために医師会、社会福祉法人、NPO*団体等と連携をとりながら、

- ① 保健、医療、福祉、介護分野の専門職によるネットワークづくりのための定期的な連絡会の開催
- ② 自治会、老人クラブ、サロン等の地域活動への参加と地域の声の聴取、講演・広報活動
- ③ 民生委員の会合等への参加及び講演活動
- ④ 商工会、NPO*等に対しネットワーク参加への協力要請等をしながら各施策を実施するための体制づくりなどに取り組みます。

なお、高齢者いきいきサロンは、現在、市社会福祉協議会で実施されていますが、さらに、NPO*や自治会などの協力により、各地域や商店街等に設置するなど、本市の元気高齢者の増加に対する支援策を講じていきます。

また、一人暮らしの高齢者等の安全・安心な生活への対策として、24時間体制での緊急通報体制の充実を図ります。

第1節 高齢者が暮らしやすい環境づくりを推進する

主要施策の内容

- 高齢者の権利擁護支援の充実（成年後見制度*利用支援の充実、高齢者虐待の防止・早期発見・早期対応及び養護者への支援体制の整備、消費者被害の防止及び早期対応）
- 認知症高齢者を地域で支えるための地域づくりの推進
- 24時間体制での緊急通報体制等整備事業（コールセンター方式）の充実
- 家族介護者交流事業等による、家族介護者への支援体制の整備
- 介護福祉サービスの専門的機関の充実と質の向上及びインフォーマルサービス*の充実
- 高齢者の総合相談支援を実施するため各医療機関、まちかど相談薬局、介護保険事業所、地域密着型事業所との連携の充実
- 介護予防事業の充実
- 高齢者の利用に配慮した公共施設の整備促進
- 高齢者いきいきサロン（高齢者の交流の場）の充実と拡充
- 高齢者の交通手段の確保と高齢者の交通安全対策の充実
- 防災・防犯対策・地域医療体制の充実
- 高齢期における健康の保持増進、疾病の早期発見・重症化防止

第4章 生涯すこやかで、ともに支えあい、いきいきと暮らせるまち

2 健康で充実した高齢期を送るための支援

現状と課題

「始良市高齢者実態把握調査報告書」によると、「趣味はありますか」との問いに対して「はい」が85.5%、「いいえ」が12.6%、「友人の家を訪ねていますか」の問いに対して「はい」が73.7%、「いいえ」が25.3%となっています。

グループ活動への参加状況については、自治会活動に参加（51.3%）、趣味関係のグループに参加（35.8%）、スポーツ関係のグループに参加（33.9%）、ボランティアグループに参加（26.3%）、老人クラブに参加（16%）と参加していない人の割合が高くなっています。

社会活動への参加については、県や市町村に「参加しやすい体制を整備してほしい」という要望が45.2%であり、何らかの動機づけがあると、社会活動に参加したいと考える人が多いことが分かります。

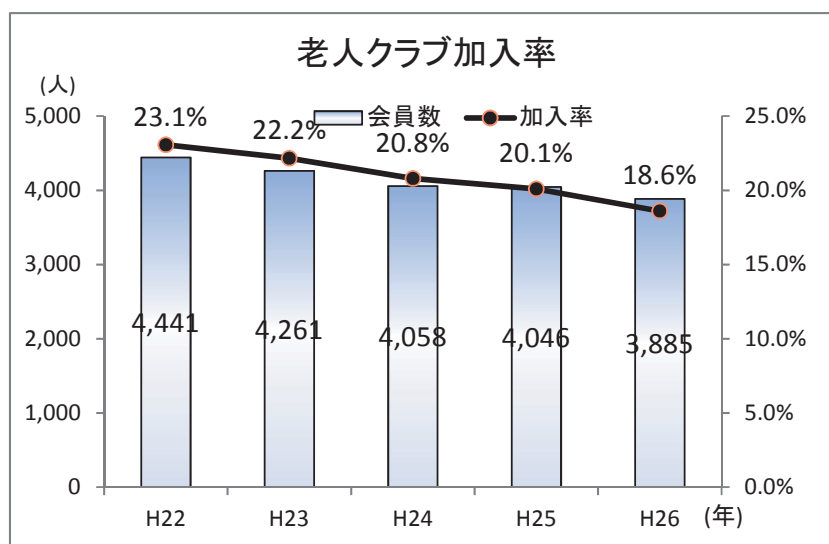
そのため、高齢者の「生きがづくり」については、高齢者対策としての視点だけでなく、生涯学習*の視点からも高齢者の社会参加の新たな場づくりが求められており、多角的な取り組みやきめ細やかな相談体制の整備が急がれます。

このような中で、老人クラブへの加入率が低下し、若手リーダーの育成が課題となっており、「生きがづくり」と絡めて対策を検討する必要があります。

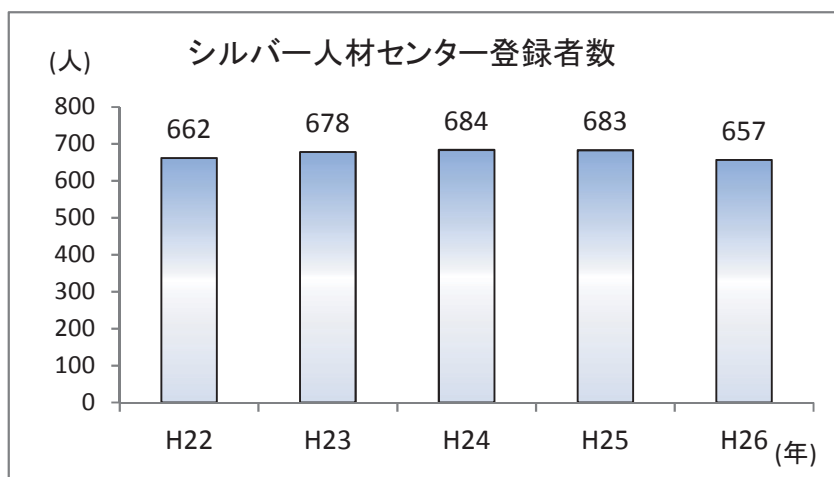
高齢者の就労については、シルバー人材センターを中心に支援策が講じられており、おおむね良好な状況ですが、定年後も働きたい人にとっては、民間では厳しい雇用情勢が続いています。

また、高齢者がボランティア活動を通じて、自身の健康増進と介護予防を図るために介護保険ボランティア・ポ

イント制度が創設され、この事業の登録者や登録事業所の拡充を図るなど、有償ボランティ



資料：長寿・障害福祉課



資料：長寿・障害福祉課

第1節 高齢者が暮らしやすい環境づくりを推進する

ア制度の活用により、いきいきとした地域社会を築いていく必要があります。

さらに、先の実態調査によると、一般高齢者の7割以上が医療機関に通院中で、健康に不安を感じていることから、年代に応じた健康づくり、介護予防事業を通じて不安の軽減につながるような支援体制が必要です。

基本施策の方向性

高齢者が住み慣れた地域で、いつまでも元気で生活できるよう、地域全体で見守り支え合う体制づくりや高齢者の社会参加活動の場の発掘・参加の奨励に努めます。そのため、老人クラブや自主的活動グループの育成や高齢者の就労を促進します。また、趣味やスポーツ活動、健康行動、健康ボランティアによる高齢者の生きがいを推進します。

高齢者が健康で心豊かに生活し、健康寿命を延ばすことができるように、高齢期の健康づくり事業や介護予防事業を推進していきます。

主要施策の内容

- 高齢者の社会参加活動の場の発掘・参加の奨励
- 老人クラブや自主的活動グループの育成強化
- 高齢者の就労促進
- 高齢者の生きがいを促進
- 高齢者の健康づくり、介護予防事業の推進
- 介護予防事業の一環として、介護保険ボランティア・ポイント事業の推進



第4章 生涯すこやかで、ともに支えあい、いきいきと暮らせるまち

第2節 いきいきと暮らせる健康づくりを推進する

1 予防を重視した健康づくりの推進

現状と課題

厚生労働省が発表した平成24年簡易生命表によると、日本人の平均寿命は、男性が79.94歳で世界5位、女性が86.41歳で世界1位であり、日本は世界有数の長寿国となっています。

その一方で、疾病全体に占める悪性新生物や心臓病、脳卒中、糖尿病等の生活習慣病の割合が増え、これらの疾病が死因や医療費の上昇、早世（65歳未満の死亡）、要介護状態になる人の増加につながり、深刻な社会問題となっています。

平成20年から24年の死亡統計によると、本市では悪性新生物、心疾患、脳血管疾患が死因の約6割を占めており、これらを含む生活習慣病の発症予防と早期発見・早期治療、重症化予防のための取り組みをより充実させていく必要があります。

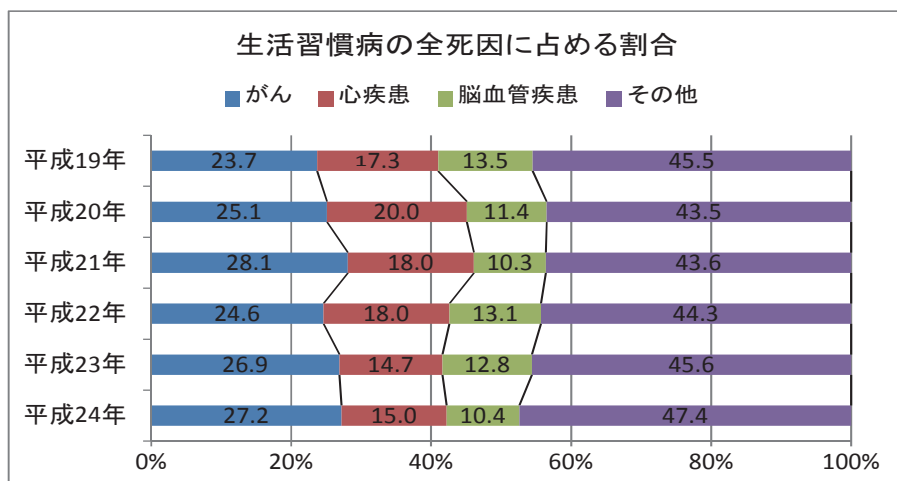
現在、各種健康診査や健康相談、健康教育、訪問指導等の保健事業を実施し、生活習慣病予防・介護予防を視野に入れた健康的な生活習慣の確立を目指していますが、若年期からの取り組みや各年代に応じた健康づくりを計画的・効果的に推進していく必要があります。

地域では、食生活改善推進員、運動普及推進員、健康づくり推進員等がそれぞれ健康づくりに関する普及・啓発活動を行っています。市民が健康づくりへの関心を高めるためには、各推進員がさらに積極的に地域で活動できるよう支援していく必要があります。

社会情勢の変化が著しい現代においては、さまざまなストレスにより心の健康を維持していくことが容易ではなくなっており、うつ病等の精神疾患の罹患状況は、増加・長期化傾向にあります。また、自殺予防総合対策センター統計データから本市の自殺者の状況を見てみると、平成20年から24年の標準化死亡比（SMR）*（全国：100）が男性94.5、女性95.7で、全国より低い状況にありますが、自殺予防等を含め心の健康づくりは今後も重要課題となります。

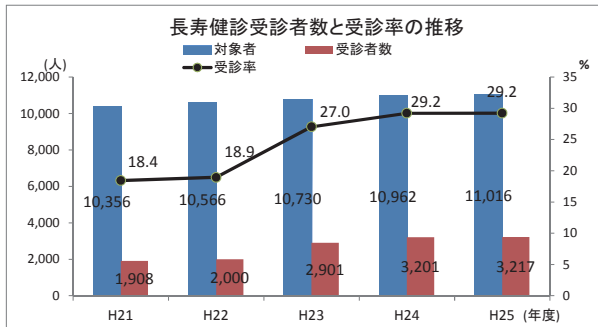
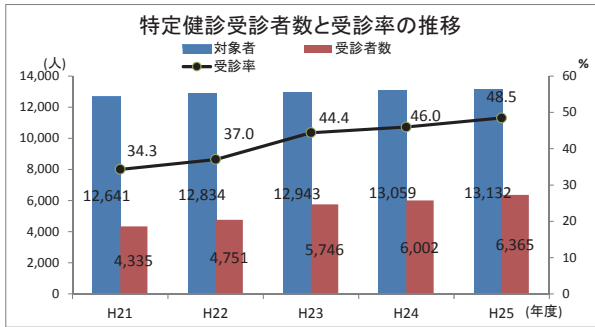
次に、感染症のまん延防止のひとつとして、65歳以上を対象に結核健康診断を実施し、結核の早期発見に努めています。結核は過去の病気と誤った認識も根深く残っていることから、さらに、結核に対する正しい知識の普及・啓発や積極的な受診勧奨を行う必要があります。

また、感染の恐れのある疾病の発生及びまん延を予防するため、各種定期予防接種の接種率向上を図るとともに、新型インフルエンザ等の感染症の予防対策を講じていく必要があります。

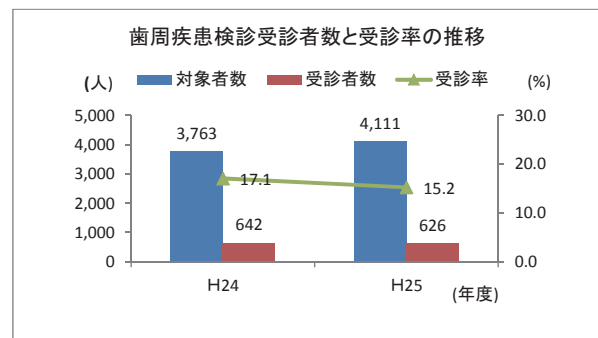
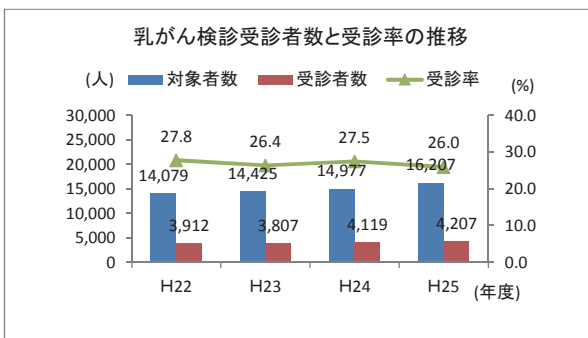
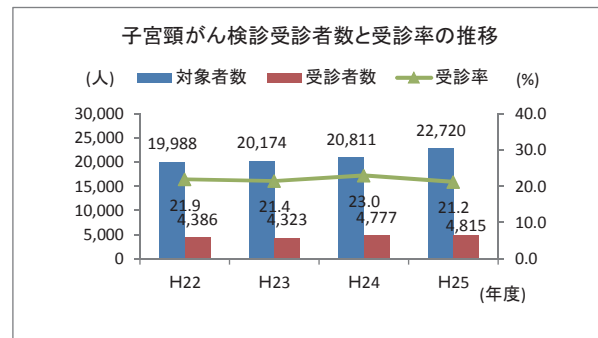
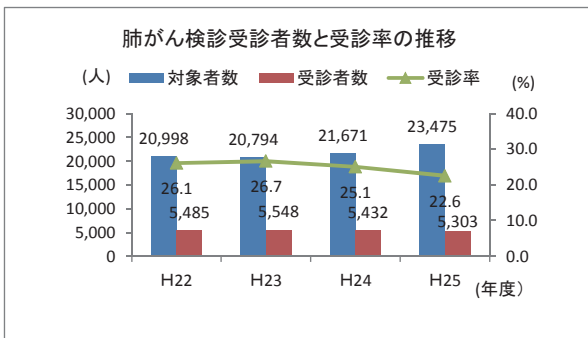
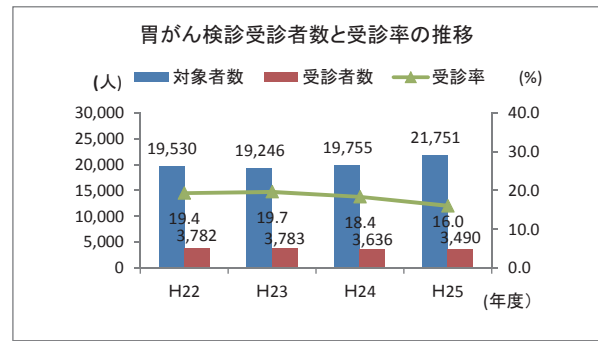
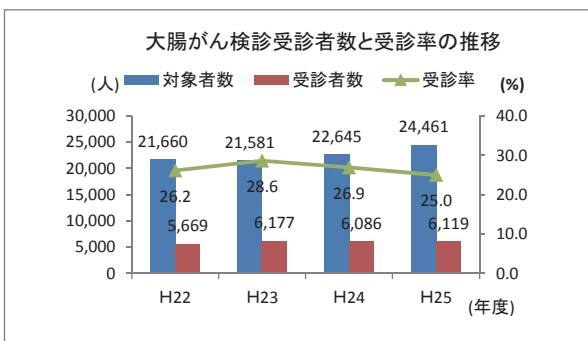


資料：健康増進課

第2節 いきいきと暮らせる健康づくりを推進する



資料：保険年金課



資料：健康増進課

第4章 生涯すこやかで、ともに支えあい、いきいきと暮らせるまち

■予防接種実施状況

(単位：回、%)

種別	種類	平成23年度		平成24年度		平成25年度	
		接種回数	接種率	接種回数	接種率	接種回数	接種率
定期	ポリオ	1,211	63.0	455	46.1	836	56.6
	四種混合	—	—	186	64.4	1,934	95.5
	三種混合	2,457	69.8	2,227	61.0	724	49.7
	二種混合	640	45.3	600	42.3	488	35.4
	麻しん・風しん1期	628	86.0	458	72.2	640	92.5
	麻しん・風しん2期	678	96.8	607	95.6	678	94.8
	日本脳炎	3,356	—	3,325	—	3,126	—
	BCG	605	99.5	650	97.0	519	98.1
	ヒブ	1,723	32.8	2,313	25.3	3,039	73.8
	小児用肺炎球菌	1,952	35.6	2,494	26.7	3,007	79.7
	子宮頸がん	1,736	63.1	1,436	36.6	187	12.5
	インフルエンザ	11,500	59.8	10,991	55.3	11,668	56.6
任意	高齢者肺炎球菌	—	—	1,995	13.3	1,239	9.4

資料：健康増進課

基本施策の方向性

主体的に健康づくりに取り組む個人を社会全体で支援するために、地域や関係機関・団体が一体となった支援体制づくりに取り組みます。

予防に重点をおいた各種健康づくり事業を通し、早世の減少や健康寿命の延伸、生活の質の向上を目指します。具体的には、健康づくりを実現していくために策定した「始良市健康増進計画」に基づいた事業を推進していきます。

「一次予防」では、各種健康教室や健康相談、広報活動を通して、健康の保持・増進に関する知識の普及・啓発を図り、疾病の発病予防に努めます。

また、「二次予防」では、生活習慣病やがん等の早期発見のために、健康診査や各種がん検診等を受診しやすい体制を整え、受診率の向上に努めます。健康課題を有する人には、早期の受診勧奨や生活習慣の改善、重症化予防につながる支援を強化していきます。

心の健康は身体状況や生活の質に大きく影響します。心の健康を保つため、市民一人一人が十分な睡眠や休養の下に、ストレス管理、心の病気への対応ができるよう、研修会や広報等での普及・啓発活動、健康相談などの充実を図るとともに、自殺予防対策を強化していきます。

地域での健康づくり事業を推進するため、食生活改善推進員、運動普及推進員、健康づくり推進員等の組織の育成と活動支援、関係機関との連携を図りながら取り組んでいきます。

感染症については、発生予防、重症化予防、まん延防止のため、各種定期予防接種を安全に実施できるように、医療機関と連携を図るとともに、対象者への周知に努めます。また、「始良市新型インフルエンザ等対策行動計画」のほか、感染症法に規定する国・県の指針に基づき、感染症予防の対策を講じます。

第2節 いきいきと暮らせる健康づくりを推進する

主要施策の内容

- 健康の保持・増進に関する知識の普及・啓発の促進
- 健康に関する個別支援の充実
- 地域組織活動支援の強化
- 各種がん検診、健康診査、結核健診等の推進
- 心の健康づくり、自殺予防対策の充実
- 定期予防接種の推進
- 感染症予防対策の充実
- 健康増進計画の推進

第4章 生涯すこやかで、ともに支えあい、いきいきと暮らせるまち

2 安心して受けられる医療体制の整備、充実

現状と課題

急速に進む高齢化や生活習慣病の増加による疾病構造の変化など、医療を取り巻く状況は日々変化しており、市民の医療に対するニーズも多様化・高度化しています。

また、新たな感染症の発生や食中毒、医薬品、飲料水等による市民の生命・健康の安全を脅かす事態も懸念されています。

市民が安心して生活できるよう、一人一人の健康づくりと疾病の予防を目的とした医療体制づくりが求められています。

本市では、これまで地区医師会の協力の下で、在宅当番医や二次救急医療施設において医療体制の連携を図っていましたが、本市独自の医療体制の整備が求められています。

本市の実情として、人口密集地に多くの医療機関が集中する半面、その周りの地域では、医療機関が不足するなど、偏在化しています。身近な場所で、いつでも気軽に相談ができる「かかりつけ医」としての医療機関等の整備、特に中山間地域の医療体制の維持と充実は課題の一つです。

重要な課題として、本市には夜間初期救急診療に対応できる医療施設が少なく、緊急時には近隣地域の医療施設を利用することで対応していることから、市内で受診できる医療施設の確保と、夜間初期救急医療体制の整備が求められています。

■医療施設・病床数

(単位：箇所、床)

項目	総数		病院		診療所		歯科診療所
	施設数	病床数	施設数	病床数	施設数	病床数	
平成21年	106	2,247	11	1,993	64	254	31
平成22年	104	2,243	11	1,993	62	250	31
平成23年	105	2,229	11	1,987	63	242	31
平成24年	104	2,229	11	1,987	62	242	31
平成25年	100	2,229	11	1,987	59	242	30

各年10月1日現在

資料：医療施設調査

基本施策の方向性

市民の時間的、経済的な負担を軽減するため、市内における夜間初期救急医療施設の確保とともに、一次医療圏*内医療体制の充実及び医療施設の利用に係る啓発を図ります。

救急医療の大きな問題とされる安易な受診の防止に努め、各自がかかりつけ医を持ち、日頃から自らの健康管理に努めるよう促すとともに、国・県の事業助成や地区医師会などの協力を受けながら、要望の多い診療科目の充実を図り、専門医師の不足が懸念される医療施設

第2節 いきいきと暮らせる健康づくりを推進する

に対しては、その現状を把握し、具体的な維持支援を検討していきます。

また、人口の減少や高齢化が進む山間部の地域においては、必要とされる医療体制の維持を図り、健康に対する地域住民の不安解消に努めます。

さらに、市民が安心して生活ができるよう、医療と介護の連携、救急時を含めた関係機関による診療・看護・介護の一貫した体制の整備を図っていきます。

主要施策の内容

- 一次医療圏*における医療機関の連携と救急医療体制への支援の充実
- かかりつけ医の奨励
- 要望の多い診療科目の充実
- 市内医療機関の現状把握と支援体制の検討
- 山間部地域における医療体制の整備と充実
- 身近な医療機関で緊急時に受診できる夜間診療体制の確保
- 医療機関と訪問介護ステーションや地域包括支援センターとの連携の構築



北山診療所

第4章 生涯すこやかで、ともに支えあい、いきいきと暮らせるまち

第3節 障がい者が暮らしやすい環境づくりを推進する

1 障がい者が地域で安心して暮らすための環境整備

現状と課題

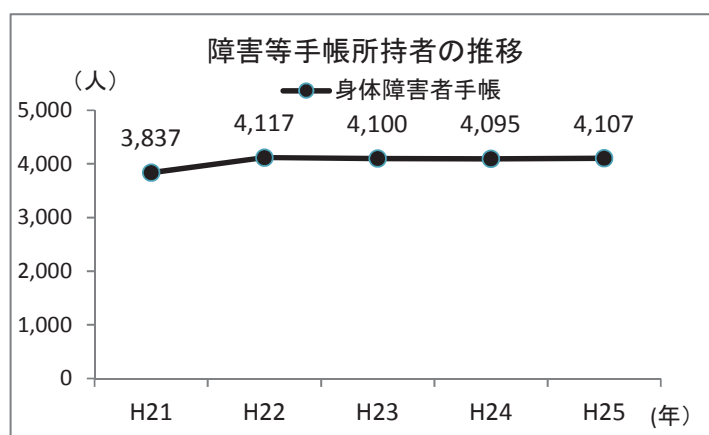
障がいのある人に対する必要な情報の提供や障がい福祉サービスの利用支援などの生活に密着した相談は、日常生活や社会生活を営むために必要不可欠なものであるため、障がい者相談支援事業所の指定や障がい児等療育支援事業者及び障害者就業・生活支援センターなどとの連携・体制づくりを行っています。

障害者自立支援法の一部改正により、平成24年度から相談支援の充実が図られ、それぞれの障がい状況などにあった支援計画を立てられるようになりました。また、平成25年4月1日から障害者自立支援法が障害者総合支援法に変わり、障がい者の範囲に難病等が加わり、さらに相談支援の充実が図られていますが、現状は、障がいのある人の高齢化や重複する障がいのある人への対応、判断能力が不十分な人に対する支援、虐待防止に対する支援など、課題が重層してきています。このため、障がいについての総合的な相談支援体制の構築や、きめ細かな相談支援などが必要となっています。

障がいのある児童に対しては、障害児通所支援事業を実施し、障がいの程度や年齢に応じた適切な療育を行っています。今後、障がいのある児童に対する療育機能をさらに強化するため、県における障がい児療育の中核的役割を持つ鹿児島県こども総合療育センター、地域の中核的な療育支援施設である児童発達支援センター、保育所や幼稚園、学校など関係機関と密接な連携を図る必要があります。

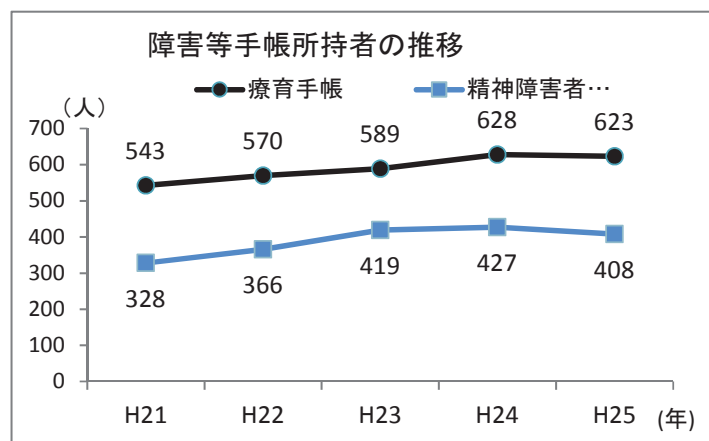
精神障がいのある人については、障がいの特性の違い等により、既存の身体障がい・知的障がい系の施設などでは、受入体制が十分に整っていないのが現状です。

障がいのある人が、能力と適性に応じて働くことができるように、訓練や就労に向けての支援が進められていますが、精神障がいのある人の訓練や就労の場については、依然として少ない状況にあります。



各年3月31日現在

資料：長寿・障害福祉課



各年3月31日現在

資料：長寿・障害福祉課

第3節 障がい者が暮らしやすい環境づくりを推進する

■各種障害福祉サービス利用状況(延べ利用者) (単位:人)

事業名	平成24年度	平成25年度
児童デイサービス(障害児通所支援)	1,367	1,859
自立訓練	277	274
共同生活介護(ケアホーム)	261	273
共同生活援助(グループホーム)	427	459
就労移行支援	312	349
就労継続支援(A型)	43	26
就労継続支援(B型)	1,121	1,346
地域活動支援センター	763	788
相談支援	391	245
自立支援医療(更生医療)	1,825	1,929
補装具	281	277
重度心身障害者医療費助成事業	11,063	11,434
障害者福祉手当等	1,380	1,392

資料：長寿・障害福祉課

基本施策の方向性

相談支援事業をはじめとする地域における障がい者等への支援体制の整備に対し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として、市地域自立支援協議会を設置し、総合的に障がい者施策を推進します。

具体的には、障がいの種別にかかわらず、障がいのある人が地域で自立した日常生活や社会生活を営むため、必要となる情報の提供や障がい福祉サービスの利用支援、虐待防止に対する支援など、適切な相談助言ができるような総合的な相談支援体制の確立を目指します。

障がいのある児童にとって必要な地域の療育体制を整備するとともに、保護者の負担の軽減等を図り、療育や障がい児保育の充実に努めます。

障がいの種別にかかわらず、利用者が必要としているサービスを適切に利用できるように、障がい福祉サービスの充実に努めます。

精神に障がいのある人の住まいの場としての、グループホーム等を日中活動の場として、自立訓練、就労移行支援、地域活動支援センター等を支援し、運営の充実に努めます。

障がい者就業・生活支援センターやハローワーク等と連携を図り就労支援及び就職後の定着を図るための支援の充実に努めます。

障害者総合支援法等をはじめ、障がい者施策関係の法改正については、制度改正に沿った施策の展開を図ります。

第4章 生涯すこやかで、ともに支えあい、いきいきと暮らせるまち

主要施策の内容

- 障がい福祉計画の策定（障害者総合支援法の規定により3年ごとに見直し）
- 障がい者施策に係る法改正、新法制定の制度改正に伴う事業の見直し
- 自立支援給付（障がい児支援の強化、グループホーム等の利用促進）
- 自立支援医療給付の継続
- 補装具費給付の継続
- 地域生活支援事業（相談支援体制・地域活動支援センター事業の充実）
- 重度心身障害者医療費助成の継続
- 特別児童扶養手当、特別障害者手当等給付事業の周知・促進

第4節 誰もが安心して暮らすことができる社会福祉を推進する

第4節 誰もが安心して暮らすことができる社会福祉を推進する

1 要支援者等に対する社会福祉の推進

現状と課題

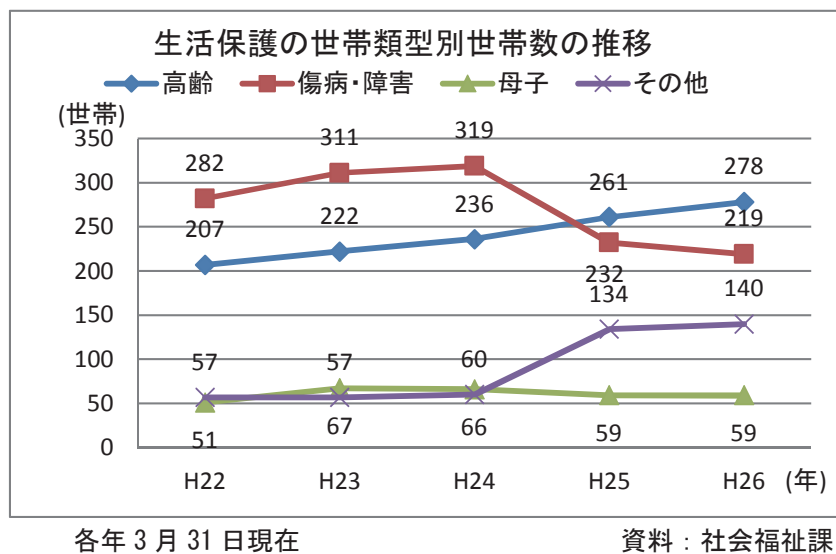
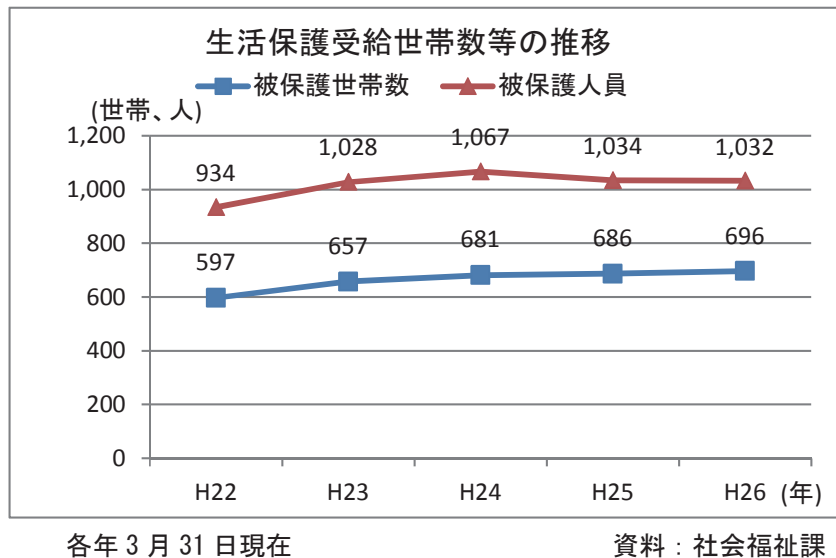
本市の生活保護の動向は、全国的に厳しい雇用情勢が続く中、被保護世帯数、被保護人員ともに増加しており、保護率も上昇を続けています。

世帯類型別に見ると、高齢者、傷病者、障がい者、母子のいわゆる要援護世帯だけでなく、失業等を契機として生活困窮に陥った働き盛りの年齢層の保護受給者も増加しています。最近では、精神障がい者、アルコール依存者等処遇困難ケースや多重債務者、配偶者からの暴力等、さまざまな問題を抱えたケースも増えていることから、医療機関、警察等関係機関との連携や情報交換の在り方が課題となっています。

また、高齢者虐待、消費被害、認知症、精神・知的障がい等により生活に支障を来している市民の権利擁護を図ることは最重要課題となっており、市民の権利擁護を実践していくために福祉サービス利用支援事業、成年後見制度*等の制度活用及び司法機関、介護保険事業所、社会福祉協議会等のあらゆる専門機関との連携を図り、安心して過ごせる地域を目指します。

成年後見制度*については、利用方法や市長申し立ての相談を行政で対応していますが、財産管理をイメージする人が少なくありません。「身上監護（介護・福祉サービスの利用や医療・福祉施設の手続きや費用の支払いや本人に代わる代弁者としての役割等）」という重要な支援があることを市民に周知し、成年後見制度*の利用を促進する必要があります。

また、全国的に後見人の担い手が不足しているため、市民後見人*の養成を市町村の役割と



第4章 生涯すこやかで、ともに支えあい、いきいきと暮らせるまち

する改正老人福祉法が平成24年4月1日に施行され、地域で市民後見人^{*}を養成するための事業の実施が求められています。

基本施策の方向性

生活保護の面接相談に当たっては、現業経験のある面接相談員を配置し、生活の困窮状況、電気、水道等のライフラインの状況を聞き取り、他法他施策の検討を行ったうえで、保護申請権の確保や生活保護制度についての適切な説明等を行います。

保護廃止に当たっては、具体的自立目途の確認や保護廃止に伴い、必要となる諸手続きの説明、再度困窮した場合の再相談・再申請についての助言指導を行います。

また、適正な給付の観点から、収入申告義務の周知徹底や課税調査の適正実施、年金・手当・自立支援給付等の他法他施策の活用、レセプト点検員を中心とした診療報酬明細書の点検強化等に取り組みます。

さらに、自立支援については、就労支援員を設置し、自立支援プログラムの活用や、平成23年3月に開所した「始良ふるさとハローワーク」との連携により、就労支援を積極的に推進します。

一方、最低生活の保障と自立の助長という生活保護法の目的を達成するため、生活保護法とその他の関係法令等を遵守し、民生委員や指定医療機関、指定介護機関、学校等関係機関と連携を図りながら、適正実施に努めていきます。

成年後見制度^{*}については、関係機関との連携を密にして、市長申立のみならず、親族が申し出るよう細やかな支援を行うことにより、利用の促進を目指します。

主要施策の内容

- 生活保護の相談、申請時及び保護廃止時における適切な対応の徹底
- 診療報酬明細書の点検強化
- 就労支援の徹底
- 扶養義務調査の適正実施の促進
- 成年後見制度^{*}利用支援事業の充実
- 市民後見人^{*}養成研修事業の実施の促進

第5節 互いに支えあう地域福祉を推進する

第5節 互いに支えあう地域福祉を推進する

1 安心して生活することができる地域福祉の推進

現状と課題

地域や家族内の支え合いによってもたらされていた暮らしの安心は、近年の少子高齢化や核家族化等に伴い、その機能も変化しつつあります。また、核家族化や単身世帯が増加傾向にあることを踏まえた地域福祉を推進する中で、特に援護を要する失業や疾病・災害などの社会的リスクに堪えきれない世帯の自立に向けた支援の一端を担うことのできる地域づくりの重要性が高まっています。

地域の連帯感や人と人とのつながりや地域の中で支え合い、地域全体で支える子育てや教育、障がい者・高齢者、災害避難などの地域の安全・安心や環境対策など、豊かに地域福祉を維持・向上させる要件のひとつとして捉える新たな取り組みを地域の実情を踏まえつつ推し進める必要があります。

また、「高齢者」「障がい者」「児童」など各分野別に整備されてきた法制度を円滑に活用しながら、既存の制度上で生じる課題に対しては、地域における支え合いで補完する仕組みを整えることが重要視されるようになっていきます。

このような地域環境の中にあって、高齢者のみの世帯や単身世帯におけるそれぞれの実情に応じた福祉サービスを、妨げなく享受することができるよう各種制度を広く周知することに努めるとともに、地域から孤立することなどによって生じている孤立死、高齢者虐待や児童虐待などをなくすために、市民一人一人の努力（自助）、近所の人たちと助け合う相互扶助（互助）、校区などの大きな地域単位で助け合ったり、行政などと協働し合う連帯（公助）による取り組みが求められています。

■ 民生委員・児童委員 (単位：人)

項目	始良	加治木	蒲生	小計	主任児童委員	合計
平成23年	82	37	23	142	7	149
平成26年	83	38	23	144	7	151

各年4月1日現在

資料：社会福祉課

■ 在宅福祉アドバイザー数 (単位：人)

項目	始良	加治木	蒲生	合計
平成23年	221	100	102	423
平成26年	201	105	101	407

各年4月1日現在

資料：長寿・障害福祉課

第4章 生涯すこやかで、ともに支えあい、いきいきと暮らせるまち

基本施策の方向性

地域福祉は、「おせっかいの心」で地域の人々に関心を持ち、弱い立場の人に配慮することです。

そして、地域コミュニティ*では、民生委員・児童委員や社会福祉協議会等の行う活動に派生して、地域の人々が共に考え、活動する機会を増やしていきます。

社会福祉法に掲げられた基本理念である「地域福祉の推進」に向けて策定された市の「地域福祉計画」に基づき、各種の福祉サービスの適正な利用の促進、地域における社会福祉を目的とする取り組みの健全な発展及び地域福祉に関する活動への市民の積極的な参加を一体的に進めることとし、市社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」と連携のとれたものとしします。

今後、高齢者の孤独死、児童虐待、配偶者等からの暴力といった社会的課題の解決のために地域住民、民生委員・児童委員や市社会福祉協議会等が相互に連携をして、すべての市民が人としての尊厳をもち、自立した生活が保障され、安心して暮らしていけるよう、地域福祉の向上を目指します。

また、NPO*等が実費の範囲内で自家用自動車を使用して行うドア・ツー・ドア*の個別輸送サービスは、地域の関係者等で構成される運営協議会でその運営状況等を確認しつつ適正なサービス提供を支援します。

主要施策の内容

- 地域福祉計画の推進
- 福祉有償運送*によるドア・ツー・ドア*の個別輸送サービスの提供促進
- 地域福祉ネットワークの構築

第6節 社会保障制度の適正な運用を図る

第6節 社会保障制度の適正な運用を図る

1 医療・介護保険・年金制度の適正な運用と啓発

現状と課題

少子高齢化の進行は、現在及び将来に向けて国民が安心して暮らしていくために必要としている国民健康保険制度、後期高齢者医療制度、介護保険制度及び国民年金制度という、社会保障制度の維持存続に大きな影響を与えています。

国民健康保険は、被保険者の高齢化、医療費の増加、低所得者層の増加により財政基盤のぜい弱化の問題を抱えており、事業運営が厳しい状況にあることから、健全財政を基本とする安定した制度の確立が必要となっています。

このため、国民健康保険の運営を平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり安定的な財政運営を図ること等が医療保険制度改革骨子に盛り込まれています。

また、国民健康保険などの医療保険者に対して、40歳以上の被保険者を対象とする特定健診及び特定保健指導が義務づけられたため、生活習慣病の予防を推進することが必要となっています。

後期高齢者医療制度は75歳（65歳以上の一定以上の障がいのある人を含む）以上の方が対象となっており、今まで加入していた医療保険からこの医療制度の被保険者となるため、制度の趣旨普及が必要となっています。

また、後期高齢者医療制度の運営は、県内全市町村が加入する広域連合で行うため、広域連合と連携を図りながら適切な窓口業務の推進が必要となっています。

介護保険は、65歳以上の第1号被保険者からの介護保険料と40歳から65歳未満の第2号被保険者からの介護保険料を財源の半分として、国・県・市からの負担金で給付費の財源を賄っています。

今後、団塊世代の第1号被保険者への移行により、被保険者が増加傾向にある中、要介護（要支援）認定者のさらなる増加に伴い、多様な介護サービスの整備が必要となります。

反面、介護サービスの充実が進むにつれて、介護保険料が上昇することに関する不満等もあり、介護予防を充実するとともに制度の趣旨普及が必要となります。

年金制度の将来への不安などによる若年層の年金離れが深刻な問題になっていることから、制度の周知徹底が必要となっています。

また、国民年金への加入漏れを防止するとともに、免除制度などの啓発を行い、無年金者の発生防止に努めることが必要となっています。

■国民健康保険の推移

項目	加入状況		療養給付費				保険税			
	世帯数 (戸)	被保険者数 (人)	件数 (件)	費用額 (千円)	被保険者負担額 (千円)	1世帯当たり 費用額(円)	1人当たり 費用額(円)	総額 (千円)	1世帯当たり (円)	1人当たり (円)
平成21年度	11,325	19,069	305,784	6,408,980	4,718,688	565,914	336,094	1,535,513	135,586	80,524
平成22年度	11,331	19,020	308,987	6,641,756	4,840,524	586,158	349,199	1,455,303	128,436	76,514
平成23年度	11,372	19,013	316,862	6,905,738	5,029,894	607,258	363,211	1,444,367	127,011	75,967
平成24年度	11,360	18,829	323,972	6,968,567	5,081,730	613,430	370,098	1,589,959	139,961	84,442
平成25年度	11,392	18,751	329,766	7,256,322	5,303,813	636,966	386,983	1,597,122	140,197	85,175

資料：保険年金課

第4章 生涯すこやかで、ともに支えあい、いきいきと暮らせるまち

基本施策の方向性

急激な少子高齢化の進展によって、市民生活における医療、介護、年金などの社会保障制度に対する期待と不安はとて大きくくなっていることから、市民が健康で安心した生活を送れるように、社会保障制度の適正な運営を行います。

その中で、被保険者の健康づくりに対する意識の高揚を図るとともに、特定健診・特定保健指導、疾病予防事業を積極的に推進し、健康の保持・増進を図ることで国民健康保険の健全な運営に努めます。

さらに、今後は、国民健康保険の運営主体が市町村から県単位に移行することから、制度改革に向けた調整及び準備を行うこととします。

また、国民健康保険事業の健全運営のため、資格適用事務や医療費適正化に努めます。

そして、国民健康保険制度に対する市民の理解を促進し、自主納付意識の高揚に努めるとともに、被保険者間の公平性が確保できるよう国民健康保険税の適正な賦課や収納率の向上に努めます。

75歳の誕生日（65歳以上の一定以上の障がいのある人は適用日）から加入する、後期高齢者医療制度の趣旨普及に努めます。

後期高齢者医療制度の運営は広域連合が行うため、必要な保険給付などが滞りなく受け取れるように、市区町村の役割である各種申請・届出の受付、保険証の引き渡しなどの窓口業務を適切に行います。

介護保険の第1号被保険者の健康づくりに対する意識の高揚を図るとともに、介護予防事業を積極的に推進し、健康の保持・増進を図ることで介護保険の健全な運営に努めます。

介護保険事業の健全運営のため、介護給付費適正化事業を推進するとともに、資格適用事務に努めます。

国民年金制度の趣旨普及に努め、未納者の納付意識の向上や納付困難者に申請免除制度などの利用を促し、年金受給資格の確保に努めるとともに、関係機関と連携を密にし、年金給付状況の確認など、相談体制の充実に努めます。

主要施策の内容

- 国民健康保険制度の健全な運営
 - ・被保険者の健康づくりの促進
 - ・医療費等の健全化と保険税負担の適正化と収納率の向上
 - ・運営主体の移行に伴う調整及び準備
- 後期高齢者医療制度の適正な運用
 - ・後期高齢者医療制度の趣旨普及の促進
 - ・適切な窓口業務の推進
- 介護保険制度の健全な運営
 - ・第1号被保険者の健康づくりの促進
- 国民年金制度の啓発
 - ・相談体制の充実
 - ・制度の趣旨普及の促進

第5章

快適で暮らしやすいまち



第5章 快適で暮らしやすいまち

第1節 安全・安心に暮らせる環境を整備する

1 災害に強い生活基盤の整備

現状と課題

近年、全国各地で異常気象による集中豪雨、地震等の自然災害が発生し、大きな被害をもたらしています。こうした自然災害から生命と財産を守り、安心して安全に暮らすためには、災害に強いまちづくりを推進する必要があります。

本市は、居住地域の多くがシラス地層で、南北を流れる思川や網掛川など複数の2級河川により創成された扇状地の上にあることから、集中豪雨や台風の襲来による水害や土砂災害等の自然災害に対して弱い環境にあります。また、中山間地域においては、がけ地の崩壊等により住民の生命に危険を及ぼす恐れのある区域に建っている住宅が多数あります。

都市化の進展、生活範囲の拡大等に伴い、河川の流域における土地利用の形態は、都市部では宅地開発が進行しており、また農村部でも農業の生産基盤を高めるためのほ場整備事業等が積極的に進められ急激な変貌を遂げていることから、これに対応した河川の整備等の排水対策が緊急の課題となっています。

また、河川の整備に対する要望は多様化しており、潤いのある水辺空間整備に対する人々の要望は次第に増大しつつあるとともに、河川整備に対する期待も高まっています。

都市部においては、市が管理する河川の流量断面積が不足しており、局地的大雨等により、一時的に冠水する恐れがあります。

都市部における雨水排水対策については、森林の荒廃や近年、頻繁に発生する局地的大雨の影響や保水力のある農地が宅地化されるなど、急速な都市化に伴う排水施設の整備等が重要な課題となっています。

しかし、既存の排水施設については、農業用の用排水路が排水路として利用されるなど、用排水路と兼用している施設があり抜本的な排水施設の整備が必要です。

また、潮位によっては、海面水位が高い状況で、堤防内の排水ができずに内水氾濫を起こす地域もあり、ポンプアップ施設等の設置が必要となっています。

雨水排水対策の計画については、流域や土地利用の状況に応じて、雨水排水の基礎調査を実施し、計画の見直しが必要となっています。

本市の土石流危険渓流及び急傾斜地崩壊危険箇所は合わせて434か所、がけ地に近接する危険住宅も多数あり、台風や集中豪雨等によるがけ崩れ等の危険にさらされており、土砂災害防止対策が必要となっています。

土石流危険渓流や急傾斜地の崩壊に対する災害対策を進めるうえで、市民の生命や財産を守るという意味から、当該箇所の所有者や利用者のみならず、その周辺の市民の危険防止や、がけ地近接等危険住宅移転事業の推進にも努めています。

第1節 安全・安心に暮らせる環境を整備する

■河川の状況

単位：m

No.	種別	河川名	水系名	河川延長	No.	種別	河川名	水系名	河川延長
1	2級	別府川	別府川	22,410	8	2級	湯之谷川	網掛川	2,050
2	〃	山田川	〃	18,300	9	〃	宇曾ノ木川	〃	18,000
3	〃	前郷川	〃	13,600	10	〃	崎森川	〃	7,400
4	〃	田平川	〃	1,500	11	〃	思川	思川	5,800
5	〃	平田川	〃	1,000	12	〃	日木山川	日木山川	7,700
6	〃	西浦川	〃	4,000	13	準用河川	真黒川外40	-	75,600
7	〃	網掛川	網掛川	22,500					

資料：始良・伊佐地域振興局河川港湾課、市土木課

2級河川の延長は、始良・伊佐地域振興局管理分
準用河川の延長は、市管理分

基本施策の方向性

地域住民の生活環境に密接な関わりのある河川においては、流れを阻害する寄洲や流木等の河川閉塞物除去、河床及び護岸の敷払いを実施し、氾濫の防止、護岸の浸食防止に努めます。

また、河川氾濫時の要因の1つに考えられる農業用水取水施設等の河川工作物については、関係機関と連絡を密にし、適切な施設管理を行うことで氾濫防止につながるよう努めます。

さらに、河川整備に対する市民の要望は多様化しており、憩いの場としての役割も求められることから、単に治水対策だけの整備ではなく、潤いのある水辺空間整備にも取り組んでいきます。

安全で安心できるまちづくりを目指し、市民の生命・財産に対する安全性を向上させるため、雨水排水対策の計画に基づいて、流出量に見合った断面改修や新たに分水路を建設するなど、排水施設の整備を実施し、浸水被害の軽減に取り組んでいきます。

また、すでに計画を策定している地域においても、計画策定後に長期間が経過し、宅地開発などにより市街地や降雨の状況が変化することで流出量が増大し、計画の見直しが必要な地区もあることから、未策定地区も含めた総合的な雨水排水対策計画の策定と見直しに取り組めます。

雨水流出抑制については、公共用地に雨水貯留施設を設置することや、個人住宅についても雨水貯留施設の設置を検討します。

土砂災害危険箇所については、定期点検を実施し、災害の未然防止に努めます。

また、急傾斜地等の危険箇所については補助事業等を導入し、崩壊防止工事の実施に取り組めます。

第5章 快適で暮らしやすいまち

主要施策の内容

- 河川の氾濫防止のための寄洲除去の実施
- 自然護岸の敷払い等適切な維持管理の徹底
- 都市下水路整備との連携強化
- 排水施設の整備促進
- 総合的な雨水排水の計画策定、見直し
- 下水路等排水施設の整備計画の策定
- 雨水流出抑制の推進
- 砂防事業の推進
- 急傾斜地崩壊対策事業の推進

第1節 安全・安心に暮らせる環境を整備する

2 災害に対応する体制の整備

現状と課題

本市は、海岸部から山間部までにおよび、活火山である桜島も鹿児島（錦江）湾の対岸にあることから、災害発生 の 要因として台風、洪水、高潮、地震、津波、火山噴火等が考えられ、さらに、原子力発電所から半径 30 k m 圏内（U P Z 圏内）においては、空間放射線量の実測値等に応じて、住民が屋内退避等の防護措置を講じなければならない環境の中にあります。

東日本大震災を教訓とした国の「防災基本計画」や「鹿児島県地域防災計画」の改定を受けて、「始良市地域防災計画」の改訂を平成 25 年 5 月に行い、津波や原発事故に対する対策と市民の基本的責務として「災害教訓の伝承に努める」ことを加えました。さらに、男女共同参画*の視点を取り入れた防災体制の確立も加えました。しかし、今後、災害対策基本法の一部改正や「防災基本計画」の見直し、鹿児島県地震災害等予測調査の結果を踏まえ、「始良市地域防災計画」の改訂を行う必要があります。

また、市民の防災意識は、自治会等で組織される自主防災組織の結成状況、訓練等の活動状況、要配慮者の把握、避難支援への取り組みなどに違いがあり、地域によって防災意識に差異が生じています。

そのため、各地域で「自助・共助・公助」の連携の重要性や、自主防災思想の普及啓発を強化していく必要があります。

防災行政無線の未整備となっていた加治木地区は、平成 25 年 9 月に整備が完了し、これにより、市内全域において防災行政無線による市民への情報伝達が可能となりました。今後は、市内全域をデジタルによる防災行政無線で統一し、さらに情報伝達手段の多様化、強靱化を図っていく必要があります。

本市の指定避難所は、避難所によっては、床が板張りであることやトイレが外にあることから、より過ごしやすい環境整備をする必要がありますが、避難所生活が長期化した場合、高齢者等避難所生活が困難な方への対策として、平成 23 年 11 月民間の社会福祉施設を避難所として活用する協定を締結し、入浴などの支援が受けられ、自宅での生活に近い形の避難所生活を送られるようにしました。

現在の避難所は、風水害を想定した避難所と津波からの避難を想定した津波避難ビルの 2 つの災害想定に対応した避難所及び緊急避難場所等を指定していますが、災害種別ごとの指定緊急避難場所や指定避難所となっていないことから、今後、これら指定緊急避難場所や指定避難所を指定していく必要があります。

避難所へ避難した市民へ提供する食糧や水、毛布等の備蓄は十分でなく、大きな災害で多くの避難者が発生した場合は不足する懸念があります。

その解決策として、飲料水販売業者や食品製造業者、生活用品等小売業者との間で物品調達に関する協定を締結していますが、依頼から物品到着まで時間がかかることや、道路寸断などで物品が搬送できない状況等も考えられることから、その対策を検討する必要があります。

第5章 快適で暮らしやすいまち

す。

土砂災害を想定したハザードマップ*、津波災害時に避難の目安となる海拔マップは、全戸に配布しましたが、今後、災害対策基本法の一部改正に伴う指定緊急避難場所や指定避難所を新たに調査し、その調査結果を新たに作成する土砂災害ハザードマップ*に記載するとともに、桜島火山海底噴火発生に伴う津波による浸水想定マップを作成し、周知する必要があります。

■自主防災組織、避難所、災害時要援護者数、災害協定の推移

(単位：組織、%、箇所、人、件)

項	目	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
自主防災組織数	組織	148	148	152	154	157
	組織率	70.9	70.7	73.3	77.2	79.1
避難所数		55	55	55	55	55
避難行動要支援者		1,429	1,331	1,226	1,209	1,279
災害協定(民間)		5	6	12	13	16

各年4月1日現在

資料：危機管理課

基本施策の方向性

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、これまでの災害を防止するという考え方から、災害からいち早く安全に避難するという考え方へと防災の意識を変革しなければならない災害となりました。

市民は防災の基本である「自らの身の安全は、自ら守る」という自覚を持ち、常に災害に対する備えを心がけ、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要です。

また、近隣の負傷者や避難行動要支援者及び要配慮者等を助け、避難所運営への協力、あるいは行政等が行う防災活動に協力するなど、防災活動に寄与することが求められます。

災害による被害を減らすためには、「自助・共助・公助」の連携が大切であり、このため市は自主防災思想の普及・啓発を図るとともに、想定外の災害もあり得るという考えも含めた、住民避難を重視した施策を推進します。

平成25年5月に改訂した「始良市地域防災計画」では、津波や原発事故を想定しましたが、さらに、桜島火山爆発や大規模事故等も想定した計画策定を行うとともに、あらゆる災害を想定した指定緊急避難場所や指定避難所の指定とそれらを周知するためのハザードマップ*作成を行い、市民に周知します。

地域の防災力強化については、すべての自治会等で自主防災組織を結成し、自主防災組織自らが自分たちの地域の危険箇所の把握や、避難行動要支援者及び要配慮者の把握、支援等を行うなど、自ら行動できる自主防災組織の育成に努めます。

また、民生委員・児童委員や福祉関係機関及び消防団、地域住民と連携し、避難行動要支援者及び要配慮者の把握と支援者の確保を行い、防災訓練等への積極的参加を促進します。加えて、県防災研修センターや防災アドバイザー等と協力して防災講話や各種教室及び自治会等への出前講座等を開催し啓発活動を行い、各地域の地理的条件に適した防災訓練を行う

第1節 安全・安心に暮らせる環境を整備する

とともに、大規模災害を想定した総合防災訓練や各地域や企業、学校等において図上訓練等も実施し、関係機関や地域住民との連携を図ります。

避難所については、子どもや高齢者等に配慮した避難所の改修や避難生活に必要な食糧や物資を整備し、災害に応じた指定緊急避難場所、指定避難所等の指定を行います。

また、災害時に迅速かつ円滑な防災組織相互の意思疎通を図り、効果的な防災活動ができる体制づくりを行い、最低3日間程度の食糧や水、生活必需品の備蓄及びそれらを安全に保管する倉庫の整備に努めるとともに、市民に対しても自ら3日から1週間程度の食糧を確保するよう呼び掛けを行います。

通信手段については、すべての市民に情報が伝達できるよう情報伝達手段の多様化を推進し、整備するとともに、関係機関との通信が不通とならない通信手段の強靱化に努めます。

災害時に民間企業の各専門分野の力を発揮して、災害に対応できる協力体制を確立するための協定の締結を推進します。

災害を未然に防止するために、日頃から地元住民とともに災害危険箇所の点検を実施し、また、危険箇所の改修等を実施します。

災害発生時に物資の輸送等を円滑に行うため、県都鹿児島市や始良、加治木、蒲生の3庁舎を結ぶ緊急輸送道路の整備に努めます。

災害発生後の大量のがれきの早急な処分が、復興を迅速に行うための第一歩であることから、がれきの一時保管場所や処分場所の確保に努めます。

主要施策の内容

- 地域防災計画及び各種ハザードマップ*の作成、見直し
- 自主防災組織の育成・強化
- 避難行動要支援者及び要配慮者への避難支援体制の確立
- 指定緊急避難場所や指定避難所の選定及び指定
- 指定避難所の施設の改修及び物資の備蓄促進
- 防災行政無線を含んだ情報伝達網の整備・拡充（防災行政無線デジタル化等）
- 防災に対する教育及び啓発活動の充実
- 各種災害を想定した防災訓練の実施
- 民間企業等との災害協定締結の拡充
- コミュニティ*FMラジオ放送を活用した災害情報、避難情報等の伝達



出初式

第5章 快適で暮らしやすいまち

3 消防・救急体制の整備

現状と課題

近年、都市化とともに、災害も規模が拡大し、人的災害・自然災害を問わず、その対応は複雑・多様化し、消防を取り巻く環境はそれによりさらに変化していくものと予想されます。

本市では、消防本部の下に中央消防署と2つの分遣所があり、自動出動指令システムなど最新技術を取り入れた消防緊急通信指令施設を設置しているほか、4台の高規格救急自動車を配備するなど、消防・救急体制の充実に努めています。

今後、大規模化・複雑・多様化していく災害に対して、ハード・ソフト両面における整備をはじめ、広域的な応援体制の充実も踏まえながら消防・救急・救助体制の強化及び消防職員の資質の向上・技術の高度化を引き続き進めていく必要があります。

そのような中で、消防本部と中央消防署のある消防庁舎は、昭和47年に建設されたもので、建物の老朽化はもとより、耐震基準も満たしていない状況にあることから、庁舎や訓練施設等の整備を進めています。

また、建物の高層化が進み、高所の消火や救助に対応するための消防車両等の整備も必要となっています。

地域の消防防災体制の中核である消防団については、団員の高齢化などが進んでいることから、常備消防との連携を強化しながら施設や装備の拡充を進めるとともに、団員の資質の向上を図ることが必要となっています。

さらに、火災予防対策として防火を呼びかける啓発活動などを展開していますが、今後は、市民の防火に対する意識の高揚を図りながら地域ぐるみの防火体制の確立を進めていく必要があります。

一方、救急活動については、高齢化を背景として急病人が増加しており、救急救命士の養成や高規格救急自動車の増強など、救急活動の高度化を進めるとともに、現場における救急救命処置を効果的に行うことができるように、市民へ救命知識の普及と啓発を推進し、助かる命を救うため、市民・救急隊・医療機関との連携を強固なものとし、救命率の向上を図る必要があります。

また、消防・防災ヘリやドクターヘリ*の積極的な活用と各関係機関との緊密な連携を図り、救急体制のさらなる充実に努める必要があります。

さらに、県や近隣の市町とも連携し、広域で効率的で素早い体制の整備が求められています。

第1節 安全・安心に暮らせる環境を整備する

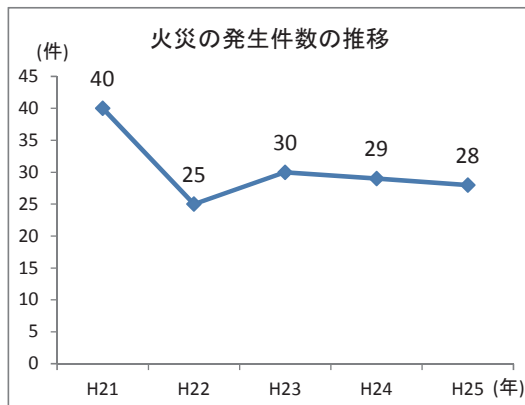
■消防人員と消防設備

(単位：台、人、分団、基)

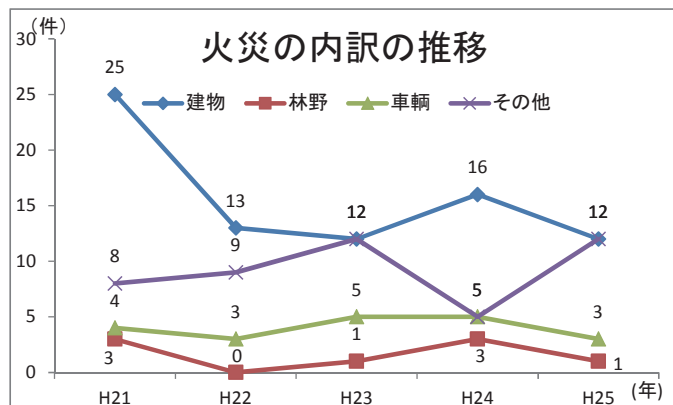
項目	消防署						消防団						消火栓	防火水槽
	タンク車	ポンプ車	ミニ二車	救助工作車	救急車	職員	タンク車	ポンプ車	小型動力ポンプ	積載車	消防分団数	消防団員数		
平成22年	4	0	3	1	4	63	2	14	34	23	30	483	1,071	250
平成23年	4	0	3	1	5	62	2	14	34	24	15	500	1,402	384
平成24年	4	0	3	1	5	64	2	14	34	24	15	525	1,402	384
平成25年	4	0	3	1	5	64	2	14	34	24	15	529	1,403	385
平成26年	4	0	3	1	5	64	2	14	34	24	15	517	1,403	385

各年4月1日現在

資料：消防本部



資料：消防本部



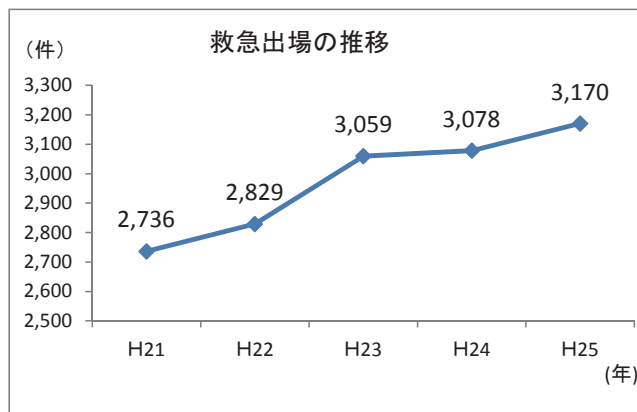
資料：消防本部

■救急出場状況

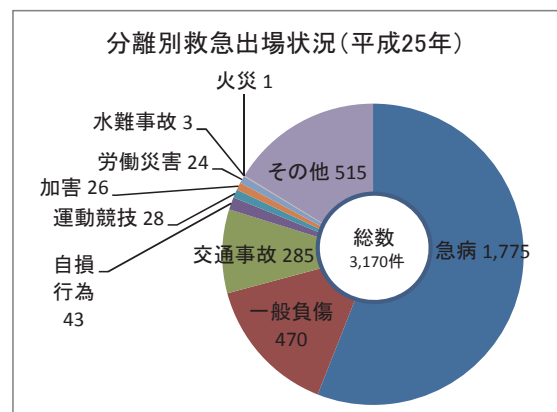
(単位：件)

区分	総数	火災	自然災害	水難事故	交通事故	労働災害	運動競技	一般負傷	加害	自損行為	急病	その他
平成21年	2,736	4	0	4	265	17	24	376	15	43	1,482	506
平成22年	2,829	4	0	3	257	20	19	427	8	53	1,611	427
平成23年	3,059	2	0	1	283	26	14	401	14	43	1,741	534
平成24年	3,078	5	0	6	278	23	19	418	10	32	1,815	472
平成25年	3,170	1	0	3	285	24	28	470	26	43	1,775	515

資料：消防本部



資料：消防本部



資料：消防本部

第5章 快適で暮らしやすいまち

基本施策の方向性

消防基盤の高度化に向けて国の指針や地域の実情を踏まえながら、消防庁舎や訓練施設、倉庫など消防施設の整備を進め、複雑・多様化していく災害対応を遂行するため、はしご車や救助資機材などを計画的に整備し、効率的・効果的な消防活動を推進します。

また、消防救急無線のデジタル化に伴い、消防防災通信体制の整備を進め、震災対策などの観点に立ちながら、消防水利施設の充実や防災情報の収集・伝達体制の強化に努めます。

消防組織の充実・強化のため、教育・訓練機会の拡充により消防職員の資質の向上に努めるとともに、女性消防団員を含めた消防団員の確保や消防団の活動能力を強化し、消防組織の活性化を図ります。

また、救急救命士の養成をはじめとする救急隊員教育を充実し、救急隊員の資質の向上に努めるとともに、医師会をはじめ医療機関や周辺自治体など関係機関との連携を深めながら、メディカルコントロール*体制をさらに推進し、救急体制の高度化や拡充を進めます。

一方、消防救急活動はもとより、人材育成なども含め関係機関との連携・協力による広域的な応援体制の充実に努めます。

火災を予防するため、防火対象物や危険物施設への立入検査の強化など防火管理体制の充実に努めます。

また、防火に関する積極的な情報提供を行うとともに、高齢者などの災害時要援護者をはじめ市民の生命や財産を火災から守るため、住宅用火災警報器及び消火器などの住宅用防災機器設置の普及に努め、家庭における住宅防火対策を促進します。

さらに、地域の防災力の強化を図るため、市民の防災意識の啓発を推進し、市民参加による地域ぐるみの自主防災組織の充実に努めます。

主要施策の内容

- 消防庁舎等の整備の推進
- 消防車・救急自動車などの計画的な更新
- 消防組織の充実・強化
- 救急救命士の養成と救急活動に対する市民意識の啓発の促進
- 火災予防の推進



総合防災訓練

第1節 安全・安心に暮らせる環境を整備する

4 防犯・交通安全対策の推進

現状と課題

近年の急速な社会環境の変化に伴う地域社会における連帯感の希薄化や景気低迷による生活不安などを背景として、全国的に社会の秩序や安全を脅かす事件や事故が発生しています。

本市においては、主要幹線道路の整備が進み、市内に5つのJR駅が存在するなど、通勤・通学者などの利便性が高まっている反面、交通量の増加や駅利用者等の増大に伴い、犯罪や交通事故が発生しやすい状況にあります。

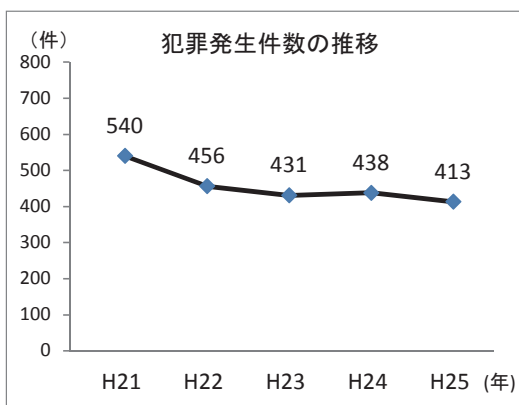
防犯対策としては、特に、JR駅周辺において自転車やオートバイ等が盗まれる窃盗事件が多発しているほか、駅から歩いて帰宅途中の女性を狙った犯罪なども発生していることから、関係機関・団体や市民と協力して自主防犯パトロール活動等を推進するなど、地域ぐるみによる防犯体制の充実を図ることにより、安全・安心なまちづくりを進めていく必要があります。

また、振り込め詐欺や悪質商法など、主に高齢者を対象とした犯罪も後を絶たないことから、広報・啓発活動を積極的に推進し、高齢者の防犯意識高揚に努める必要があります。

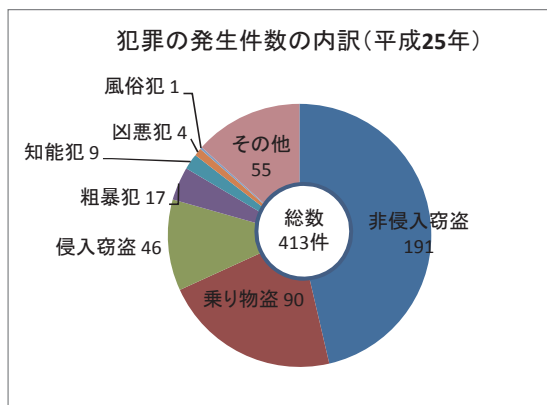
さらに、不審者による幼児、児童・生徒に対する声かけ事案も散発していることから、次代を担う子どもたちを犯罪から守るため、通学路防犯灯の整備推進やパトロール活動等の充実と同時に、不審者対応訓練をはじめとした防犯教育の充実を図る必要があります。

交通安全対策としては、社会全体の高齢化に伴い、交通事故死者のうち特に高齢者の占める割合が高くなっていることから、道路交通環境整備をはじめ、対象の年齢に応じた交通安全教育等、高齢者交通安全対策を推進する必要があります。

また、他県では集団登校中の児童が多数犠牲となる重大事故等が発生しており、本市においても、幼児が犠牲となる死亡事故が発生していることから、スクールゾーンを中心とした交通安全施設の整備のほか、子どもに対する交通安全教育はもちろんのこと、すべてのドライバーに対して「子どもの命を守る」運転を訴える必要があります。



資料: 始良警察署



資料: 始良警察署

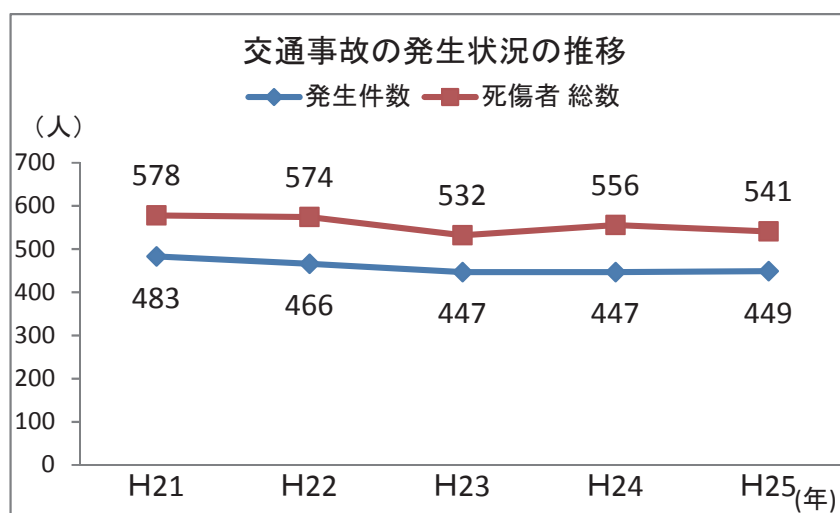
第5章 快適で暮らしやすいまち

■交通事故の発生状況

(単位：件、人)

年次	発生件数	死傷者		
		総数	死亡	重傷・軽傷
平成21年	483	578	6	572
平成22年	466	574	4	570
平成23年	447	532	6	526
平成24年	447	556	8	548
平成25年	449	541	3	538

資料：始良警察署



資料：始良警察署

基本施策の方向性

安全で安心なまちづくりに関する総合的施策を策定し、市民や事業者等と連携・協力して、犯罪や交通事故のない安全で安心な地域社会の実現を図ります。

特に、子どもや女性、高齢者等に対する防犯対策や、長年放置され危険な状態となっている空き家等に関して、市民からの要望・相談が寄せられていることから、「始良市安全・安心まちづくり条例」等に基づき、適正な対応を行います。

また、次代を担う青少年の健全育成とともに、犯罪やあらゆる暴力の未然防止・追放、明るく住みよい地域環境の確立等のため、市民自らが行う自主防犯パトロール等の活動に対して、積極的な支援を行います。

さらに、児童・生徒等の安全を確保するため、通学路防犯灯の設置を推進するとともに、自治会が管理する防犯灯についても、その整備を支援（新設・修繕への補助等）し、安全・安心な明るいまちづくりに努めます。

交通安全対策については、道路交通環境の整備や交通安全意識啓発活動等、交通安全に関する総合的施策についての基本計画を作成し、その計画に沿って施策の推進を図ります。

道路交通環境整備（道路改良や交通安全施設の整備等）に当たっては、高齢者や障がい者、子ども等、いわゆる交通弱者と呼ばれる方々の安全を確保するとともに、交通事故の発生状況や、市民からの要望等に基づき、効果的かつ重点的に取り組めます。

第1節 安全・安心に暮らせる環境を整備する

また、交通死亡事故「ゼロ」を目指し、関係機関・団体と連携して交通安全思想の普及と交通道德の高揚に努めます。

交通安全教育については、幼児から高齢者まで、生涯を通じて身に付けてもらうため、対象に応じた指導を段階的に行うとともに、一方的な指導にとどまることなく、参加・体験型の交通安全教育を行います。

犯罪や交通事故の被害者に対しては、相談体制を確立し、被害者の感情に配慮しながら、その要望に沿った支援活動を行います。

主要施策の内容

- 市民自らの手による地域安全パトロール活動の推進
- 防犯灯設置・管理事業による明るいまちづくりの推進
- 子どもや女性のための不審者対応訓練等の実施
- 空き家・空き地等の管理に関わる要望に対する適正な対応の徹底
- 自転車盗難の防止対策や放置自転車対策の推進
- 防犯に関する相談・広報活動の推進
- 犯罪被害者に対する支援の充実
- 交通事故発生状況や市民からの要望に基づく重点的な交通安全施設等整備の推進
- 街頭キャンペーン等、交通安全意識啓発活動の推進
- 幼児・児童や高齢者等、対象に応じた交通安全教育の推進
- 交通事故被害者救済活動の推進



交通安全教室

第5章 快適で暮らしやすいまち

5 安心して相談できる体制の充実

現状と課題

近年、消費生活の利便性が増すにつれ、消費者被害も増加しています。市民の消費生活における、商品、サービスの販売方法、契約方法の多様化、複雑化に伴い、高齢者や若者が、トラブルに巻き込まれるケースが増加しています。

訪問販売によるリフォーム工事トラブルやインターネットを利用した取り引きによるトラブル、高齢者への「次々販売*」、「架空請求」等の被害に関する相談は後を絶ちません。

また、「ヤミ金融」や多重債務に関する相談も深刻な問題となっています。

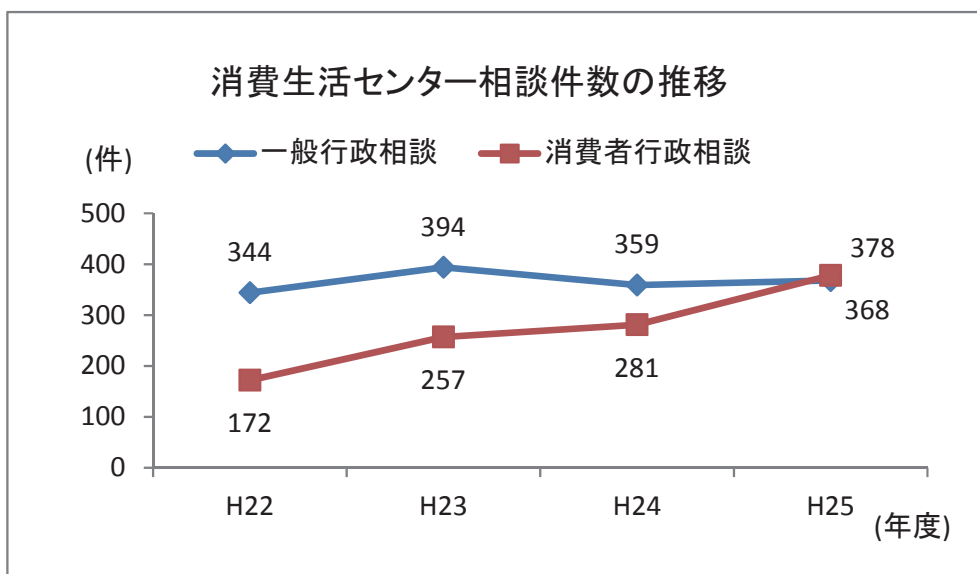
このような中、平成 21 年 9 月に、消費者行政を一元的に担う消費者庁が設置されるとともに、消費者の消費生活における被害を防止し、その安全を確保するための消費者安全法が施行されました。さらに平成 21 年 12 月の改正特定商取引法等の施行、平成 22 年 6 月の新貸金業法の施行により、国による事業者の規制強化も進んでいます。また、平成 24 年 8 月には、消費者自らが適切な消費行動ができる能力を育むこと等が盛り込まれた「消費者教育推進法」が施行されました。

本市では、消費者問題に対処するため、平成 23 年 9 月に始良市消費生活センターを設置し、消費者行政の体制整備、拡充等を図っています。

消費生活センターでは、消費者被害を防ぐため、相談体制を充実・強化するとともに、消費生活情報の提供などの取り組みを推進し、人にやさしい安全なまちづくりに努めています。

また、近年、健康問題（こころの問題）はもとより、経済・生活問題、職場の問題、家庭や地域の問題など、社会におけるさまざまな問題が複雑に絡み合った相談が増加傾向にあります。

このような状況の中、市民のさまざまな相談にできるだけ迅速に対応するため、関係機関との連携及び協力の下、的確な助言や調整を図る必要があります。



資料：市民課

第1節 安全・安心に暮らせる環境を整備する

■相談の状況（平成25年度）

項目	相談件数
各種相談の日程問合せ	27
相続関係	54
隣家トラブル	39
金銭トラブル	19
生活環境	20
動物関係	1
女性相談	1
離婚問題	10
生活援助	12
行政相談	5
法律相談	25
土地・建物相談（登記等）	14
雇用・労働関係	9
税務相談	2
住宅修繕相談	2
多重債務	21
その他	107
小計	368

項目	相談件数
安全・衛生	1
品質・機能役務	3
法規・基準	2
価格・料金	25
計量・量目	0
表示・広告	3
販売方法	129
契約・解約	53
接客・対応	32
包装・容器	0
施設・設備	2
買物相談	0
生活知識	0
その他	128
小計	378
合計	746

資料：市民課

基本施策の方向性

複雑化・多様化する消費生活問題に適切・迅速に対応するため、行政機関相互の連携の強化を図り、消費者目線による相談を推進し、消費者被害の未然防止・拡大防止や早期救済に向けた取り組み、悪質商法への対策などを進めます。

また、消費者の被害を防ぐための消費生活講座や各種広報により、適切な消費者情報の提供に努めるとともに、若年層から高齢者までの幅広い年齢層に応じた消費者教育の充実を図ります。

さらに、関係機関と連携しながら、日常的に抱える問題や悩み等の相談に迅速に対応し、的確な助言を行うとともに、配偶者等からの暴力相談などを、できるだけ1か所の相談窓口で問題が解決するようにする「ワンストップサービス」を目標とした行政サービスの向上を図ります。

主要施策の内容

- 消費生活相談体制の充実と強化
- 安全・安心な消費生活の確保のための情報提供・教育・啓発の推進
- 関係機関との連携による消費者行政の総合力の向上
- 悩みごと相談等への体制の充実と関係機関との連携の強化
- ワンストップサービスを目標とする行政サービスの向上

第5章 快適で暮らしやすいまち

第2節 交通・情報通信基盤を整備する

1 交通環境の整備・充実

現状と課題

本市は、広域幹線道路の一般国道10号を東西の骨格軸として、主要地方道川内加治木線、同栗野加治木線、同伊集院蒲生溝辺線、同隼人加治木線等があり、周辺市町とを結ぶとともに、広域自動車交通軸として九州縦貫自動車道、隼人道路があり、加治木インターチェンジ、始良インターチェンジが供用され、広域的な高速利便性が高まっています。

しかし、一方では、利便性の良さが逆効果となり、商業や行政機能等の広域化や統合等の波を受け、都市の活力を失うことがないように、新たな交通網を構築し、交流人口を増加させ、経済的な活性化を図ることが必要となっています。

そして、交通・通信の高速化に伴い、都市活動の領域は拡大し、市民や企業の生活圏・経済圏は広域化しつつあり、近隣地域が相互に連携しながら、一体的な地域づくりを進めることが必要となっています。

広域幹線道路の恩恵を市内全域に及ぼすため、地方部と都市部だけではなく、地方部相互の利便性の向上を図る必要があります。

また、都市計画道路は、計画決定後長期にわたり整備されず、決定時の状況と環境が著しく変化しているため、将来の都市像と整合した都市計画道路網になるよう見直しを行っています。

市内にある5つのJR駅の1日当たりの乗降客数は、1万人を超えており、駅の利用者の利便性や安全性の向上を図るため、駅前道路と周辺道路の整備を推進する必要があるとともに、市街地の再開発につながることも期待されています。

一方、既存の道路の中には、近年の局地的大雨に対応出来ず短時間の冠水を繰り返している箇所もあり、速やかな道路排水対策が必要となっています。

また、道路の維持管理については、経年劣化による道路損傷の増大や、多様化する要望により迅速な対応が困難な状況にあります。

橋りょうについては、寿命を50年と想定した場合に、架け替えが必要となるものが一斉に出てくることから、早期に予防的な修繕を計画的に進めることで、長寿命化を図ることが必要となっています。



加治木ジャンクション

第2節 交通・情報通信基盤を整備する

■道路の状況

(単位：m、%)

区分	路線数	実延長	改良済 延長	未改良 延長	舗装率		砂利道延長	
					延長	舗装率		
国道	1	15,645	15,645	0	15,645	100.0	0	
県道	16	120,797	84,291	36,506	120,797	100.0	0	
市道	1,526	702,721	438,149	264,572	632,244	90.0	70,477	
高速 道路	九州縦貫自 動車	1	13,499	13,499	0	13,499	100.0	0
	隼人道路	1	1,217	1,217	0	1,217	100.0	0

平成26年4月1日現在

資料：土木課、県始良・伊佐地域振興局建設部
西日本高速道路（株）

■橋りょうの状況

(単位：橋、m)

区分	総数		永久橋		木橋	
	橋数	延長	橋数	延長	橋数	延長
国道	16	1,064	16	1,064	0	0
県道	63.5	2,268	63.5	2,268	0	0
市道	297.0	4,857	297.0	4,857	0	0

平成26年4月1日現在

資料：土木課、県始良・伊佐地域振興局建設部
西日本高速道路（株）

■鉄道利用状況（1日あたりの乗降客数）

（日豊本線（財部～鹿児島間））

(単位：人/日)

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
加治木駅	3,274	3,235	3,434	3,445	3,611
錦江駅	1,051	1,091	1,117	1,178	1,254
帖佐駅	2,524	2,509	2,578	2,736	2,809
始良駅	2,023	2,020	2,021	2,044	2,154
重富駅	1,210	1,159	1,147	1,096	1,085
国分駅	4,921	4,967	5,373	5,630	6,055
隼人駅	3,649	3,562	3,586	3,495	3,585
鹿児島駅	3,341	3,347	3,362	3,325	3,360

各年3月末日現在

資料：JR九州鹿児島支社

第5章 快適で暮らしやすいまち

基本施策の方向性

九州縦貫自動車道からの市街地へのアクセスを向上させるために、桜島サービスエリアにスマートインターチェンジ*を整備し、広域交流機能拠点を目指します。

また、国道10号の全線4車線化の早期完成を推進していきます。

市街地の地域活性化を支える幹線道路網の整備を進めるとともに、地域の活性化を誘導していくため、広域幹線道路と広域幹線道路を結ぶ都市幹線道路、地方部と地方部を結ぶ地区生活幹線道路の整備を推進します。

その一環として（仮称）山田口・木田線（中部地域横断道路）の新設により、米山交差点等の渋滞解消と歩行者の安全を図り、交通アクセスの向上と周辺の遊休農地等の利活用を促進し、地域活性化を図ることが急務となっています。

また、始良地区松原から加治木地区須崎へ架橋することにより、須崎地区の土地利用の拡大と松原地区周辺の公の施設の充実を図り、市民の交通利便性の向上や国道10号の機能の補完、近隣地域の相互連携や観光展望所としての機能を付加するなど、一体的な地域づくりを検討します。

市内の5つのJR駅周辺は、市民の利用傾向に対応した駅前広場と周辺道路の整備を推進し、特に帖佐駅前・始良駅前の整備を積極的に促進していきます。

一方、地球温暖化や大気汚染等の抑制のため、鉄道駅への交通の利便性を向上させ、公共交通機関の鉄道駅への乗り入れを推進するとともに、駐輪場等を整備し自転車等での利用促進を図り、低炭素社会*を目指します。

また、安全・安心な道路を目指し、パトロール及び維持作業を行い、道路交通の安全確保に努めます。

さらに、橋りょうの長寿命化修繕計画に基づき、計画的かつ予防的に修繕することで橋りょうの長寿命化を図ります。

主要施策の内容

- 桜島サービスエリアにスマートインターチェンジ*の設置及びアクセス道路整備の推進
- 国道10号の全線4車線化の早期完成の推進
- 長期未着手計画道路の見直し
- 都市計画道路整備の推進
- 中部地域横断道路の整備促進（（仮称）山田口・木田線の新設）
- 始良地区松原から加治木地区須崎への橋りょう整備の調査研究
- 宇都トンネル、柘野線、木田橋整備の推進
- 岩原本通線の道路排水路整備の推進
- 始良駅前通線整備の推進
- 帖佐駅前の整備促進
- 道路パトロールの強化
- 橋りょう長寿命化修繕計画による橋りょう補修の計画的実施

第2節 交通・情報通信基盤を整備する

2 公共交通網の維持・強化

現状と課題

本市には、5つのJR駅があり、今後、鉄道利用促進を図るため、まちの玄関にふさわしく、本市の「顔」となる鉄道駅の整備や駅舎を含む駅前広場のバリアフリー*化、駅前広場周辺の道路整備や安全な歩行空間の確保を図ることで、周辺のまちなみに活気が戻る施策を推進する必要があります。

また、JR等の交通結節点の活性化に併せて、物流拠点及び産業拠点としての加治木港の機能維持、環境強化を推進する必要があります。

バス等の公共交通については、民間の公共交通事業者が地域公共交通を支えてきましたが、自家用車への依存傾向が高まり、それに伴って公共交通の利用者が減少しています。

その結果、運行路線の減便や廃止、運賃の値上げなどのサービス水準の低下を引き起こし、公共交通事業者の経営努力にも限界があり、利用者の多様なニーズの確保は難しくなっています。

本市においても、運行路線の廃止に伴い、生活路線として市の委託や補助によってバスの運行が維持されている地域もあります。

また、都市部においては、鹿児島市と蒲生地区を結ぶ路線と、鹿児島市と始良市、霧島市を結ぶ路線の大きく2系統のバス路線やタクシー、JR等が充実しています。

このように、本市の公共交通は、民間事業者の路線バスやタクシー、JR等が共存し、また、市も財政負担を行って、地域交通を支えています。

しかし、市民の日常的な生活圏は拡大する傾向にあることから、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」という考え方を踏まえ、多様化するニーズに適確に対応した、運送サービスの提供が求められています。

このような状況の中、市や地域住民、事業者やその他の関係者も積極的に公共交通をサポートしていくなど、地域全体で取り組んでいくことが必要で、市としても少子高齢化や生活スタイルの変化等、状況の変化に柔軟に対応できる仕組みづくりの旗振り役となって、公共交通の運行の在り方に関与していくことが必要となっています。

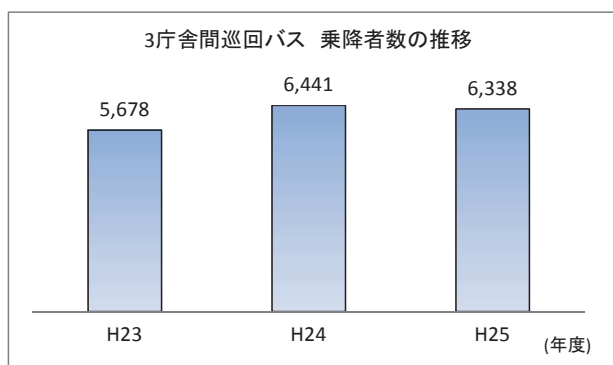
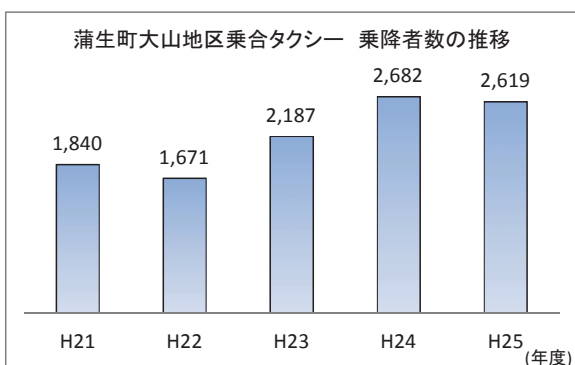
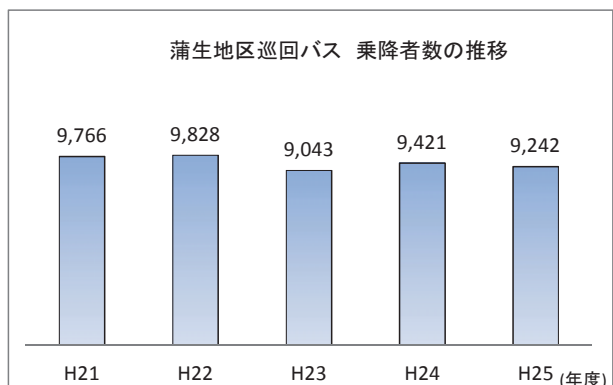
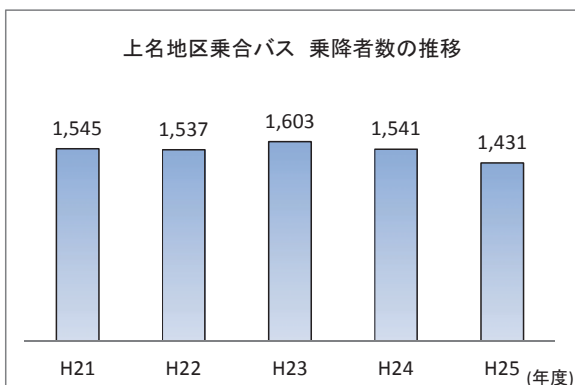
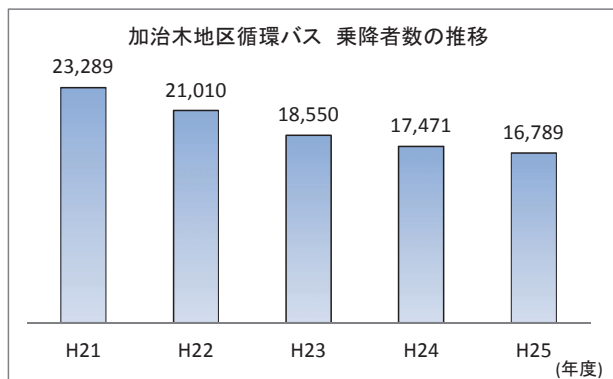
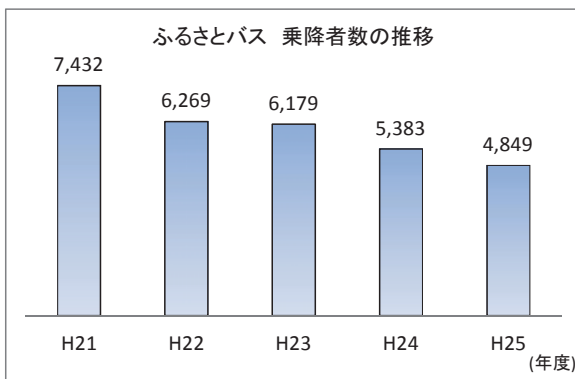
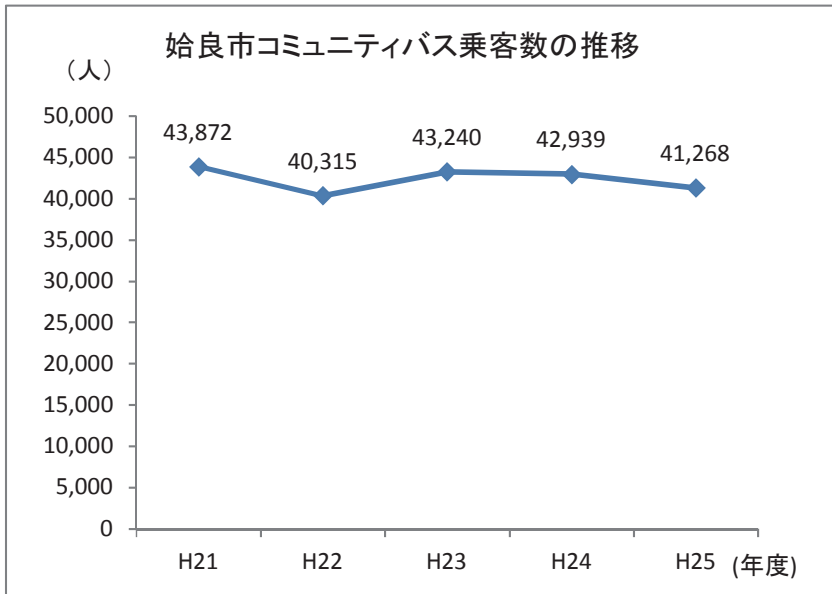
■始良市コミュニティバス路線別乗客数の推移

(単位：人)

項目	H21	H22	H23	H24	H25
加治木地区循環バス	23,289	21,010	18,550	17,471	16,789
蒲生地区巡回バス	5,272	5,041	9,043	9,421	9,242
(蒲生西浦・小川内地区バス)	4,494	4,787			
蒲生町大山地区乗合タクシー	1,840	1,671	2,187	2,682	2,619
上名地区乗合バス	1,545	1,537	1,603	1,541	1,431
ふるさとバス	7,432	6,269	6,179	5,383	4,849
3庁舎間巡回バス	-	-	5,678	6,441	6,338
合計	43,872	40,315	43,240	42,939	41,268

資料：地域政策課

第5章 快適で暮らしやすいまち



第2節 交通・情報通信基盤を整備する

基本施策の方向性

超高齢社会や省エネ社会においては、誰もが快適にまちに出て活発な活動ができるようにバスや鉄道などの公共交通機関と連携し、自動車、自転車、徒歩等のそれぞれの特性を最大限に活かし、身近な公共交通施設とをつなぐことにより、公共交通を利用しやすい環境整備とソフト面を重視した公共交通機関の機能強化等を図ります。

そのため、日常生活に必要不可欠な交通手段の確保を図るとともに、特に高齢者、障がい者など、交通弱者の円滑な移動のための施策として、歩道の段差解消や公共的施設等のバリアフリー*化を推進します。

また、暮らしやすいまちづくりのため、交通弱者の利便性を高めるため、交通の便が不足する地域の巡回バス等を充実させるなど、地元商店街等をつなぎ、地域の発展を図ります。

そのため、地域の公共交通の確保・維持・改善に資する調査や地域の要望に即した乗合運送サービス等の運行形態、サービス水準、運賃等について、それぞれの地域の実情に合った公共交通の検討を行い、例えば、福祉バスや温泉バスなど効率の良い運行形態の確保を図ります。

また、駅舎及び駅前広場の整備については、駅周辺のまちの一体性及び交通結節点としての利便性の向上を図るとともに、駅前周辺や主要公共施設等に案内看板や情報板設置を検討するなど、公共交通機関の利用拡大を推進します。

さらに、物流拠点及び産業拠点としての加治木港の機能維持、環境整備を県と連携を図りながら推進します。

主要施策の内容

- 駅舎及び駅前広場整備の検討
- 駅周辺の交通環境整備の推進
- 駅周辺及び鉄道駅等のバリアフリー*対策の推進
- 案内看板・情報板整備の検討
- 公共交通機関の連携強化
- 地域の公共交通の確保・維持・改善に資する調査の実施
- 地域公共交通会議等による、地域の実情にあった公共交通の検討
- 住民ニーズに合った公共交通システムの拡充

第5章 快適で暮らしやすいまち

3 情報通信基盤の整備と利用促進

現状と課題

近年のICT（情報通信技術）の目覚ましい進展による高度情報化社会の到来は、市民生活にも大きな変化をもたらしています。

特に、スマートフォンやタブレット型端末などの高機能なモバイル通信機器の急速な普及により、インターネットを利用して、いつでもどこでも必要な情報を入手することができるようになりました。

これに伴い、インターネットで配信されるデータは、高品位な音声や写真・映像など、その容量は増大しており、より高速で大容量の通信が可能な超高速ブロードバンド*や次世代モバイル通信規格（LTE・4G）などの需要が高まっています。

このような中、本市の情報通信基盤の整備状況については、通信事業者各社から光通信などのブロードバンド*・サービスが提供されており、市内のほぼ全域においてそのサービスが利用可能となっています。さらに、携帯電話についても、携帯電話事業者各社とも通話可能エリアの拡大が進行しています。しかし、一部の地域において光回線の未整備地域や携帯電話不感地域が存在しており、その解消が課題となっています。

また、近年、ツイッター（Twitter）やフェイスブック（Facebook）などを代表するソーシャルメディア（SNS）の利用が広がっています。これらのソーシャルメディアを情報交換の道具として、市民同士の交流や市民等と行政との双方向の情報共有、市の情報発信などに活用することが期待されています。

一方で、このような地域情報化が進展する中、市民の誰もがそのサービスを楽しむことができるよう、パソコンやインターネットを使いこなせる人と使いこなせない人の間で発生する情報サービス格差の解消は重要な問題となっています。

基本施策の方向性

本市において、地域情報化を推進するにあたり、情報通信基盤の整備はもとより、世代や地域の間で発生する情報サービス格差の解消は大きな課題です。

本市では、一部に光回線でのインターネットが利用できない地域や携帯電話の不感地域が存在することから、これらの解消に向け、関係機関と連携を図りながら通信事業者へ整備促進の働きかけを行っていきます。

また、ツイッターやフェイスブックなどのソーシャルメディアについて、これを市民との双方向の情報交流や始良市の情報発信のツールとして活用を研究し、市政への市民参加の拡大を図るとともに、市としての情報発信体制強化を進めていきます。

併せて、公共施設や地域の拠点施設等において、市民等が自由にインターネットに接続できる公衆用無線LANスポットの設置について、地域や市民ニーズ等の動向を勘案しながら検討していきます。

また、パソコンやインターネット等を使いこなせる人と使いこなせない人の間にある情報

第2節 交通・情報通信基盤を整備する

サービス格差の解消に向けた、情報通信機器の操作や利活用についての講習会等を開催し、市民のICT（情報通信技術）活用能力の向上を図ります。

主要施策の内容

- 地域情報化の推進
- 公共施設間の情報ネットワークの構築
- ユビキタス社会*への移行促進

第5章 快適で暮らしやすいまち

第3節 魅力的な生活空間を整備する

1 良好な住宅環境の整備

現状と課題

本市では、自然との共生を優先し、便利さを求めない暮らし方、市街地の中で便利さと効率を求める暮らし方などが混在しています。

市街地の住環境は、人により造られたものであるため、人が管理することでしか維持されません。そのため、地域住民と行政とが協働して、その維持、改善に努めていかなければなりません。住宅地開発等の計画段階では、市街地の居住者の動線だけでなく、市街地外からサービス提供をする消防・救急などの緊急車両や、ごみ収集車等の効率的な動線も考慮されたものとするのが肝要です。

また、「美しさ」「使いやすさ」「安心安全」を基本とした、まちづくりを積極的に推進し、新規居住者を引きつける魅力のある付加価値をもった地域になるよう工夫する必要があります。

その手法として、土地区画整理事業を導入し、都市基盤・生活基盤施設と良好な宅地供給を一体的に整備改善することで、健全な市街地の形成、良好な住環境の整備を進めることが必要です。

特に、加治木・始良地区における既成住宅地や市街地のまちづくりについては、暮らしやすさを追求する手段として土地区画整理事業の推進が有効であり、地域住民のニーズに沿った整備を推進する必要があります。

そして、徒歩での移動圏内に日常生活の主要施策を集積させようとするコンパクトなまちづくりを基軸として、住まい、職場、医療・福祉施設、子育て施設、教育・文化施設、商業施設などの快適な暮らしを支える環境や施設の配置について、維持管理や更新費用を含め、その在り方を市民の参画*も得ながら方向づけていく必要があります。

一方、中山間地域においては、自然との共生を基軸にして近代的な暮らしと自然・伝統が融合し、暮らしの質は維持しつつも不便さを受け入れ、消費社会から脱却し、その地域の風景が大きく変わることなく、次世代に引き継げる生活環境を維持し続ける必要があります。

防災対策については、新耐震基準などに適応していない住宅や建築物があり、適正な整備が求められています。

また、適正な維持管理がされていない住宅や工作物、空き地等があり、防災上や衛生的にも適正な管理が求められるとともに、緊急車両の通行が困難な狭あい道路があり、適正な改修が求められています。

がけ地に近接した危険住宅が中山間地域に点在していますが、住民の高齢化や移転地の確保が困難なため移転事業が進展していないのが現状です。

住宅や施設などのバリアフリー*化については、ユニバーサルデザイン*の理念に基づくバリアフリー*改修が求められています。

市営住宅については、民間事業者と競合することのないように、地域の活性化に資するよう整備を進めていく必要があります。老朽化した市営住宅の維持管理についても、公営住宅等長寿命化計画に基づいて、取り組む必要があります。

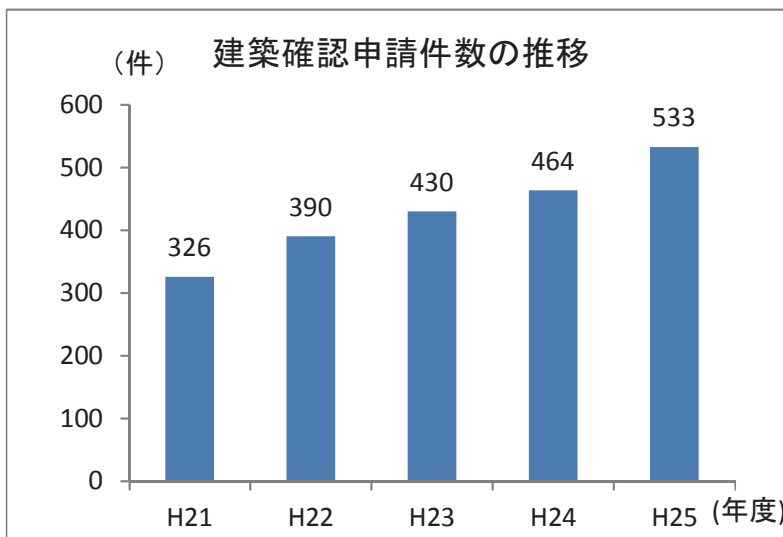
第3節 魅力的な生活空間を整備する

また、児童・生徒数の減少に悩む各小中学校の維持・存続と地域の活性化を図るためにも、若年層が定住する市営住宅の整備等が望まれています。北部地域の集落においては、点在する空き家が多く、集落の活性化等を図るためにも、空き家バンク制度の利用促進を進めていく必要があります。

■ 建築確認申請件数 (単位：件)

項目	総数	専用住宅	併用住宅	その他
平成21年度	326	258	3	65
平成22年度	390	323	9	58
平成23年度	430	345	6	79
平成24年度	464	371	2	91
平成25年度	533	422	3	108

資料：建築住宅課



資料：建築住宅課

■ 公営住宅の状況 (単位：戸)

項目	総数	構造別住宅			
		木造	低・中層耐火	準耐火	高層耐火
総数	2,202	216	1,614	336	36
県営住宅	756	44	676	0	36
市営住宅	1,446	172	938	336	0

平成26年3月末現在

資料：建築住宅課

基本施策の方向性

宅地の利用と都市基盤施設の整備改善を図るため、計画的な土地区画整理事業を推進します。併せて、交通安全の確保や狭あい道路の解消などのため、道路改良事業により適正な道路整備を推進します。

また、地域間を結ぶ新たな道路の整備により、交通結節機能の強化や生活道路の系統的整

第5章 快適で暮らしやすいまち

備を図り、道路ネットワークの形成に努め、さらに住環境としての利便性を向上させるとともに、民間の宅地開発等も活用して住環境整備が図られるよう努めます。

災害に強い住環境づくりについては、地震、台風に対して安全・安心な建築物にするため、耐震診断や耐震改修に対する支援を行い、耐震化を促進するとともに、がけ地近接等危険住宅移転事業の促進に努めます。

具体的には、民間木造住宅の耐震診断及び耐震改修に対する助成制度の推進、バリアフリー*等のリフォームに関する相談や工事施工業者紹介を行うシステムの推進に努めるとともに、空き家等に対する支援や適正管理に努めます。

また、存続が危ぶまれている中山間地域等への支援として、児童・生徒数の減少に悩む地域においては、主に若年層を対象とした市営住宅を整備するほか、若年層の新築または家屋の購入に対し、支援を行い、各小学校の維持・存続と地域活性化につながるよう努めます。

なお、公営住宅等長寿命化計画に沿った用途廃止、改修、建替えに取り組みます。

一方、市内全域に点在する空き家の利活用と地域の振興を図るため、空き家バンク制度の充実を図ります。

主要施策の内容

- 土地区画整理事業の促進
- 木造住宅の耐震診断及び耐震改修への積極的支援
- がけ地近接等危険住宅移転事業の促進
- 空き家等のリフォーム相談・改修等に対する支援
- 道路改良事業の推進
- 空き家、空き地管理運用システムの活用
- 若者定住促進住宅の建設（山田地区、永原地区）
- 集落活性化へ向けた支援（存続が危ぶまれる中山間地域等への支援策）
- 若者定住への支援（児童数減少対策としての若者定住への支援）
- 市営住宅の用途廃止、改修、建替え事業の推進
- 空き家バンク制度の利用促進



市営住宅

第3節 魅力的な生活空間を整備する

2 美しいまちなみと公園、緑地の整備

現状と課題

本市は、北側の丘陵・山地と南側の鹿児島（錦江）湾と桜島の豊かな自然環境に囲まれ、歴史を感じる指定文化財等と調和した美しいまちなみが守られ、雄大な眺望と歴史環境や景観に恵まれたすばらしい環境を有しています。

また、市街地には、日本山川、網掛川、別府川、思川などの河川が流れるとともに、国道10号等の幹線道路は緑化が進んでおり、緑豊かな市街地が形成されてきました。

しかし、近年の地球規模の環境の変化やこれまで市街地を形成する過程において緑地の保全、形成に対して配慮がされていない開発などもあり、身近な自然環境まで影響を及ぼしてきています。

また、幹線道路の隣接地に集客を目的とした屋外広告物が多くみられ、周囲の景観を阻害している屋外広告物があるほか、街路樹や電柱などに取り付けられる違反広告物も増加傾向にあります。

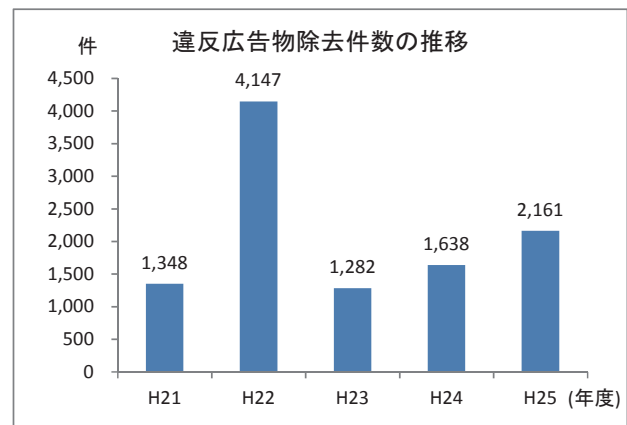
このような景観の変化に適切に対応して、良好な景観を守り、育成していくため、景観形成の方針を定めるとともに、景観形成の意識づくりと仕組みづくりを進めていくことが課題となっています。

そのような中で、公園緑地は、その果たす役割が近年の生活様式の変化に伴い多様化しており、都市の防災性・安全性の確保、良好な都市景観の形成、市民の多様な余暇活動を支える場の提供など大きな役割を果たしています。

本市は、北部には豊かな自然が残り山林・緑地が形成されていますが、南部では、緑地の少ない市街化が進んでいます。その中に、一般に公園と呼ばれるものが約150か所あり、市街地の中で緑を提供するエリアとしての役割を果たしています。

この公園も、公園利用の視点からすると、高齢者の体力づくりや子どもたちが健全に成長するための場所として地域によっては不足しており、新たに整備する必要があります。

既存の公園がある地域においても開園から10年以上を経過した公園も相当数あり、施設の劣化が進んでおり、施設の機能保全や安全性確保に対する取り組みも重要な課題となっているため、平成24年3月に策定した「公園施設長寿命化計画」に基づき、計画的に整備を進め



資料：都市計画課

■公園の設置状況 (単位：箇所)

種 別		公園数
都市公園	街区公園	31
	近隣公園	2
	地区公園	2
	総合公園	1
その他公園		110
合 計		146

平成26年10月1日現在

資料：都市計画課

第5章 快適で暮らしやすいまち

る必要があります。

また、高齢者や障がいのある人も容易に利用できるように、公園の園路や広場、駐車場、トイレ等のバリアフリー*化が求められているため、特にトイレは、その衛生面や利便性の向上を図るうえからも、バリアフリー*化や水洗化などの整備が必要です。

基本施策の方向性

自然や歴史資源を活かした美しい環境を守り育てていくため、ふるさとに誇りと愛着を持った景観づくりに対する市民の意識を高めるとともに、景観形成のルールづくりに取り組みます。

また、自然公園等の緑豊かな自然環境や巨樹、すばらしい自然海岸や名勝、史跡などの観光拠点を保全して、市民にやさしい景観づくりを進めます。

さらに、幹線道路沿道の統一感のある街路樹や違反広告物の除去等による沿道景観、良好な住宅地や建物に調和した景観の形成、農地や森林等と調和した集落景観の保全など、本市の特色ある景観形成のための計画等を検討していきます。

また、本市の歴史的・文化的雰囲気溢れた武家屋敷、石垣や生け垣、石蔵、石畳などを観光資源として活用し、住宅地における自然の保全や緑化とともに、歴史資源と調和した表情豊かなまちなみの保全・形成を行うため、公共案内板や情報板等の公共情報発信施設については、統一した配置・配色及び形状等による整備に努めます。

公園については、さまざまなニーズに対応した公園整備の推進を図るため、地域の実情を十分に把握するとともに、特色のある公園づくりに取り組みます。

その際、新規に設置する公園については、おおむねの位置や規模について具体的な配置基準を定めるなど、整備の方向性が市民や利用者にわかりやすいようにすることに努めます。

また、既存の公園に対しては、公園の利用状況、ニーズ、施設の劣化の状況を確認しながら、安全性の確保及びライフサイクル縮減の観点から、予防保全的管理によるバリアフリー*化、長寿命化対策、特にトイレの水洗化は計画的に取り組みます。

緑地の整備については、緑地の保全や緑化について一定の目標を定めることにより、緑地の保全及び緑化推進のための施策の計画的かつ効率的な実施を図っていきます。

主要施策の内容

- 景観の保全と創造に向けた計画の策定
- 都市公園のバリアフリー*化、トイレの水洗化の推進
- 公共事業によるランドマーク*の形成
- 景観的に統一感のある案内板整備の推進
- 歴史的な景観、まちなみの保全の推進
- 緑の基本計画の策定
- 景観計画の策定
- 景観条例の制定

第3節 魅力的な生活空間を整備する

3 安定した飲料水の供給

現状と課題

本市の上水道事業による送水管・配水管等の内、法定耐用年数（40年）を超える老朽管路は、管路総延長の約11%を占めており、漏水事故が後を絶たない状況となっています。

また、平成25年度末の上水道給水区域内の人口は72,520人で、そのうち、給水をしている人口が72,241人となっており、水道普及率は99.6%でほぼ全家庭に給水をしています。

しかし、配水管が布設されていない公道もあり、現在老朽管の布設替えとともに、配水管の新設工事を計画し、普及率100%を目指している状況です。

今後は、飲料水の一層の安定供給のため、水道施設の適切な維持管理による施設の延命化を図りながら、地震・台風等による災害にも対応した改良・更新を行い、安定・持続的な供給を行うための水道システムの再構築を行う必要があります。

水源の確保については、平成20年度から3年間試掘を行った重富地区の水源調査の結果が良好であり、現在この良質な水源を利用できるように、平成30年度中の稼働に向けた計画を進めています。

また、ほかの地区においても水源の探査を行い、災害や水需要の変化等、いかなる状況にも対応できる水源を確保することが求められています。

経営面においては、水道利用者の生活様式の変化に伴い、節水意識の向上や節水型機器の普及により水の需要が抑えられ、料金収入が伸び悩んでいることもあり、更新時期を迎えている水道施設を補修・補強するために必要な資金の確保等、水道事業を取り巻く経営環境の変化への柔軟な対応が求められています。

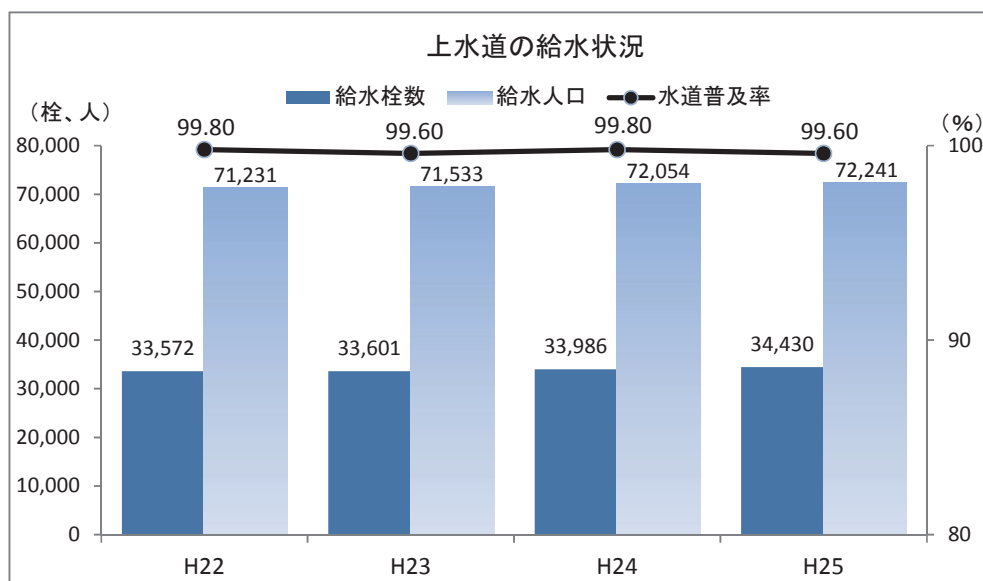
今までの施設整備は、補助金や公債に依存してきましたが、近年の厳しい財政状況下において、作業の効率化による生産性の向上を図りながら、水道施設の計画的かつ効率的な更新と日常的な管理・点検及び修繕を的確に実施し、多額の更新費用を抑制する必要があります。

また、今後ますます高度化する水道事業を維持管理していくには、新たな人材育成制度による「水道業務経験年数度」の高い職員の育成や、技術の継承及び技術専門職員の確保が必要となっています。

一方、給水区域外の非公営の小規模水道については、組合員の高齢化等により維持管理に支障を来し、水質面でも危惧される施設も見受けられることから、公営水道への加入の要望も一部にはありますが、水源の確保、地形の高低差、給水区域からの距離が長いなどの問題を抱えており、事業費高騰のため公営水道の給水区域拡張の阻害要因となっています。

今後は、水道普及率と公衆衛生の向上に向け、あらゆる観点から調査・検討を進め、簡易水道等の統合を視野に入れた給水区域の見直しを行い、水道未普及地域の解消を図りながら、非公営の小規模水道については、現況調査を行い、可能などころから段階的に公営水道への加入を図る必要があります。

第5章 快適で暮らしやすいまち



基本施策の方向性

本市の水道の整備は、「始良市水道ビジョン」に基づき事業を展開します。

施設の整備・更新、水質改善事業等の計画の策定は、未普及地域解消、浄水場や配水池の耐震化、配水管網整備（耐震化を含む）に併せて行います。

また、災害に対応できる水道事業を構築し、災害・事故等の想定被害に対し、施設や管路の検証を行い、また、想定外の災害・事故等に対しても、迅速に対応できるよう、日頃からの監視・点検等を徹底し、施設の更新を推進することにより、生命線としての機能の確保を図ります。

さらに、災害や事故発生時においても、市民の生命維持や生活のための水を確保し、きめ細やかな応急給水及び水道施設の早急な復旧が行えるよう、管内の管工事組合等の関係機関、団体等との十分な連携を図りながら災害や事故等に対処します。

水源の確保については、重富地区の良質な水源を利用するなど、水質的に安定している深層地下水の開発を重点として、湧水等の開発も含め、水質・水量の両面から水源開発を推進し、安心・安全な飲料水を供給することにより水道普及率 100%を目指します。

また、今後ますます専門化していく水道事業を維持管理できる経験豊富な技術職員を確保するため、講習会への参加、人材育成の在り方の見直し、新たな水道技術の導入等により、水道事業の技術基盤の強化を図るとともに、第三者委託*及び包括的業務委託*の実例や導入の手続き等について十分に調査するなど、導入についての検討を行います。

非公営の小規模水道及び給水区域外の無水源地域については、行政サービスの平等性の立場からも、健康な生活が維持できる正常な生活用水の供給を推進するため、公営水道への加入の可能性を検討し、簡易水道等の統合を視野に入れた水道の普及及び拡張を推進し、本市全域の水道普及率 100%を目指します。

第3節 魅力的な生活空間を整備する

主要施策の内容

- 水道水のより一層の安全性向上（浄水処理方法の見直し等）
- 老朽管の布設替え、新設工事による管路網の整備及び耐震化（連絡管・ブロック化）の推進
- 良質な水質の水源開発と水源利用計画の推進
- 簡易水道等の統合を視野に入れた給水区域の整備・拡張の推進
- 非公営小規模水道等の公営水道加入の推進
- 老朽化した水道施設の更新・耐震化の推進
- 応急給水、応急復旧体制の充実
- 第三者委託*及び包括的業務委託*の導入の検討
- 技術基盤の強化（技術職員の確保等）

第5章 快適で暮らしやすいまち

4 下水道等施策の促進

現状と課題

下水道は、生活環境の改善、公共用水域の水質保全を図り、安心して安全、衛生的な市民生活を確保するうえで重要な社会基盤です。

本市は、鹿児島（錦江）湾奥に位置しており、鹿児島（錦江）湾の水質保全のため、生活排水対策は欠くことのできない課題です。

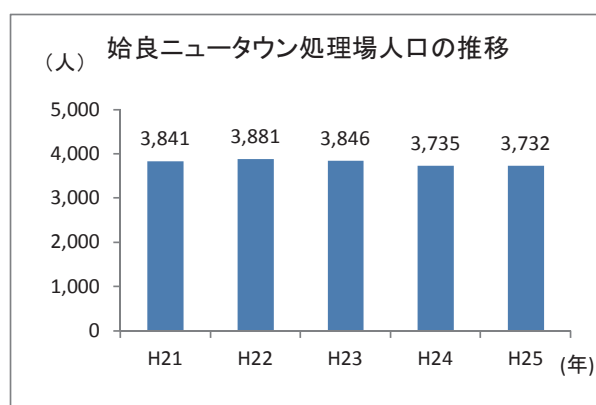
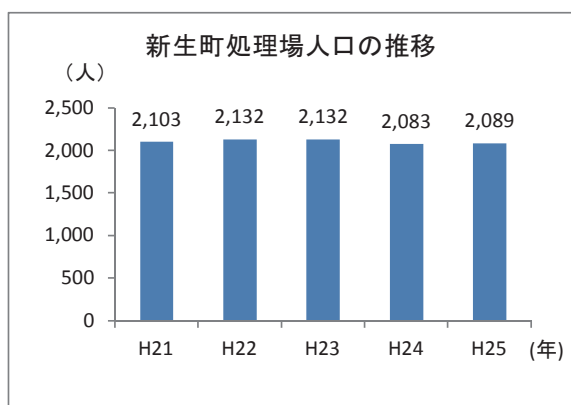
近年、地域住民、NPO*や各団体等による海岸・河川の浄化活動の取り組みをはじめとして、合併処理浄化槽*の普及などにより海岸や河川の水質は、年々、改善しているものの、本市の汚水処理人口普及率は72.2%と、全国平均と比較して16.7ポイント、鹿児島県平均と比較しても3ポイント下回っています。

また、鹿児島県では、鹿児島（錦江）湾の水質や水辺環境を良好に保全するため、「美しい錦江湾を明日の世代へ」を基本理念として「鹿児島（錦江）湾ブルー計画」を策定・推進しており、同計画の対象地域は、鹿児島（錦江）湾の6市2町（鹿児島市・鹿屋市・指宿市・霧島市・垂水市・姶良市・錦江町・南大隅町）となっています。

併せて、県が指定している「生活排水対策重点地域*」に、鹿児島（錦江）湾奥の4市（霧島市・垂水市・姶良市・鹿児島市）が地域指定されています。

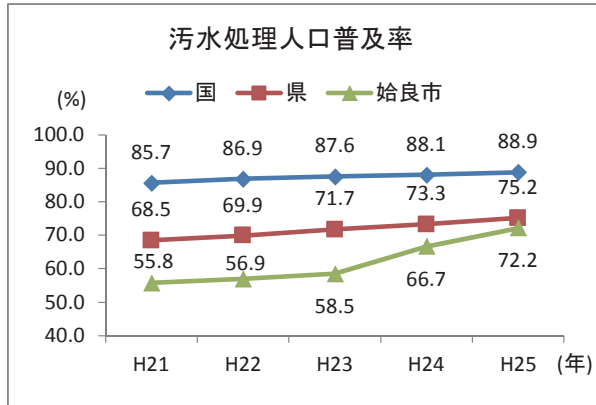
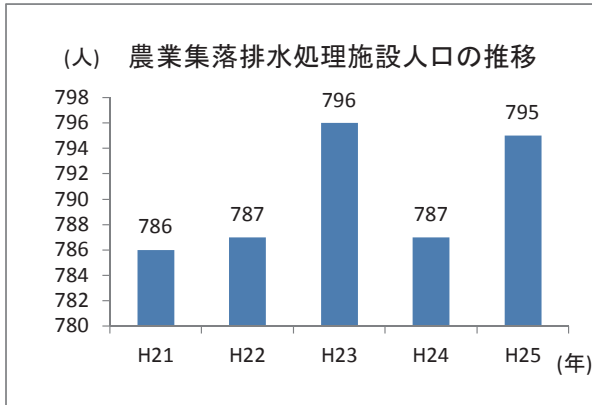
このようなことから、鹿児島（錦江）湾の水質や水辺環境を将来にわたって良好に保全するため、業務推進体制の充実や財源確保を図りながら、各生活排水処理施設整備を着実に推進するとともに、施設の維持管理の効率化に努めることが必要です。

そして、鹿児島（錦江）湾奥に居住する者として、水質の保全を図る責務があります。現在、本市においては合併処理浄化槽*の普及率が高くなっていますが、生活排水については、地域の特性に応じた排水処理の方策について調査・検討を行い、下水道、農業集落排水*事業、合併処理浄化槽*等を組み合わせた整備区域の制定、将来人口を見据えた適切な下水道区域の設定が求められています。

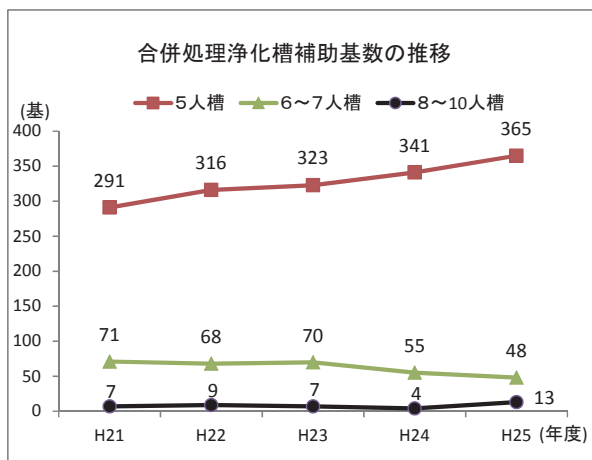


資料：下水道課

第3節 魅力的な生活空間を整備する



資料：下水道課



資料：生活環境課

基本施策の方向性

(1) 経済性の確保

地域ごとに集合処理（下水道、農業集落排水*）と個別処理（合併処理浄化槽*）の経済比較を行い、原則として経済的な施設整備につながるような処理区域を設定します。

また、民間開発団地内の汚水処理施設の管理運営や処理区域の検討及び老朽施設の改築・更新等を含め、公共下水道事業の在り方について協議検討を行います。

(2) 効率性の向上

市街地や農村地域などの地域特性、人口減少や高齢化などの社会情勢を踏まえ、処理区域ごとに下水道、集落排水、合併処理浄化槽*等の整備方法の中から、最も効率的な手法を選択します。

(3) 整備方法の選定

快適な生活環境の創出と、豊かな自然環境の保全のため、今後の社会情勢・経済情勢の変化や財政状況を勘案しながら、地域の実情に応じた実現可能な整備方法を選定します。

(4) 団地汚水施設の移管

民間開発団地のうち、一定の条件を満たす汚水施設について市への移管を図っていきます。

第5章 快適で暮らしやすいまち

主要施策の内容

- 加治木町新生町・始良ニュータウン下水処理施設の維持管理の効率化
- 山田地区農業集落排水*施設の維持管理と接続促進
- くみ取りトイレ及び単独処理浄化槽*の下水道・農業集落排水*・合併処理浄化槽*への転換の促進
- 公共下水道事業（既存の処理施設を含め）を含めた実現可能な生活排水対策の検討と実施

第3節 魅力的な生活空間を整備する

5 計画的なまちづくりの推進

現状と課題

本市の住環境の現況は、始良・加治木・蒲生の市街地を中心としたコンパクトな住空間整備と歴史的背景のうえに、各種の法的土地利用の規制や誘導が行われています。

各市街地は、周辺の山林や市街地近郊の農山村地域によりその外郭が形成され、公共施設や商業施設が立地した中心市街地が形成されており、それらが調和した自然豊かな住環境が形成されてきました。

しかしながら、近年、市街地近郊の農山村地域においては、農業従事者の高齢化や農業後継者不足を背景とする農地転用や未利用地の増大、十分な都市基盤整備を行えない状況での小規模開発等が進み、農地と住宅地が混在している地域が見受けられます。また、市街地近郊の公道等に接道していない狭小の低未利用地の増加や市街地における空き家・空き地の増加などに対して、効率的な土地利用の誘導を図る必要があります。

市街地及び住宅地においては、地域にサービス機能やコミュニティ*機能の集積など移動に労力と時間を要しないコンパクトで環境への負荷の少ないまちづくりを進めるためにも、日常生活拠点となる施設等の誘導が求められています。

また、国土利用計画や都市計画に関する基礎調査・都市計画マスタープランなどを基本として、市民参加により、地域別に詳細な土地利用計画を策定し、都市計画区域や用途地域などの見直しによる都市化への適正な誘導と地域指定や地区計画などの地域保全対策の検討が求められています。

一方、農山村地域や農村集落においては、今後、自然環境と調和した秩序ある開発が求められるとともに、高齢化や過疎化による集落機能の低下に対して、活力の維持が課題となっています。

計画的なまちづくりを推進するに当たり、土地利用の活性化や土地の高度利用、低未利用地の有効活用、土地条件、土地需要などを勘案した土地利用の誘導と計画的な土地利用の方針の検討など、総合的な取り組みを進めることが課題になっています。

また、本市の各種計画書の策定に当たり、多くの市民の意見を反映できるシステムの構築を行い、市民自らまちづくりに参加し計画的なまちづくりを推進していくことも課題となっています。

基本施策の方向性

本市における共生住空間を維持するため、それぞれの地域を結ぶ幹線道路の整備、農山村集落の生活環境の整備、土地利用構想など、自然環境に配慮した秩序ある宅地開発や都市的土地利用の調和・共生を目指した土地利用を進めていきます。

また、都市計画区域の変更、用途地域の見直し、長期未着手都市計画道路の見直しなど、計画立案の過程を広報紙やホームページを活用し、広く市民に周知し、情報を共有しながらまちづくりの方向性を示していきます。

第5章 快適で暮らしやすいまち

なお、地域別に詳細な土地利用を示す土地利用計画は、国・県の動向をも見ながら検討します。

一方、本格的な人口減少社会に対応するために、日常生活圏域における生活サービス機能、コミュニティ*交流機能を拠点地域に立地誘導し、公共交通との連携により、複数の拠点に誘導を図っていく「多極ネットワーク型コンパクトシティ」の検討を進め、持続可能な社会づくりを目指します。

また、社会経済環境の変化に対応するため、市街地近郊の未利用地の有効活用や商業系土地利用の高度利用促進など機能的で合理的な土地利用を図っていきます。

主要施策の内容

- 土地利用計画の策定の検討
- 都市計画区域や用途地域・農業振興地域の見直し
- 市民参加による各種計画策定の推進
- 土地利用に対する的確な規制・誘導の推進
- 立地適正化計画の策定の検討

第3節 魅力的な生活空間を整備する

6 斎場・墓地環境の整備

現状と課題

本市の火葬場（あいら斎場）は、昭和48年の供用開始から41年が経過しており、経年劣化に伴い、特に建物の躯体の老朽化が著しく、業務に支障を来しかねない状態となっています。

現施設を今後も維持することとした場合、高齢化の進行による火葬件数の増加に対応するためにも、設備全体の改修や火葬炉の入れ替えを早急に行う必要がありますが、構造的に施設全体の面積が狭いため、遺族や会葬者のプライバシーが保たれにくいことや、自動ドア等の未設置により高齢者や障がい者の利用に支障を来している状況にあります。

このように、狭あいな施設であるため、利用者に不便を来し、また、故人の尊厳、遺族のプライバシー等に十分な配慮ができていない部分があり、人生の終えんの場所として解決しなければならない課題を数多く抱えています。

環境面においても、現施設が建設された昭和48年当時に比べ、ダイオキシンや地球温暖化などの環境問題に対する意識が高まっており、ダイオキシン類の排出抑制や省エネルギー化など環境への負荷の低減に向けた取り組みが求められています。

これらの課題を解決するためには、遺族や会葬者の心情に配慮し、故人の人生の最後に尊厳と安らぎを感じられる、心安らぐゆとりの空間と、誰もが利用しやすいユニバーサルデザイン*の視点を取り入れ、さらに環境にも配慮した近代的な施設を早急に整備する必要があります。

本市には、市営墓地はありませんが、宗教法人や管理組合、自治会等で管理されている墓地が大小400か所ほどあります。

これらの墓地は、墓地、埋葬等に関する法律により管理されていますが、中でも地域で管理されている場合には、その持続性や公益性、地域住民の高齢化等を考慮した行政からの支援が求められています。

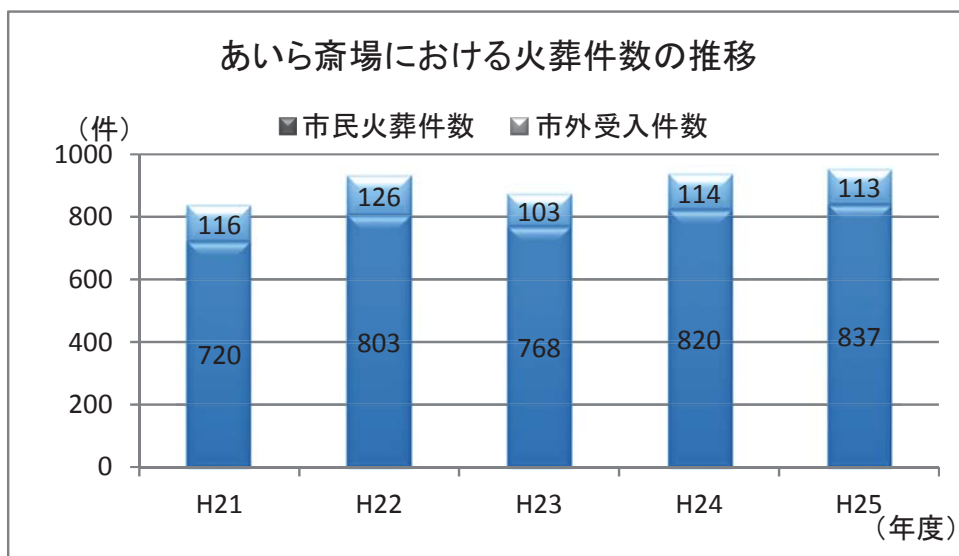
■あいら斎場における火葬実績

(単位：件)

年度	市民火葬件数				市外受入件数				総火葬件数
	大人	小人	死産児	小計	大人	小人	死産児	小計	
平成21年度	713	0	7	720	107	0	9	116	836
平成22年度	783	4	16	803	120	0	6	126	929
平成23年度	757	2	9	768	96	2	5	103	871
平成24年度	808	0	12	820	113	0	1	114	934
平成25年度	815	2	20	837	110	0	3	113	950

資料：環境施設課

第5章 快適で暮らしやすいまち



基本施策の方向性

あいら斎場の建て替えについては、現在の施設が抱える問題点や諸課題を抜本的に改善し、高齢化の進行による火葬件数の増加に対応可能な、遺族や会葬者の心情に配慮し、故人の人生の最後に尊厳と安らぎを感じることができるよう、心安らぐ空間のある近代的な施設の整備とともに、あいら斎場へ通じる道路の整備を行います。

なお、跡地利用についても地域住民と協議検討し、整備に努めます。

また、墓地については、その永続的管理の必要性とともに、営利を追求しない公益的事業として運営されるべきものであることから、その公益性を考慮しつつ、管理主体の形態によって、必要な環境整備に努めます。

主要施策の内容

- あいら斎場の整備の推進
- 地域で管理する墓地整備に対する原材料支給の支援の充実

第6章

地域資源を活かした 活力ある産業の育つまち



第6章 地域資源を活かした活力ある産業の育つまち

第1節 活力あふれる農林水産業の振興を図る

1 農業の振興

現状と課題

農業は、食料の安定供給や国土・自然環境の保全等、国民の生活に重要な役割を果たしています。

しかし、近年の農業・農村は、農業従事者の減少や高齢化が急激に進み、地域農業を支える基盤が弱体化し、特に中山間地域においては、いわゆる限界集落の増加、耕作放棄地の拡大、鳥獣被害の増大などによって集落の存続に関わるような重大な問題が懸念されています。

農産物価格の下落と生産コストの恒常的上昇が農業経営をひっ迫していることも、農業従事者の減少につながっている一因と考えられ、こうした状況は本市においても例外ではなく、農業を取り巻く環境は厳しくなっています。

また、本市の農業経営については、米が主要な作物であり、個人による小規模経営が大部分を占めています。耕地面積の約8割は水田であり、ほ場整備率は約95%と順調に行われていますが、水田の汎用化による農地の高度利用が図られず、生産基盤整備効果が十分に得られていないのが現状です。

このような状況の中、農業者の確保と育成及び地域農村を支える営農組織化への誘導など、経営基盤の整備と機能の充実を図るとともに、振興作物のための地域の特性を活かした農産品の創出、環境保全型農業*の推進による「安心・安全」な農産物の生産、地域内完結を理想とする地産地消*の仕組みづくりを考える必要があります。

一方、本市は主要な道路、河川などを境に住環境的条件に違いがあり、都市部と農村部が比較的明確に区分されているため、都市部と農村部の交流の場の創造と地域活性化方策としてグリーン・ツーリズム*への取り組み、市民農園の活用、生産と消費を連結させる仕組みづくりが課題となっています。

■農家数の推移

(単位：戸)

項目	総農家数	自給的農家	販売農家		
			専業	第1種	第2種
平成2年	3,954	1,714	647	326	1,267
平成7年	3,369	1,463	607	275	1,024
平成12年	2,923	1,366	631	149	777
平成17年	2,562	1,349	598	108	507
平成22年	2,209	1,198	573	65	373

各年2月1日現在

資料：農林業センサス

第1節 活力あふれる農林水産業の振興を図る

■認定農業者、新規就農者数、集落営農組織の推移 (単位：人)

項目	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
認定農業者	61	71	71	74	77
新規就農者	9	4	3	4	2
集落営農組織	8	10	10	10	11

資料：農政課

■耕作放棄地の推移 (単位：ha、%)

項目	耕地面積		耕作放棄地		耕作放棄率	
	全体	農振農用地	全体	農振農用地	全体	農振農用地
平成21年	1,907.0	1,401.6	398.2	94.5	20.9	6.7
平成22年	1,890.0	1,400.8	397.4	108.9	21.0	7.8
平成23年	1,870.0	1,397.0	266.8	55.1	14.3	3.9
平成24年	1,840.0	1,402.1	106.5	15.3	5.8	1.1
平成25年	1,820.0	1,400.3	99.2	9.4	5.5	0.7

資料：第56～60次鹿児島農林水産統計年報(耕地面積)、農業委員会(耕作放棄地)

基本施策の方向性

担い手や後継者の確保・育成や営農組織化の推進による経営基盤の整備と、「安心・安全」な農産物の生産、地産地消*の仕組みづくりを行います。

(1) 生産基盤・環境基盤整備の推進

農村の経営安定のために生産基盤及び生活環境基盤の整備を推進します。特に、国の法整備により進められる農地中間管理事業を積極的に活用することで、農地の集積を図り、事業としての農業が成立する体制を強化していきます。そして、地域の営農状況を確認しながら耕作放棄地とならないような取り組みを推進します。また、解消後の営農についても、地域と連携をとりながら、適地適正な作物選定及び生産性向上に努めます。

(2) 担い手農業者の確保と育成

地域農業経営基盤を支える担い手農業者、新規参入者などの有能な人材を確保・育成するため、関係機関との連携強化を図り、情報共有化や各種支援策等の施策を推進します。

(3) 集落営農組織化と活動の充実

地域農業を支える人材確保や育成に加え、集落単位で取り組む営農集団を組織化し、共同経営体として地域農業・農村活動の担い手として位置づけ、農村活性化に取り組みます。

(4) 中山間地域の維持・活性化

中山間地域等耕作条件が厳しい地域においては、国の中山間地域等直接支払制度を積極的に活用し、集落での話し合いによる集落活動の維持、耕作放棄地対策、集落内自助共生活動を支援することで、地域活性化を推進します。特に、有害鳥獣被害は、看過できない事態となっており、引き続き被害の防止に取り組みます。

第6章 地域資源を活かした活力ある産業の育つまち

(5) 作物振興

本市の主要作物である米については、計画生産、良質米、売れる米づくりに努めるとともに、国の施策を活用して加工用米、飼料用米にも積極的に取り組みます。

その他の作物振興として、地域性を活かした農産物や有機農業*をはじめとした環境保全型農業*から生み出される「安心・安全」な作物を地域ブランド農産品として開発していきます。

また、その他の品目については、JA、各生産者組織等と連携しながら、生産戸数、生産量、取扱高増加に向けて取り組みます。

さらに、農産加工グループなどと連携し、地元産の農産物を使用する加工品創出にも取り組みます。

(6) 都市農村交流

地域内で、生産から消費までを完結できるような地産地消*の研究・仕組みづくりに努めます。

また、都市部と農村部の市民が一体感、連帯感を持って取り組めるような活動・生産拠点をつくり、そこを核にして農村・集落活動の機運を高め、生産活動の向上が図られるような取り組みを推進します。

主要施策の内容

- 生産基盤・環境基盤整備の推進
- 農地集約化や団地化の推進
- 農業委員会との連携による農地情報の共有化の推進
- 認定農業者への支援の充実
- 集落営農組織化への推進と機能の活性化
- 中山間地域等直接支払制度の効果的な運用の指導強化
- 耕作放棄地解消への取り組みの強化
- 鳥獣被害対策への取り組みの強化
- JA等と連携した地域ブランド品創出への取り組み
- 特産品協会等との連携と他機関への情報提供の推進
- 都市農村交流の推進（グリーン・ツーリズム*等を活用した体験等）
- 地産地消*を理想とした6次産業*化の構築と実行
- 市民農園などを活用した市民間交流の推進



市民農園

第1節 活力あふれる農林水産業の振興を図る

2 畜産業の振興

現状と課題

近年の畜産業を取り巻く情勢は、飼料価格の高止まりや、経済不況による消費減退を原因とする畜産物の価格低迷による畜産農家の経営圧迫や高病原性鳥インフルエンザ、家畜伝染病の発生と併せて、悪臭問題など経営環境の整備を求められるなど畜産経営環境は厳しい状況にあります。

本市の畜産業については、高齢の家畜飼養者が多数を占め、飼養規模は全般的に小規模の農家が多く、特に肉用牛生産農家は水稻や野菜等との複合経営が多く、専業農家は少ない状況にあります。

また、畜産経営は、施設・機械等の整備費や素畜の導入経費等の初期投資額が大きいいため、新規就農者や後継者の確保に苦慮しています。

このような中、新規就農者や後継者の確保と担い手農家の育成対策については、投資額を抑え安定的な経営を目指すため、補助事業等を活用した施設・機械の整備を図るとともに、畜産環境対策及び家畜防疫対策として、家畜排せつ物の適正処理の指導や家畜伝染病の侵入防止対策の周知・啓発を行い、疾病及び異常産等の発生を防ぐ必要があります。

また、優良牛・優良種豚への更新と増頭により、継続的に商品性の高い畜産物の生産を行うため、家畜導入事業の推進を図り、自給飼料率向上のための農用地の利用集積や飼料収穫調整用機械等の導入事業の活用、耕畜連携による飼料用米等の推進により、低コストで安心・安全な飼料確保を推進する必要があります。

併せて肉用牛については、高齢化や所得の減少による生産意欲の衰退等により繁殖素牛の増頭が厳しい状況であるため、受胎率の向上による子牛出荷頭数の増頭や、商品性の向上、事故率の低減など、総合的な肉用牛の振興対策を講じる必要があります。

■家畜・家きん飼養頭羽数の推移

(単位：戸、頭、羽)

項 目		平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
馬	戸数	9	7	6	6	7
	頭数	83	69	56	76	50
和牛	戸数	220	201	187	170	161
	頭数	4,097	3,800	3,751	3,564	3,487
乳牛	戸数	2	2	2	2	2
	頭数	83	85	70	63	71
豚	戸数	10	10	8	7	7
	頭数	5,415	4,948	4,145	4,983	4,680
鶏	戸数	5	6	6	6	6
	羽数	169,943	181,037	191,406	189,412	192,743

各年1月1日現在

資料：農政課

第6章 地域資源を活かした活力ある産業の育つまち

基本施策の方向性

畜産農家の経営基盤の向上と担い手等の育成を図り、継続した畜産防疫体制を推進します。

(1) 安定した畜産基盤の確立

魅力ある畜産経営を確立するため、家畜導入事業及び優良家畜保留事業等を活用した家畜の改良・増殖を行い、生産性及び商品性の向上を推進します。

また、家畜の増頭及び飼養管理の省力化を図るため、施設整備も併せて推進します。

(2) 自給粗飼料の確保

自給粗飼料の増産を図るため、飼料収穫調整用機械等の導入や共同利用に向けた組織への支援を行い、低コストによる粗飼料生産を推進します。

また、稲わらの地域内集積と堆肥の農地還元による地力の増進及び飼料作物の作付拡大を推進するため、稲作農家との連携を図る組織づくりを支援します。

(3) 担い手農家対策

増頭意欲のある担い手農家・認定農業者等の経営能力の向上を図るため、組織活動を支援し、新技術の取り組み、各種事業の導入、新規就農者・後継者の確保に努めます。

(4) 多様な経営体対策

高齢者や兼業農家が飼養戸数の多数を占めており、地域畜産の振興を図っている現状であり、今後も生産者組織への支援の充実と情報提供、畜産活性化事業等の実施により、小規模農家も含め、生産性・商品性を高め、農家所得の向上を図ります。

(5) 畜産環境対策

飼養規模に応じた適切な家畜排せつ物処理施設の整備を推進し、堆肥を有機資源として地域内の農地に還元し、地力の向上を推進します。

(6) 家畜防疫対策

家畜法定伝染病の侵入防止と疾病及び異常産等の予防のため、畜産農家への消毒実施の啓発や、各種ワクチン接種を推進し、事故防止に努めます。

主要施策の内容

- 畜産特別導入事業による優良牛の導入推進
- 優良生産素牛保留事業の活用推進
- 優良種豚導入事業の活用推進
- 畜産施設等整備事業及び牛舎整備資金活用による規模拡大の推進
- 自給粗飼料の確保の推進
- 共同利用機械導入事業の活用推進
- 畜産施設等整備事業による堆肥舎整備の推進
- 家畜衛生対策の啓発の推進
- 各種予防注射の推進



共進会

第1節 活力あふれる農林水産業の振興を図る

3 林業の振興

現状と課題

本市は、豊かな森林資源を有しており、森林面積は総面積の約65%を占めています。

そのうち、スギ・ヒノキを主体とする人工林は、これまでの「育成期」から「利用期」を迎えており、県産材の利用拡大への期待が高まりつつありますが、森林・林業を取り巻く情勢は、一時、木材価格の改善が見られたものの、長期にわたる木材価格の低迷や林業生産コストの増加等により、林業経営の採算性の悪化が進み、森林所有者の施業意欲の低下等により、人工林の伐採後に植栽等の適正な更新が行われず造林未済地が増加しています。

さらに、林家の高齢化、労働力の不足等により、除間伐等の保育が遅れている森林が目立っています。そのため、森林施業の集約化や高性能林業機械の導入など伐採経費の低コスト化を推進していかねばなりません。

また、近年、間伐や木材加工に伴う木質チップのバイオマス*資源としての活用が、地球温暖化対策の観点から新たな資源として期待されているとともに、森林の持つ水の涵養機能に見られる公益的役割が見直され、森林の適切な維持管理が求められています。

そのような中、利用期を迎えたスギ・ヒノキの人工林を中心とした豊富な森林資源を活用するため、県・森林組合等と連携し、国の「森林・林業基本計画」、「森林・林業再生プラン」及び県の「森林・林業振興基本計画」の方向性を踏まえ、県の「地域森林計画」や市の「森林整備計画」に基づき、適切な森林施業や木材生産などの林業経営を効率的かつ安定的に実施できる体制の整備や、路網の整備、森林施業の集約化及び必要な人材育成を軸として施策を推進する必要があります。また、木材利用においては、松原なぎさ小学校体育館を地元産材を使用した木造建築物とするなど、積極的な木材の利用に取り組んでいます。

■所有形態別森林面積の推移

(単位：ha)

項目	森林面積	国有林			民有林			
		計	林野庁	官行造林	計	公有林		私有林
						県有林	市有林	
平成21年	14,981	826	783	42	14,155	250	1,374	12,530
平成22年	15,018	825	783	42	14,193	247	1,369	12,576
平成23年	15,018	825	783	42	14,193	247	1,369	12,576
平成24年	15,018	825	783	42	14,193	247	1,369	12,576
平成25年	15,018	825	783	42	14,193	247	1,369	12,576

※四捨五入の関係で合計は一致しません。

資料：鹿児島県森林・林業統計

第6章 地域資源を活かした活力ある産業の育つまち

■始良西部森林組合蒲生木材流通センター出荷実績の推移 (単位：m³、%)

項 目		平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
(旧) 蒲生町	用 材	4,550	4,858	7,078	6,840	7,772
	出荷率	28.1	23.7	30.0	32.0	27.7
(旧) 始良町	用 材	4,226	6,551	6,745	5,357	9,014
	出荷率	26.1	31.9	28.6	25.0	32.1
(旧) 加治木町	用 材	1,812	2,868	2,483	2,333	2,428
	出荷率	11.2	14.0	10.5	10.9	8.7
(旧) 溝辺町	用 材	3,115	4,249	5,953	6,167	5,897
	出荷率	19.2	20.7	25.2	28.8	21.0
地区外	用 材	2,515	1,990	1,360	708	2,932
	出荷率	15.5	9.7	5.8	3.3	10.5
合 計	用 材	16,218	20,516	23,619	21,404	28,042
	出荷率	100	100	100	100	100

資料：始良西部森林組合

基本施策の方向性

国の「森林・林業基本計画」、「森林・林業再生プラン」及び県の「森林・林業振興基本計画」の方向性を踏まえ、県の「地域森林計画」や市の「森林整備計画」に基づき、適切な森林施業や木材生産などの林業経営を効率的かつ安定的に実施できる体制の整備や路網の整備、森林施業の集約化及び必要な人材育成を軸とした施策を推進します。

特に、人工林は公益的機能*の維持増進のためにも、継続的な森林保育が重要ですが、その対策として、県、市、森林組合等が一体となって除間伐の推進や技術指導及び林業後継者の育成を行い、地域ぐるみの除間伐等森林整備の啓発普及活動を積極的に行うとともに、森林整備に関する各種事業の導入を図りながら林業の生産基盤整備を推進し、森林の適正な管理に努めます。

本市の林業は、小規模経営で、農業との兼業がほとんどであるため、農業の振興策とともに、林業労働者の育成対策を進め、林業従事者に対する技術研修の受講を促進し、技術の向上を図るとともに、各種資格取得のための支援を行います。

さらに、林業労働者の社会保障制度等への加入の促進や就労条件の整備を図り、林業労働力確保支援センターの活用を通じて、林業労働力の育成確保に努めます。

また、森林の持つ多面的機能の維持増進を図るためにも、人々が気楽に立ち寄れる、山村特有の魅力を活かした里山づくりを目指し、木質資源や竹資源の森林資源を有効に活用し、本市の山村の活性化を推進します。

第1節 活力あふれる農林水産業の振興を図る

主要施策の内容

- 計画的な間伐の推進
- 保安林等の整備促進
- 伐採跡地の再造林の推進
- 林業担い手の育成・確保
- 林業経営対策の強化
- 林道等の路網整備の推進
- 山村地域の活性化
- 木質資源や竹資源の有効活用の促進
- 間伐・路網整備等の補助の充実
- 分収林^{*}の整備促進

第6章 地域資源を活かした活力ある産業の育つまち

4 特用林産の振興

現状と課題

近年、国内では農作物における残留農薬、産地偽装の問題から、食の安心・安全に対する国民の意識が高まっており、それとともに国産品の需要も増加しています。

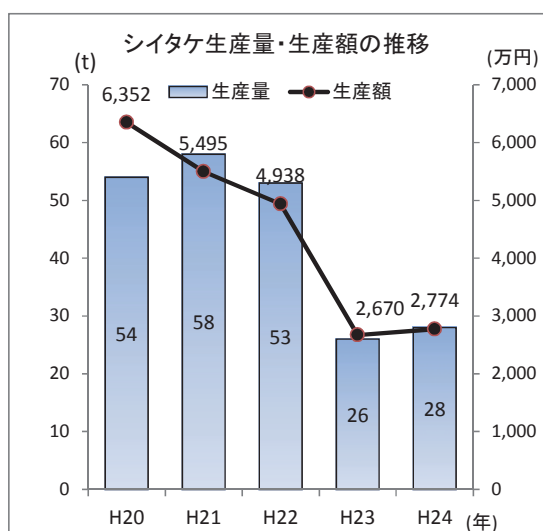
しかし、本市においては生産者の高齢化等により、シイタケ・タケノコの生産者数は減少傾向にあり、このことが、放置竹林や原木として利用されないクヌギ林の増加につながることも懸念されています。

また、特用林産物*のシイタケは、品質の高い原木栽培を継続することが重要であり、シイタケ原木の安定供給を図る必要があります。

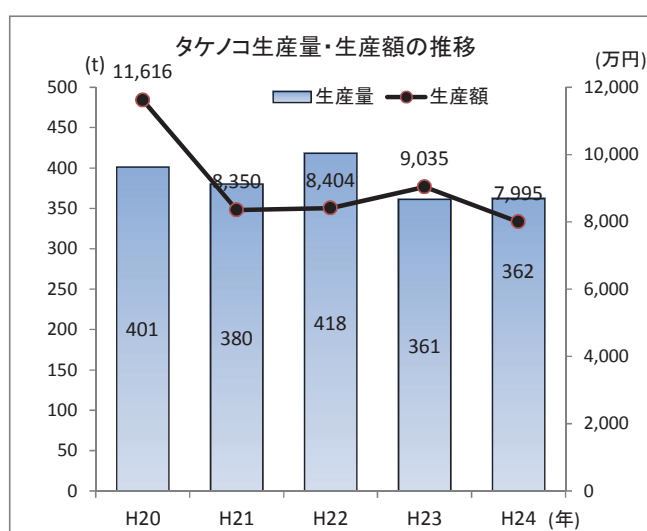
さらに、早掘りタケノコの生産においても、良質の早掘りタケノコの安定供給を図るため、竹林改良や整備を継続することが必要です。

そのため、国・県等の補助事業を積極的に導入し、特用林産物*のさらなる安定供給を図るため、生産基盤・加工施設等の整備、担い手の育成・確保及び需要拡大の活動を行う事が今後の重要な課題です。

また、これらの特用林産物*の生産をこれまで以上に活発化させ、市の特産品とし位置づけるとともに、生産者の生産意欲を向上させるよう努めなければなりません。



資料：林務水産課



資料：林務水産課

基本施策の方向性

本市の森林資源を有効に活用するため、山村の活性化を推進し、原木シイタケや早掘りタケノコ等の地域の特性を活かした特用林産物*の産地づくりを進めるとともに、生産基盤・加工施設等の整備や担い手の育成・確保等を図り、新規参入者の支援と特用林産物*の安定的な生産技術の確立など地域に根ざした技術の開発を推進し、かごしまの農林水産物認証制度に基づく認証取得等による需要拡大を促進します。

第1節 活力あふれる農林水産業の振興を図る

また、未整備竹林の整備を行い、化石燃料の代替燃料等として木質資源と同様、竹資源の有効活用を促進します。

主要施策の内容

- 原木シイタケ・早掘りタケノコの生産基盤・加工施設等の整備推進
- 担い手の育成・確保の推進
- 山村地域の活性化の推進
- 木質資源や竹資源の有効活用の促進
- 生産技術開発の推進
- かごしまの農林水産物認証取得等による需要拡大の促進
- 放置竹林対策の促進



早掘りタケノコ

第6章 地域資源を活かした活力ある産業の育つまち

5 水産業の振興

現状と課題

本市は、鹿児島（錦江）湾に面しており、重富漁港と商業港である加治木港の二つの港があり、沿岸漁業の拠点港として、また、近年需要が高まっている海洋性レジャーの港としての、機能充実が求められています。さらに、災害時における海岸への交通アクセスの基点としての役割も担っています。

近年、自然環境の変化による藻場・干潟の減少等に伴い、水産資源が枯渇傾向にあり、海面漁業は、漁獲量が年々減少しているため、「獲る漁業」から、「つくり・育てる漁業」への転換として、現在、アサリや海苔の養殖に取り組み、水産資源の育成を図っています。

内水面漁業では、鹿児島（錦江）湾に注いでいる4つの河川の水質汚濁防止や河川浄化等の保全活動を推進し、魚族の保護・繁殖等の活性化を図る必要があります。

また、水産物の生産・加工・流通・販売については、一部養殖漁業が営まれているものの、生産量が不安定で、流通・販売体制も一元化されていないことから、漁獲量の増加と加工品等の生産拡大・販売先の確保が課題であり、地域における生産・加工・流通・販売体制の確立を図る必要があります。

■ 稚魚、稚貝放流の実績

項目	単位	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
ヒラメ	匹	15,300	12,300	3,300	14,800	15,300
あさり貝	kg	4,000	9,500	5,500	6,866	6,500
マダイ	匹	29,400	27,600	27,623	27,623	27,623
カサゴ	匹	-	-	15,000	0	0
アユ	kg	338	203	382	420	420
ウナギ	kg	50	50	70	93	112
ふな	kg	40	50	10	0	0
もくずがに	kg	30	30	30	30	30

資料：始良農林水産課

基本施策の方向性

港の機能については、海産物の水揚げ場としての機能だけでなく、海洋性レジャーの港としての機能、市民のレクリエーションの場である親水公園としての機能、さらに、災害時における海岸への交通アクセスの要衝としての機能などがあるため、その役割に対応した機能の充実を図ります。

水産資源の保護・培養に重要な役割を果たしている藻場・干潟等の機能維持・回復を図り、漁協との連携を深めながら、種苗放流や魚礁設置等による漁場の造成を一体的に進め、漁場の生産基盤の整備を図り、水産資源の保護・育成と、その持続的利用を推進します。

第1節 活力あふれる農林水産業の振興を図る

最近では、河川浄化運動についても民間団体や地域のコミュニティ*活動として取り組まれており、今後も、河川の水質汚濁防止の啓発に努めながら、計画的かつ継続的な稚魚放流による魚族の保護・繁殖に取り組み、漁業資源の維持拡大と河川流域の環境保全を推進し、内水面漁業の活性化を図ります。

また、水産物の生産・加工・流通・販売については、漁場の育成による漁獲量の増加や、加工品等による付加価値の向上に努めながら、地域における販売拠点施設の整備等を推進し、6次産業*化を図りながら、良質な水産物を安全で効率的に供給する体制の整備を推進します。

主要施策の内容

- 漁港の機能充実の促進
- 藻場・干潟の再生のための保全活動の支援強化
- 漁協との連携強化
- 種苗放流や魚礁設置による水産資源の保護・培養の推進
- 魚族の保護・繁殖による、内水面漁業の活性化の推進
- 水産物における生産・加工・流通・販売の6次産業*化の推進
- 水産物及び水産加工品の生産拡大と販売拠点整備の推進



アオノリの養殖

第6章 地域資源を活かした活力ある産業の育つまち

第2節 まちの活力を育む商工業の振興を図る

1 商工業等の振興

現状と課題

本市の商業の現状は、平成24年経済センサスでは、卸売業・小売業719事業所、従業員5,571人、売上(収入)金額1,073億1,300万円となっています。平成21年の経済センサスと比較すると事業所数は、9.4%、従業員数は、8.1%の減少であり、景気は、回復傾向にあると言われるものの、雇用情勢等は依然として不透明な状況です。

また、零細規模の商店が多いことや商店の集積が少ないことから、市外の大型店や郊外の量販店への顧客の流出が続いています。

このような中、生活上のきめ細やかな要求が満たされるように、商業施設や公共施設を集積し、各地域において購買力をいかに活性化させるかが課題となっています。

中心市街地における商業の停滞は、商業だけの問題ではなく、いわゆる中心市街地の空洞化を引き起こすものであり、まちづくりとしても総合的に対応することが必要となります。

商店街においては、少子高齢化、後継者不足、車社会の進展、大型店の郊外進出、消費者ニーズの多様化などにより、経営が厳しい状況にあります。

消費者に受け入れられる店舗となるには、常に「顧客満足」を目標にし、消費者ニーズに的確に応える経営や店づくりを行うことが必要です。

やる気や頑張りを支える支援環境づくりを推進し、商工会とともに商店街活性化事業に取り組み、再生・活性化を図る必要があります。

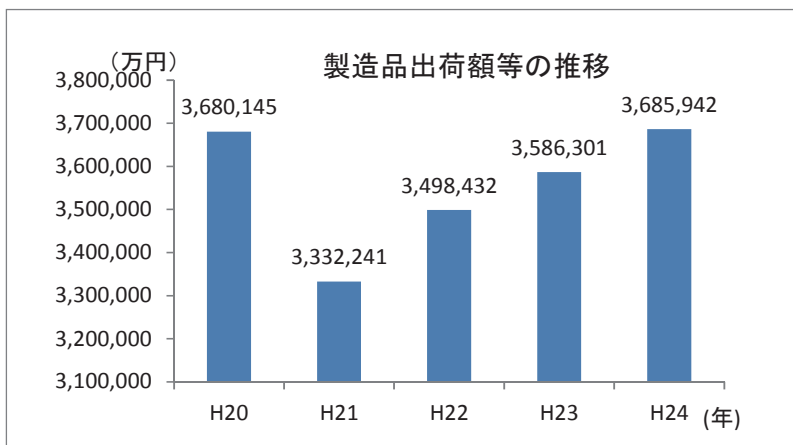
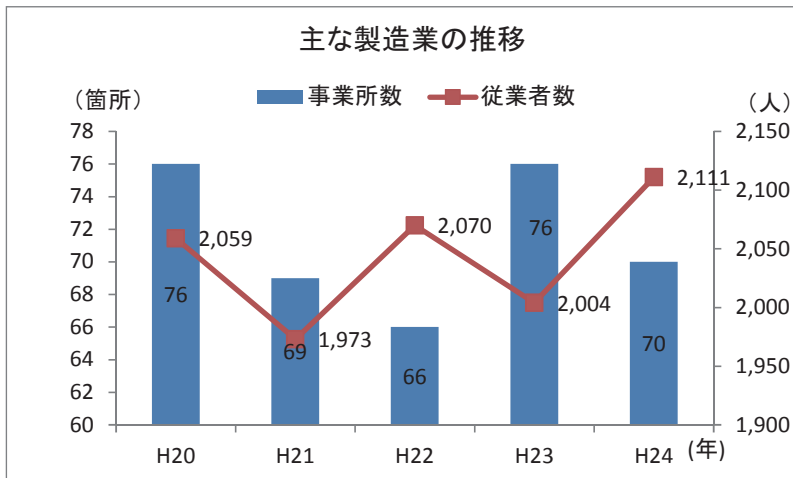
本市の製造業の現状は、平成24年の工業統計調査でみると、事業所数が70事業所(従業員数4人以上の事業所。以下同じ)、従業員数が2,111人、製造品出荷額等が368億5,942万円となっており、事業所数、従業員数、製造品出荷額ともに微増傾向にあります。

企業誘致は、産業の振興、雇用の創出など地元経済に及ぼす影響が大きく、積極的な誘致が必要であり、始良市土地開発公社と連携を図りながら、須崎地区公共用地、平松物流用地等への新規企業の誘致に努めるとともに、新規工業用地の整備、立地環境や優遇制度・支援制度等の積極的な情報発信を継続的に展開していく必要があります。

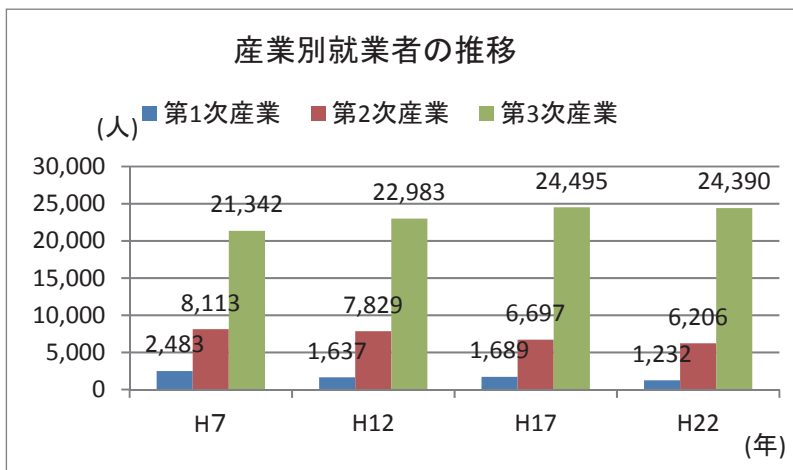
新市誕生後に10社の企業の立地が決定し、今後も情報提供や企業の進出及び定着に向けた協力と連携を強化し、積極的な企業誘致に努めることが必要です。

また、国道や県道などの幹線道路と工業用地を結ぶ市道の拡幅や新設を推進し、立地環境や周辺住民の生活環境の改善を図る必要があります。

第2節 まちの活力を育む商工業の振興を図る



資料：工業統計



資料：国勢調査

基本施策の方向性

(1) 商工業の振興

消費者の地元離れが進む中で、地域商店街の経営は依然として厳しい状況にあることから、中小企業における経営の近代化・合理化の支援、健全経営に向けた相談事業や指導の推進を商工会と連携し、経営基盤の強化・促進を図ります。

以下の5項目について重点的に取り組みます。

- ① 地元購買等の促進を図るため、商工業者の意欲を醸成し、既存地域の活性化を図ります。
- ② 商店街に点在する空き店舗を解消するために「トライアル・ショップ*」による商店街

第6章 地域資源を活かした活力ある産業の育つまち

活性化を図るとともに、市特産品協会と連携し、新たな商品開発等を支援します。

- ③ 各種催しに対する支援を行うなど、地域商店街の活性化と地域振興に努めます。
- ④ 少子高齢化、買い物弱者への対応として、宅配サービスや買い物時の幼児・児童の預かり事業の実施を検討します。
- ⑤ 販路開拓や技術革新、需要構造の変化への対応など、異業種間で連携する新規事業への取り組み等を支援し、地場産業の振興・育成に努めます。

(2) 工業団地の整備と確保

活力あるまちづくりを進めるため、地域の特性を活かし、工業用地に関する市場調査を行い、新しい工業団地の整備と確保に始良市土地開発公社と連携を図りながら取り組みます。

(3) 企業誘致の推進

産業の振興と雇用拡大を図るため、県や関係機関との連携を図るとともに、本市にゆかりがあり、さまざまな分野で活躍されている方に「始良ふるさと大使」を依頼し、情報収集・情報発信に努め、企業への優遇制度や支援制度を充実させ、積極的な企業誘致活動を展開します。

また、須崎地区公共用地、平松物流用地等の企業誘致用の用地に加え、宇都トンネルの拡幅などの道路改良に呼応し、下久徳地区等への用地確保を進め、本市の自然や地理的条件に適合した優良企業の誘致に努めます。

(4) 誘致企業、進出企業へのアフターケア

県や関係機関の協力を得ながら、既存企業の経営の安定・市場拡大を支援し、企業間交流・異業種間交流を推進し、産業振興を図ります。

主要施策の内容

- 商工会との連携強化
- 各種イベントの開催等による商店街活性化策の支援強化
- 新たな特産品等の開発と販売促進
- 起業の支援、空き店舗の活用（トライアル・ショップ*）強化
- 魅力ある商業の集積の推進
- 賑わいのある商業空間の創出
- プレミアム商品券*の発行
- 時代に対応した工業用地の確保の推進
- 積極的な情報収集と情報発信の推進
- 優遇制度及び支援制度の充実による企業誘致の推進
- 企業懇話会の実施

第2節 まちの活力を育む商工業の振興を図る

2 多様な人材の活用・育成と雇用環境の向上

現状と課題

近年、少子高齢化による労働力の減少や安い労働力を背景とした製造業の海外への移転、また、平成20年後半からの世界的な経済危機の影響を受け、急激に悪化した地域雇用情勢は、回復傾向が見られるものの、厳しい状況は続いており、雇用形態や失業などの問題は社会的に重要な課題となっています。

こうした中で、本市では、平成22年の国勢調査において完全失業率が8.21%となり、平成17年に比べ、1.45%増加しています。また、ハローワーク国分管内の有効求人倍率は、今なお全国及び県平均を下回っており雇用情勢は好転しているとは言えない状況にあります。

本市においても、雇用拡大や産業振興への関心が高まる中、平成25年8月に須崎地区公共用地に、大手コンビニ向けの弁当製造工場と配送センターが操業を開始し、総数600名を越える新規雇用を創出することができました。

一方、営業中の大型店舗の大規模な拡張工事が開始され、このオープンに伴い、約1,500名の雇用を発表しています。

また、地域の雇用対策の拠点施設として、平成23年3月に「始良市ふるさとハローワーク」を設置し、鹿児島労働局やハローワーク国分と連携を図りながら、就労支援に取り組んでいます。

■労働人口（15歳以上）の推移

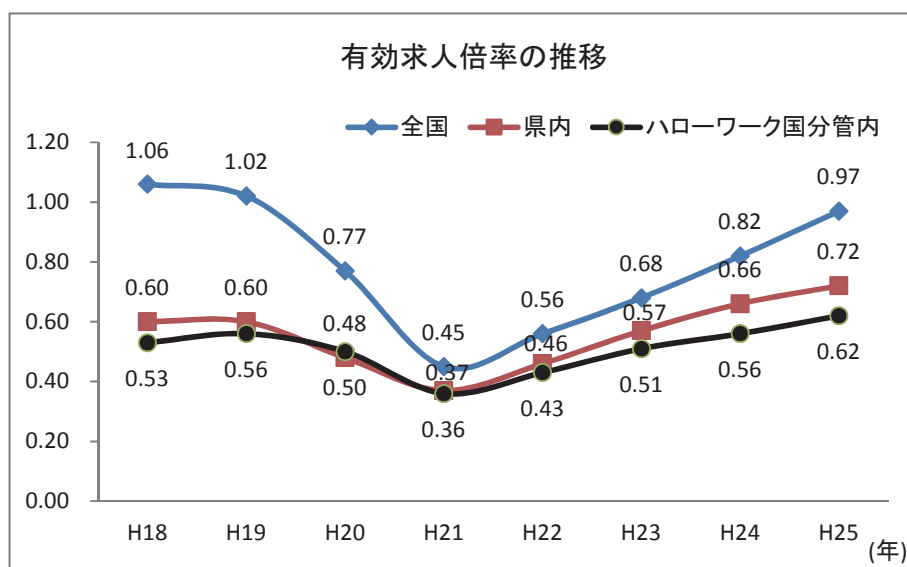
（単位：人、％）

項目	15歳以上人口	労働力人口					完全失業率	非労働力人口	不詳
		総数	就業者			完全失業者			
			就業者	従業中	休業中				
平成7年	59,129	33,357	31,965	31,614	351	1,392	4.17	25,730	42
平成12年	62,057	34,156	32,488	32,008	480	1,668	4.88	27,844	57
平成17年	63,781	35,474	33,075	32,565	510	2,399	6.76	27,949	358
平成22年	64,190	35,088	32,207	31,697	510	2,881	8.21	28,739	363

各年10月1日現在

資料：国勢調査

第6章 地域資源を活かした活力ある産業の育つまち



資料：ハローワーク国分

基本施策の方向性

雇用環境の変化に即応した職業能力訓練を支援し、「始良市ふるさとハローワーク」を中心とした雇用促進と就労支援を行います。

(1) 多様な人材の活用と育成

高度情報化等による雇用環境の変化に対応するため、各関係機関と連携して、職業訓練機関による能力開発事業を支援します。

産業振興において、人材の育成・確保は重要な課題の1つです。少子高齢化の進行は就業人口の構造にも影響を及ぼしています。そこで、関係機関と連携を図りながら、多様な人材の育成を支援するとともに、後継者対策や起業家支援を行い、産業の振興を側面から支援します。

また、団塊の世代*やフリーター*、ニート*など、それぞれの立場に応じた就労支援を行い、新たな労働力の確保と人材活用の支援に努めます。

さらに、Uターン*、Iターン*、Jターン*者に企業の求人情報の提供に努めます。

(2) 雇用促進と就労環境の整備

鹿児島労働局、ハローワーク国分など関係機関や企業との連携を密にして、「始良市ふるさとハローワーク」を活用し、求職・求人情報の収集・提供、就職の促進や相談業務の充実に努めます。

また、若年層をはじめ、高齢者、障がい者、女性などの求職者が安心して生きがいを持って働き、豊かな生活ができるように魅力ある産業の振興と地元企業への求人開拓活動により就労の場の確保に努めます。

さらに、勤労者が安全かつ快適に働くことができるよう、就労環境の向上を図ります。

第2節 まちの活力を育む商工業の振興を図る

主要施策の内容

- 職業相談・就職支援事業（ハローワーク国分及び始良市ふるさとハローワークとの連携）の推進
- 雇用・就業対策の推進（企業に対する求人開拓）
- 労働環境の向上
- 時代に対応した工業団地の造成及び企業誘致の推進



須崎地区公共用地

第6章 地域資源を活かした活力ある産業の育つまち

第3節 地域の魅力と資源を活かした観光の振興を図る

1 観光の振興

現状と課題

本市は、県央に位置し、新たに霧島錦江湾国立公園となった重富海岸、日本一の巨樹「蒲生の大クス」、日本の滝百選の龍門滝など、豊富な観光資源（自然・歴史・文化）に恵まれていますが、県外においては観光地としての認知度が低く、「始良市」の知名度をいかに高めていくかが喫緊の課題となっています。

古い歴史と文化に恵まれた本市には、伝統芸能や文化遺産など数多くの文化財が残されており、県下で一番多い指定文化財数（199件）を有しています。

しかしながら、まだ観光地として整備されていない観光資源も多く、また、宿泊施設や土産品等を販売する施設も不足しており、全体として観光地としての条件が整っていない状況にあります。

観光施設としては、拠点となる施設はあるものの、本市全体の情報発信の機能を担いきれておらず、また、観光ルートの開発が求められる中、観光地への進入路を含め、大型バスが駐車できるスペースが不足している現状にあります。

市外からの観光客誘致を図るには、現在の観光地や観光ルートを整備し、交流拠点施設の整備、効果的な宣伝手法の確立を進めることはもとより、もう一度訪れたいくなるような「おもてなしの心」を基本に、地域全体が観光客を受け入れる市民意識の啓発や民間活力の導入等による観光地の創造を図っていくことが求められています。

来訪者の満足度を高めれば、再来訪の意欲を煽るだけでなく、その体験がクチコミ情報となって広まり、間接的PRが行われていくこととなります。

本市には、市民にとっては日常的に触れて当たり前と思っている自然・歴史・文化であっても、観光客にとっては魅力的な資源が数多く存在しています。

その中から、本市でしか体験できないこだわりや、本物に手を加えることなく、さらに磨き上げ、今あるものを最大限に活かすことで、観光交流人口や観光消費を拡大させ、地域の活性化につなげていくことが必要です。

また、本市の地理的優位性として、空港やインターチェンジからのアクセス等の利便性が高い地域と捉え、最大限に活用する必要があります。また、本市に不足している宿泊施設の状況から、着地型観光と滞在型観光とをうまく組み合わせる手法も必要です。

特に、九州新幹線全線開業による効果を本市にも波及させ活用するには、本市単独では難しいことから、県や近隣市町と連携を図り、広域的な取り組みを進めていくことが求められています。

第3節 地域の魅力と資源を活かした観光の振興を図る

■主なイベント一覧

時 期	イベント名	場 所
1月1日	蒲生郷太鼓坊主初打ち	蒲生八幡神社
2月23・24日	蒲生市	蒲生中央通り・町通り
2月下旬	帖佐十九日馬踊り	帖佐稲荷八幡神社
3月第1土日	初市	加治木かもだ思い通り
3月下旬	県民の森桜フェスティバル	県民の森
4月29日	みどりの感謝祭	県民の森
6月第3日曜日	始良市加治木町くも合戦大会	加治木福祉センター
6月中旬	龍門司焼次郎太窯窯元祭	次郎太窯
7月中旬	海開き	重富海水浴場
7月中旬	海に親しむキス釣り大会	加治木港、重富漁港
7月下旬	あいら夏祭り	なぎさ公園あいら
8月第1日曜日	加治木夏祭り	加治木港周辺
8月上旬	蒲生郷夏まつり	大楠運動公園球技場
8月16日	加治木太鼓踊大会	加治木仮屋馬場通り・かもだ思い通り
8月21日	蒲生太鼓踊り公開	蒲生八幡神社・蒲生中央通り
9月23日	山田の里かかし祭り	始良市山田地区
10月下旬	錦江湾あいら浜まつり	重富海水浴場
11月第2金曜日	加治木町なんこ大会	始良市商工会加治木支所
11月第2日曜日	かじき秋まつり	加治木運動場・加音ホール
11月第3日曜日	日本一大楠どんと秋まつり	蒲生八幡神社・蒲生小学校
11月下旬	あいらふるさと祭り	始良公民館グラウンド
11月下旬	帖佐八幡神社浜下り	帖佐御屋地跡～御門神社
12月上旬	龍門司焼陶器祭	龍門司焼企業組合
12月第2土・日	ほかほか師走市	加治木かもだ思い通り
12月23・24日	蒲生市	蒲生中央通り・町通り

資料：商工観光課

基本施策の方向性

既存の観光資源と、地域の持つ新たな魅力を絡めた観光ルートや観光拠点を整備し、「おもてなしの心」による観光交流人口の拡大を図ります。

(1) 観光基本計画の推進

本市に点在する観光資源を最大限に活かし、将来にわたって提供・享受できるような魅力ある観光地づくりを進めるため、平成26年3月に策定した「始良市観光おもてなし計画」に基づき、市民、事業者、団体、観光協会、行政等の多様な主体が一体となって事業の推進を図ります。

(2) 魅力ある観光地づくり

本市の観光振興を図るため、日本一の巨樹「蒲生の大クス」と蒲生観光交流センターを拠点としたルートや龍門司坂、白銀坂、掛橋坂に触れる三坂巡りコース、くも合戦や山田

第6章 地域資源を活かした活力ある産業の育つまち

の里かかし祭りとタイアップした観光商品の開発に努めます。また、その周辺地域をさらに充実させ、本市の効果的な情報発信を積極的に図り、市内一円を周遊する観光ルートを確立し、市民と行政が一体となった「おもてなしの心」を大切にした観光地づくりを目指します。

そのため、本市に点在する観光資源を結び付ける観光ルートを民間の力も借りながら確立し、大型バスが周回可能な駐車場や休憩施設、観光案内標識等を年次的に整備し、交流人口の拡大等を図ることで、地域経済の活性化につなげます。

本市の周遊観光バス「あいらびゅー号」が、始良市も新感覚の観光地として、観光客に受け入れられた成果を活用しながら、今後は、観光事業化といった視点に立つことで、観光交流人口拡大と始良ファン作りを目指し、自然、歴史、文化、食、体験など市内観光スポットを発掘しながら新たな運行体系の確立を図ります。

(3) 観光PRの充実・特産品の開発

市観光協会の在り方について検討するとともに、観光パンフレットや観光ポスターの作成、観光協会ホームページの充実など、効果的な情報発信を行います。

また、市観光協会や市特産品協会との連携により、観光キャンペーン・物産展等の観光普及宣伝活動を積極的に推進します。

さらに、観光客を「おもてなし」するため、市の観光協会や特産品協会を中心に、始良の食、土産品、工芸品等の特産品を開発し、新たな観光資源として活かすなど、地域経済の活性化にもつなげていきます。

また、県や近隣市町とも連携し、マスコミや民間旅行事業者等への話題提供やストーリー性を持たせた仕掛けによる観光客の誘致、観光施設等の利用促進を図ります。

主要施策の内容

- 観光おもてなし計画の着実な推進と重点プロジェクトの進捗管理
- 観光施設や観光案内標識等の整備、機能の充実と魅力ある観光情報の発信
- 観光協会（観光素材の発掘、宣伝等）及び特産品協会（新たな特産品の開発）との連携促進
- 各種イベントの開催による交流人口増加策の推進
- 観光資源や観光ルートの開発、定着の促進
- 新たな観光ルートの確立と効果的な宣伝等の推進
- 「おもてなしの心」の醸成等による観光客の誘致とリピーターの拡大
- パワースポット*やストーリー性のある観光地の創出
- 着地型と滞在型を組み合わせた観光振興の推進
- 各種スポーツ大会や合宿・コンベンション*等の誘致の促進
- 県や近隣市町との連携による観光誘致・宣伝等の促進



くも合戦

第4節 あいらブランドを創出する

第4節 あいらブランドを創出する

1 特産品の開発とブランド化

現状と課題

本市の主要農産物である米については、「ヒノヒカリ」を多くの農業者が作付をしています。近年、JAが新品種「あきほなみ」を県民米として位置づけ、新たなブランド米として生産・販売強化に取り組んでおり、本市においても作付面積が拡大傾向にあります。

畜産業については、「あいら牛」として地域内外に知名度アップを図っています。肉質も良く高い評価を受けていますが、一般的に広く浸透しているとは言えないのが実情です。

また、有機野菜については、最近、特に注目されており、有機農業者、栽培面積ともに増えています。そして、県内でもトップクラスの販売実績があり、「あいらの有機野菜」として着実に浸透し、「あいらブランド」としての評価が高まっています。

農産加工品については、キャロット製品が広く周知され、販売実績もあることから、すでに「あいらブランド」として確立しています。

ほかの農林水産物、農産加工品等についても、地域ブランドとしての価値を十分秘めていることから、さらに研究・検討を重ねていく必要があります。

特用林産物*としては、シイタケとタケノコの生産が行われており、シイタケ栽培においては品質の高い原木栽培を継続することが必要であることから、シイタケ原木の安定的供給を図らなければなりません。

また、タケノコの安定供給を図るためには、竹林改良や整備を継続する必要があります。

しかし、シイタケ・タケノコの生産者は高齢化等により減少傾向にあり、このことが放置竹林等の増加につながっているため、国・県の補助事業を積極的に導入し、竹林等の荒廃防止に努め、特用林産物*のさらなる安定供給を図る必要があります。

今後、ブランド品の販売宣伝はもちろんですが、安定的な数量の確保や品質の均一化、付加価値についての検討、販売方法の検討、販売施設の設置などの課題があります。

さらに、食の安心・安全へのニーズが高まっていることから、「かごしまの農林水産物認証制度」等に基づく認証取得等が必要となっています。

■有機農業者、面積、販売額の推移

(単位：人、ha、千円)

項目	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
有機農業者	29	31	35	39	41
栽培面積	17	20	22	24	25
販売額	84,523	88,346	85,993	81,005	78,656

資料：農政課

第6章 地域資源を活かした活力ある産業の育つまち

基本施策の方向性

市内で生産される農林水産物等を特産品として育てていくため、付加価値を高め、安定的な生産供給体制を構築します。また、生産者と消費者との信頼関係を大切にしながら、県内外へのPRに努めます。

(1) 安定供給

安定的な数量確保と品質確保は消費者ニーズの基本であることから、それに対応できる体制整備を検討します。

(2) 特産品の定義づけ

特産品の定義づけ等を行い、付加価値を加えブランド品としての価値を高めます。

(3) 新製品の創出と生産者間で情報共有ができる組織づくり

消費者ニーズに対応できる農林水産物の生産・加工品の研究・検討及び生産者間の連携を強化し、共存・共栄を図ります。

(4) 販売戦略の強化とPR方法

既存の販売方法に加え、消費者の新規開拓につながるような手段・手法を研究し、実践します。

(5) 販売施設の活用

既存の販売施設と地元が運営する直売所との連携及び取扱品目の充実を図ります。

(6) 特産林産物の産地づくり

原木シイタケや早掘りタケノコなど地域の特性を活かした特産林産物*の産地づくりを進めるため、国・県等の補助事業を積極的に導入し生産基盤・加工施設等の整備や担い手の育成・確保等を図るとともに、需要拡大に向けた活動を推進します。

また、特産林産物*の安定的な生産技術の確立など地域に根ざした技術の開発を推進し、あいらブランドとして原木シイタケや早掘りタケノコをかごしまの農林水産物認証制度等の認証取得を目指します。

主要施策の内容

- 生産量の確保、品質の確保
- 特産品の付加価値向上の促進
- 消費者ニーズに対応した商品開発と販売戦略の検討
- 消費者掘り起しのための販売戦略の手段・手法の検討
- 既存販売施設の活用と品数の充実、集客力アップのための調査・検討
- 特産林産物*の需要の拡大促進
- 農林水産物生産の活性化による「あいらブランド」の確立
- 原木シイタケや早掘りタケノコのブランド化の推進



キャロット製品

第4節 あいらブランドを創出する

2 販売拠点の整備・充実

現状と課題

本市における代表的な販売拠点は蒲生物産館「くすくす館」であり、地元農林水産物を主とした販売手法により、市内外からの大勢の来客で賑わっています。品数も豊富で、販売実績も高く生産者の意欲の維持・向上と地域の活性化に寄与しています。

一方、加治木特産品売場「ふれあい物産館」では、キャロット製品をはじめとした地元の特産品や近隣市の特産品等が販売されていますが、利用者数や販売額は年々減少傾向にあり、今後は取扱う商品や運営の在り方について検討していく必要があります。

そのほかにも、地元運営の直売施設が点在し、地域住民のコミュニティ*の場としての役割を果たしており、道路沿いには農業者が直接販売する無人販売所も数多く見られます。

しかし、地元運営の直売所の多くは営業日を限定したり、時期によっては品数が極端に少なかったり、また、盗難被害など販売施設の運営と維持には多くの課題があるのが現状です。

販売拠点の充実とは、生産者の意欲を高めると同時に、地域内流通を強力に推進する原動力となり得るものであり、今後も充実に努める必要があります。

また、近年、消費者の農林水産物に対する安心・安全志向の高まりや生産者の販売の多様化への取り組みが進む中で、消費者と生産者を結び付ける「地産地消*」への期待が高まっています。

特産品の販売促進や知名度アップを図るうえでも、販売施設を設けることは非常に効果的な役割を果たすと考えられるので、早急に新たな物産販売施設を整備し、販売普及活動を促進する必要があります。

■ 年間利用者数の推移

(単位：人)

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
くすくす館	185,090	189,540	195,484	192,797	191,497
ふれあい物産館	8,962	8,186	7,797	7,775	7,271

資料：農政課、商工観光課

基本施策の方向性

消費者にとって産地が近ければ近いほど輸送コストや食品の鮮度、地域内の経済循環などが有利であり、消費者の地場産品の農林水産物への愛着心や安心感が深まります。

それが地場産品の消費を拡大し、ひいては農林水産従事者の生産意欲を高め、農地の荒廃などを防ぐことにもなります。そこで、農林水産物の生産者や市内の特産品生産者の生産意欲及び所得の向上を図るとともに、担い手の育成・確保ならびに地域の活性化を目指し、地域の特性を活かした大型の販売施設「物産館」の整備を図ります。

第6章 地域資源を活かした活力ある産業の育つまち

(1) 供給の安定性・継続性の確保と品質の均一化

地元の農林水産物が豊富に揃っていることが販売施設の基本です。

安定的かつ継続的に供給可能な体制づくりと品質の均一化を図るとともに、生産者の技術向上、意欲向上につなげます。

(2) 生産者間の連携強化

販売品目数確保のため、生産者間の連絡調整に努め、情報の共有化と連携強化を図ります。

(3) 生産者と加工グループとの連携

地元の農林水産物を有効に活用するための加工商品の研究と開発を進めるため、生産者と各加工グループとの連携を強化します。

(4) 消費者と生産者の信頼関係の構築

現状では、消費者と生産者の相互理解が必ずしも十分でないことから、生活スタイルや食生活が大きく変化したことを踏まえて、消費者と生産者が相互に理解を深め、信頼関係の構築に努めます。

主要施策の内容

- 安定的な品揃えの確保（安定的生産、継続的生産、品質の均一化）
- 生産者・加工グループとの連携及び育成・確保
- 農林水産物の有効活用、地元生産物による地元加工品の製造促進
- 農林水産物の地産地消*活動の推進
- 地場産品の流通促進等を図る新たな物産販売施設の整備推進



くすくす館

第7章

環境にやさしく、豊かな自然と 共生・調和するまち



第7章 環境にやさしく、豊かな自然と共生・調和するまち

第1節 環境にやさしい循環型社会を構築する

1 循環型社会・低炭素社会の構築

現状と課題

大量生産・大量消費・大量廃棄の生活が定着した 20 世紀は、高度成長期に社会問題となった産業活動に伴う環境汚染や、自然破壊等の公害から都市型・生活型の公害へと変化し、さらには、地球温暖化やオゾン層の破壊など地球規模の環境問題へとその様相を変えてきました。

この問題は、一部の地域にとどまることなく、地球規模の空間的広がりや将来の世代にまでわたる時間的な広がりを持っています。

また、物質的な豊かさや生活の利便性の追求といった私たちの日常生活や事業活動そのものが、その大きな原因となっていることも特徴です。

本市は、南部は鹿児島（錦江）湾を臨む海岸部を有し、中部は市街地と自然環境、歴史文化を有する田園地帯、北部は丘陵地、森林地域から構成されています。これらの美しい自然と良好な生活環境は大切な財産として、後世へ引き継がなければなりません。

しかしながら、都市化や生活様式の多様化に伴って、生活排水等による河川や海の水質悪化、ごみの量の増加や不法投棄、エネルギー使用量の増加など、私たちの日常生活や事業活動から生じる環境への負荷やこれによる悪化が心配されます。

このような中、市内を流れる河川の水質調査を毎年実施し、汚濁負荷解析*によりその状況を注視するとともに、不法投棄や雑草等の繁茂に対し、生活環境へ影響が出ないようパトロールを実施しています。

また、身近な家庭での電気・ガス・水道の使用量や日常の行動をチェックすることで、一人一人が環境にやさしい暮らしを実践することを目的として、環境家計簿の入った生活カレンダーを配布し、啓発に努めています。

ごみの減量化・資源化は、循環型社会を形成していくうえで、特に大切なことです。市としては、旧 3 町で実施してきた容器包装に係る分別収集や再商品化の促進に関する法律の趣旨に沿った、それぞれの収集体制の一元化に取り組んできました。

今後、一元化されたごみの分別収集体制により、さらに一般廃棄物の減量化・資源の有効活用に取り組む必要があります。

「環境の世紀」と呼ばれる 21 世紀は、市民・事業者・行政などすべての者が、それぞれの役割分担をしながら、お互いに協力してかけがえのない環境を守り、さらに、より良いものとして後世に引き継いでいくことが求められています。

■ごみ処理状況

(単位：t)

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
家庭系一般廃棄物	15,020	15,093	15,333	15,320	15,299
事業系一般廃棄物	4,665	4,621	4,952	4,984	5,261

資料：環境施設課

第1節 環境にやさしい循環型社会を構築する

■資源化の状況

(単位：t)

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
金属	567	554	348	584	510
びん類	462	525	567	518	503
紙類	1,788	1,703	1,658	1,564	1,462
プラ類	489	460	463	491	433
固形燃料化	326	391	562	499	403
その他	41	38	24	30	34
合計	3,673	3,671	3,622	3,686	3,345

資料：生活環境課

基本施策の方向性

環境問題に適切に対応するため、平成25年度に策定した「環境基本計画」や「地球温暖化対策実行計画」に基づき、施設の省エネルギー化の推進、太陽光や風力、バイオマス*などの新エネルギー*の導入など、地球温暖化、二酸化炭素削減対策に取り組めます。

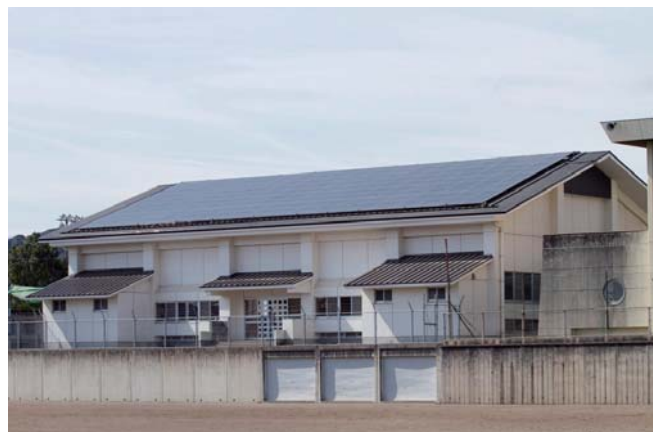
また、廃棄物の発生抑制や再利用の観点に立ったごみ減量化を促進するとともに、バイオマス*資源である林地残材、食品廃棄物、刈り草、剪定木等の賦存量調査を行い、利活用についての方策を検討し、新産業や雇用の創出、地域内外の人的交流の促進、農林業の振興、維持・存続が危ぶまれる集落の活性化を図ることを目的に、バイオマス*資源の利活用を図ります。そのひとつとして、始良市温泉センター「くすの湯」において、重油ボイラーに替わり、木質バイオマス*ボイラーを導入します。

合併処理浄化槽*設置補助等による衛生的で効率的な処理施設の整備を進め、循環型社会の形成を図ります。

さらに、豊かな自然の保全を進め、緑や水辺など自然と親しめる空間の形成に努めます。

主要施策の内容

- ごみの減量化、リサイクルによる資源の再利用の推進
- 省エネルギー対策と新エネルギー*導入の推進
- 低炭素社会*づくりの推進
- 河川の水質浄化、鹿児島（錦江）湾奥の生活排水対策の推進
- バイオマス*資源の利活用の促進



太陽光発電システム（帖佐中学校武道館）

第7章 環境にやさしく、豊かな自然と共生・調和するまち

第2節 緑豊かな自然と生活環境を守り継承する

1 自然環境の保全

現状と課題

豊かな森林をはじめとする自然は、人間を含むすべての生物にとってかけがえのない財産です。

本市における市民の森林に対するニーズは、地球温暖化の防止、山地災害の防止、水資源の涵養、景観保全などますます多様化しています。

しかし、木材価格の長期低迷や林業生産コストの増加等により、林業経営の採算性の悪化が進み、林業従事者の高齢化、労働力の不足等により荒廃した森林が多く見受けられ、また人工林の伐採後に、植栽等の適正な更新がなされず、防災や環境の面からも問題が発生することになりかねない状況になっています。

さらに、イノシシ・ニホンジカ・ニホンザル等の鳥獣による森林や特用林産物*への被害は、施業意欲の低下に結び付き、山林や里山の荒廃の一因となっているため、その対策が急務となっています。

今後は、山林や里山の荒廃を防止し、豊かな森林の保全と美しい自然環境を貴重な財産として引き継ぎ、さらに環境保全と水資源の涵養を図るため、森林の構成を維持しつつ、樹種の多様化を進める必要があります。

重富海岸からなぎさ公園へ続く防風・保健保安林の松林では、松くい虫被害が発生しており、継続的な対策が必要となっています。

一方、住宅周辺の広葉樹林は、市民の憩いの場として自然と触れ合える環境等であり、市民に森林を利用したレクリエーションの場を提供しています。森林愛護思想の高揚を図るため、さえずりの森等の施設整備を行うことで、自然体験の機会を増やす必要があります。

本市には、蘭牟田池県立自然公園として、住吉池及びその周辺地域の蒲生のクス、寺師臥竜梅がある地域が指定されています。

また、平成24年3月に国立公園の拡充再編に伴い、霧島・錦江湾国立公園が誕生し、錦江湾から白銀坂やその周辺に広がるJTの森、重富干潟などを含む地域が新たに加えられました。

これを機に県内外から観光客が訪れることが予想されることから、駐車場の整備や自然保護と自然を活用したエコツアーの開発など、受け入れ体制の充実が必要となっています。

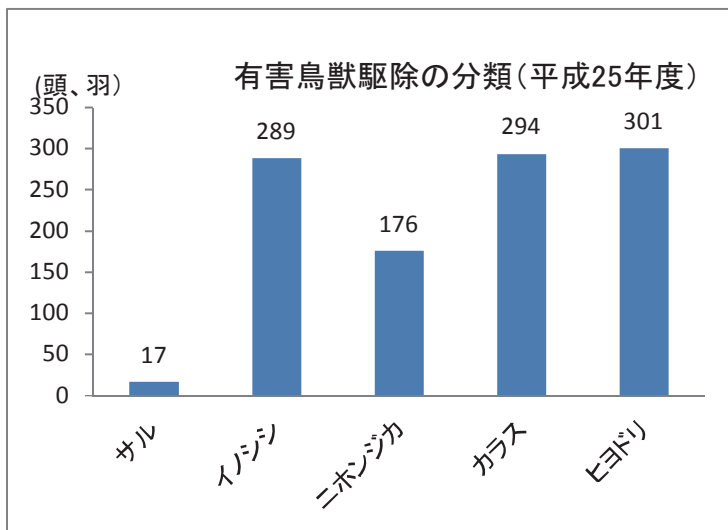
第2節 緑豊かな自然と生活環境を守り継承する

■ 有害鳥獣の駆除実績

(単位：頭・羽)

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
サル	15	14	8	9	17
イノシシ	91	143	141	233	289
ニホンジカ	69	77	97	107	176
カラス	229	137	177	118	294
ヒヨドリ	14	274	0	300	301

資料：林務水産課

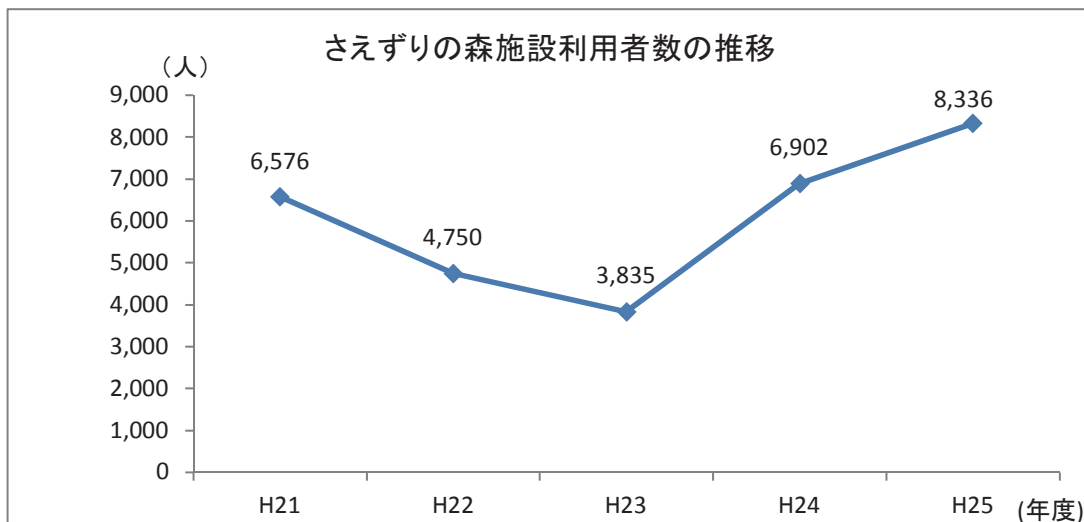


■ さえずりの森施設利用者数の推移

(単位：人)

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
利用者数	6,576	4,750	3,835	6,902	8,336

資料：林務水産課



資料：林務水産課

第7章 環境にやさしく、豊かな自然と共生・調和するまち

基本施策の方向性

地域住民の保健・文化・教育的利用に適した生活環境保全、または保健文化機能の維持増進を図るため、緑豊かな自然と生活環境を守ることが必要です。

そのため、森林環境税を活用し、管理不十分な森林や里山地域における公益上重要な森林の整備などの森林環境の保全を図るとともに、市民が森林に触れ合う機会の提供や森林・林業の学習・体験活動への支援等により、市民の森林を守り育てる意識の醸成を図ります。

また、地域住民をはじめ森林ボランティアなどの多様な主体による市民参加の森林づくりを推進し、既設のさえずりの森等の林間保養施設やレクリエーション施設等も整備し、憩いの場、自然教育の場として今後も活用していきます。また、本市には、鳥帽子岳などの北部山林や白男地区などトレッキングコースとして最適な緑豊かな自然がいっぱいです。これら本物を提供する観光商品として整備していくことも森林の持つ機能を活用することになります。

さらに、有害鳥獣の捕獲や松林における松くい虫被害の防除対策など森林の保護保全対策を推進するとともに、治山施設の計画的な整備を行います。

これらの豊かな自然環境を多くの人に体験してもらうため、地域の特性を活かしたツアーのプログラムづくりやインストラクターの養成、さらに本市の持つ歴史的な史跡や産業などを含めた情報発信に努めます。

また、本市の環境保全と水資源の涵養を図るため、広葉樹の森を再生することで猿害等を防ぐ役目と鹿児島（錦江）湾などの浄化を図ります。

主要施策の内容

- 管理不十分な森林や里山地域における公益上重要な森林整備の推進
- 憩いの場、自然教育の場としてさえずりの森等の施設の管理及び整備の推進
- 森林の保護・保全対策の推進
- 治山施設の計画的な整備等の推進
- 有害鳥獣捕獲事業の推進
- 錦江湾エコツーリズム*の拠点整備の推進
- 広葉樹の森の再生による悠久の森の再現の推進

第2節 緑豊かな自然と生活環境を守り継承する

2 環境対策の充実

現状と課題

本市では、豊かな自然環境及び快適な生活環境の保全を図るため、環境美化条例を制定し、行政・市民・事業者等のそれぞれの責務を定め、空き缶、吸い殻等のポイ捨て、犬猫の排せつふんの放置、ごみの焼却などの禁止行為、ごみ・チラシ等の散乱防止、空き地などの管理、改善勧告・改善命令、事実公表、罰則等について規定しています。

市においては、生活環境の保全を図るため、身近な空き缶、吸い殻等その他のごみの散乱防止や雑草除去等をパトロール、広報による啓発に取り組んでいますが、不法投棄やごみのポイ捨てなどが見受けられるのが現状です。

特に、テレビなど家電4品目は個別法律により再商品化が義務づけられていますが、適正な処分がされず、不法投棄されることが危惧されます。

また、中山間地域においては、道路沿いの山林等への不法投棄防止策として、地域住民により道路の侵入防止用の防護柵などを設置されているところもあり、市民と一体となった不法投棄防止の取り組みが行われています。

今後も、警察等との連携など、不法投棄の監視体制を強化する一方、環境教育の充実など、行政・市民・事業者が連携をとって環境美化活動に取り組む必要があります。

また、旧始良郡西部衛生処理組合が鹿児島市吉田地区に設置していた吉田清掃センターは、平成21年3月末に稼働停止しており、将来的には適切に解体、撤去する必要があります。

西別府一般廃棄物最終処分場には、現在、本市の不燃物残さを搬入しており、適切に維持管理を行っています。

あいら最終処分場は、埋め立て期間を当初15年間と想定していますが、あいら清掃センターから排出される飛灰の外部委託処理により延命化を図りながら、埋立容量の状況に応じて、新最終処分場の候補地選定・建設など事前準備に取り組むことが必要です。

基本施策の方向性

環境美化条例に基づき、豊かな自然及び快適な生活環境を保全するために必要な施策を関係行政機関と密接な連携を図りながら、総合的に推進します。

生活環境の改善について市民への啓発に努めるとともに、市民による自主的な環境美化活動に対する支援に努めます。

吉田清掃センターの解体、撤去等については、跡地利用を検討しながら、周辺環境等に配慮した適切な措置を講じていきます。

西別府一般廃棄物最終処分場の閉鎖事業については、関係機関と協議しながら、搬入停止後、速やかに着手できるよう準備を進めていきます。

新最終処分場の整備については、埋立残余量を見つつ、候補地選定等の事前準備等を行いながら、廃棄物行政に支障を来さぬよう計画的に進めていきます。

第7章 環境にやさしく、豊かな自然と共生・調和するまち

主要施策の内容

- 環境道德の向上のための啓発活動の推進
- 不法投棄の監視、取締りの強化
- 市民と行政が連携した環境保全対策の推進
- 吉田清掃センターの解体・撤去の適切な実施
- 西別府一般廃棄物最終処分場の閉鎖の円滑な実施



あいらクリーンセンター

第2節 緑豊かな自然と生活環境を守り継承する

3 環境教育の推進

現状と課題

本市は、山間地から海岸までの緑豊かな自然の中に、住吉池及びその周辺が藺牟田池県立自然公園として指定されており、また、平成24年3月の国立公園の拡充再編に伴う、霧島屋久国立公園の霧島・錦江湾地域と屋久島地域への分割により、それぞれ一つの国立公園となり、白銀坂やその周辺に広がるJ Tの森、重富干潟等を含む地域が新たに加わりました。

近年の自然志向の高まりにより、自然公園などを訪れる人々が増加する傾向にありますが、その反面、利用者のマナーの悪さによる自然荒廃やごみの散乱などの問題が発生しています。

また、生活排水等による水質汚濁や自動車排出ガス、光化学オキシダントや微小粒子状物質(PM2.5)等による大気汚染など、生活・事業活動による廃棄物の増大や多様化の問題も心配されます。

本市が、緑豊かな自然と生活環境を守り、継承していくためには、本市に関わるすべての人々があらゆる場面において「環境」を意識し、それぞれの役割に応じて積極的に環境に配慮した行動をとることが重要です。

これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済活動や生活スタイルを見直し、環境への負荷の少ない循環型社会の実現、人と自然が共生する環境にやさしい社会の実現を目指し、行政・市民・事業者がそれぞれの立場と役割において、自主的・積極的に環境問題に取り組むとともに、家庭、学校、地域においても自ら進んで取り組む必要があります。

そのためには、子どもたちへの環境教育を推進することはもちろん、それ以上に大人一人一人が環境への意識を高め、全市一体となった取り組みを進めていけるような、行動の基礎をつくるのが大切です。

■ 錦江湾クリーンアップ作戦参加者数 (単位：人)

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
参加者数	2,150	550	2,150	1,880	1,550

平成22年度は秋のみ実施

資料：企画政策課

■ 環境関連施設への研修受入状況の推移 (単位：人)

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
あいらクリーンセンター	30	14	23	13	0
最終処分場	332	377	76	113	49
あいら清掃センター	466	606	672	761	636

資料：環境施設課

第7章 環境にやさしく、豊かな自然と共生・調和するまち

基本施策の方向性

現在、本市が加入する鹿児島湾奥地域生活排水対策協議会では、錦江湾の干潟や河川の生物の観察会等を開催し、親子を対象とした環境教育を実施しています。

また、市の清掃センター・最終処分場などや資源物の中間処理施設などが、学校単位による環境学習の場とされています。

今後は、関係行政機関や教育機関との連携により、自治会や公民館など社会教育の場への研修機会の提供に努めるとともに、鹿児島（錦江）湾地域の国立公園再編による総合的な環境教育・学習施設の整備についても調査研究していきます。

また、市内を流れている主要河川の水質の状況やごみ排出量の状況など、環境に関する情報提供や情報交流を図りながら、関係団体と連携して学校教育や社会教育などの場における環境教育・環境学習などを進めることにより、環境への意識が高い人づくり、地域づくりを目指します。

主要施策の内容

- 自治会や公民館など社会教育の場への研修機会の提供
- 鹿児島（錦江）湾地域の国立公園再編による総合的な環境教育・学習施設の整備の促進
- 環境に関する情報提供や情報交流の推進
- 関係団体と連携した学校教育や社会教育などの場における環境教育・環境学習の推進



錦江湾クリーンアップ作戦

第8章

経営感覚を持った 行財政運営のまち



第8章 経営感覚を持った行財政運営のまち

第1節 安定した自治体経営を推進する

1 経営感覚に立った行財政改革の推進

現状と課題

わが国の経済は、世界同時不況後の立て直しにより景気は緩やかに回復しつつありますが、税収の減少と財政需要の増大を背景に、国と地方の抱える長期債務残高はなお増加を続けており、国、地方の財政は依然として厳しい状況にあります。

近年の急激な少子高齢化、高度情報化、国際化の進展、地球規模の環境問題等により、社会経済情勢は大きく変化し、また、市民の価値観や生活様式の変化、環境に対する関心の高まりにより、市民のニーズは多種多様なものになっています。

一方、地方行政においても、地方分権の進展に伴う新たな行政需要に対し、事務事業の在り方を自らの責任において選択し、個性ある豊かな地域づくりの実現が求められています。そのためには、安定的な行財政の基盤の確立が必要となっています。

こうした状況の中、質の高い行政サービスを将来にわたって持続的に提供するためにも、始良市行政改革大綱とその実施計画である「始良市行政改革大綱実施計画（行動計画）」を着実に推進し、事務事業を必要性や効率性の視点から見直すことで、事務事業の在り方についても考察を加える必要があります。また、実行力と意欲のある人材の育成、組織全体の活性化を進める必要があります。

そして、その取り組み状況などを市民にわかりやすく公表し、透明性の高い行政運営を推進していく必要があります。

■職員数の推移

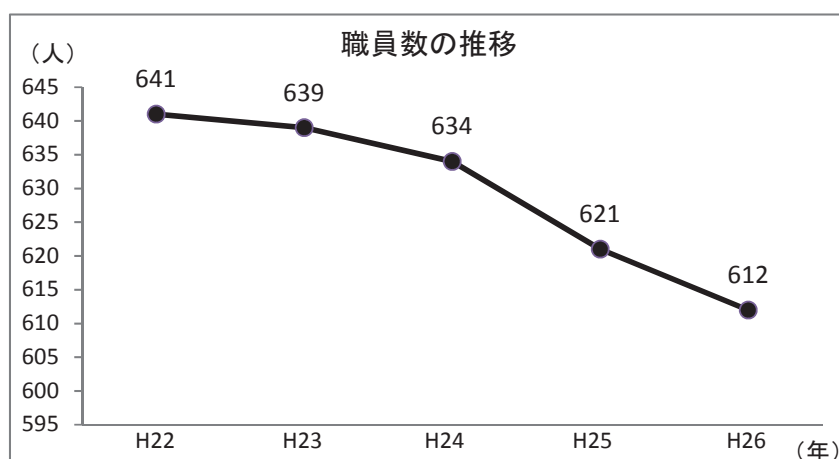
(単位：人)

項目	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
一般行政	398	395	392	391	390
特別行政※	193	192	190	179	173
公営企業	50	52	52	51	49
職員数	641	639	634	621	612
対前年比	-	△ 2	△ 5	△ 13	△ 9

※特別行政…教育、消防

各年4月1日現在

資料：総務課



資料：総務課

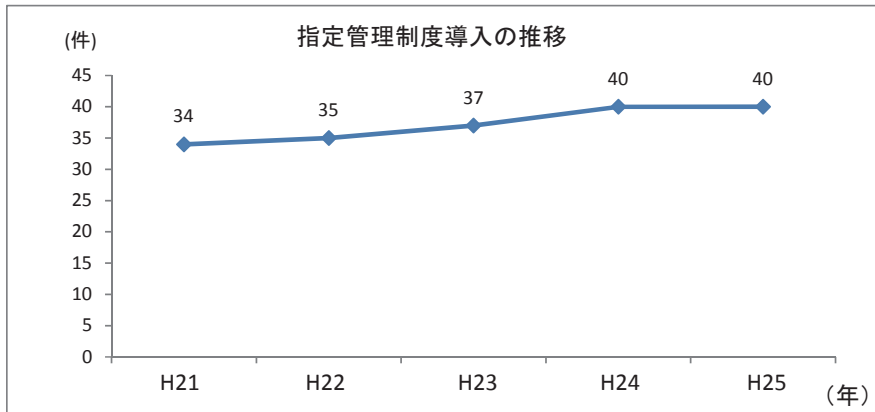
第1節 安定した自治体経営を推進する

■指定管理者制度導入の推移 (単位：件)

項目	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
施設数	34	35	37	40	40

各年4月1日現在

資料：財政課



資料：財政課

基本施策の方向性

市民と協働し、市民に信頼される市政、限られた行政資源の効率的かつ効果的な運用により、市民志向の質の高い行政サービスを提供し、市民の満足度の向上と健全な財政運営を目指します。

(1) 簡素で効率的な組織・人材育成の推進

本庁・総合支所間の総合的な見直しによる組織の効率化を図りながら、新たな行政課題や多様な市民のニーズに柔軟かつ的確に応えることのできる市役所組織を構築します。

また、人材育成基本方針に基づき、高い倫理観、コスト感覚、広い視野と先見性を備え、市民の目線で自ら考え、責任を持ち挑戦する人材の育成に努めます。

(2) 業務の効率化

行政評価システムの導入により、既存の事務事業の評価・見直しを行い、選択的かつ効果的な投資の実現を図ります。

また、市民・地域と行政の役割を明確にし、アウトソーシング*指針に基づく業務などの外部委託化や民間活力手法（PFI方式*など）の活用によって、厳しさを増す財政状況下においても質の高い行政サービスの提供に努めます。

(3) 定員管理・給与の適正化

定員管理に当たっては、社会経済情勢の変化等を踏まえ、抜本的な事務・事業の整理、組織の合理化や、効率的かつ弾力的な職員の適正配置に努めるとともに、給与の適正化や定員適正化計画に基づく定員管理に努めます。

(4) 公共施設の効果的利用と在り方の検討

指定管理者制度*の活用により効果的・効率的な施設運営に努めるとともに、合併による

第8章 経営感覚を持った行財政運営のまち

組織改編により、庁舎等に生じた空きスペースは、地域の活性化や少子高齢化対策等に部分的な用途転換を図るなど、新たな需要に対応します。

また、市民のニーズや既存施設の活用状況、施設の老朽化などを相対的に分析し、施設の新設、存続、廃止について検証し効果的な整備に努めます。

(5) 本庁舎等の建設の検討

市民を含めた新庁舎建設検討委員会で本庁舎等の規模、機能、場所などの検討を進めます。

主要施策の内容

- 効率的で柔軟な組織づくりと事務分掌の見直しの推進
- 人材確保と資質向上のための研修の充実
- 行政評価システム導入によるPDCA*の確立
- 定員適正化計画による定員管理の推進
- 質の高い窓口サービスの提供
- 支所施設の空きスペースの有効活用の検討
- 指定管理者制度*やPFI方式*など、民間活力手法の活用
- 庁舎建設の調査・検討



始良市役所

第1節 安定した自治体経営を推進する

2 開かれた行政の推進

現状と課題

まちづくりは、これまでの行政主導型の手法から、市民と行政との役割分担の下に、真に市民一人一人が主体的に活動する新たなまちづくりの手法へと転換されてきています。

そのため、市民に開かれた、信頼される行政運営を行い、市民の視点に立った市政を展開し、市民と行政との適切な役割分担に基づくパートナーシップ*を築き上げ、市民の行政への積極的な参加をさらに促し、協働しながら事業を展開していく必要があります。

そして、行政の透明性を確保するための情報公開と行政運営に対する説明責任を果たすことが重要となっています。

本市における広報・広聴の手段としては、基本的に広報紙とホームページ等を媒体とした広報とアンケート調査や市民懇談会の開催等による広聴を行っています。

経済社会が成熟し、価値観が多様化している中で、行政に依存するだけでなく、市民自らも政治に参加し、まちづくりに参画*するという考え方は、それを生きがいに直結させることにもなります。

そのため、市民の多様なニーズを分析・把握し、市民へリバックすることや市が保有する情報等を効率的に編集・伝達・共有することも重要な行政サービスとなります。

「市民の市政に関する知る権利」を満たすため、市民の請求に対して情報公開制度に則り、より一層の情報開示を図るため、情報公開制度の充実と正確な情報提供の推進、個人情報の適正な管理・運用、多様なメディアを効果的に活用した市民と行政の情報の共有化をさらに進めていく必要があります。

また、市の情報などがマスコミに取り上げられることで広く広報されたりプレスリリース*を行うなど、マスメディアとの連携を図り、適宜の情報発信（PR）に努める必要があります。

現代社会における多様化した市民のニーズとして、インターネットやスマートフォン、携帯電話等の各種媒体の活用による充実した情報提供の推進を図る必要があります。

一方、市役所に出向くことなく、24時間365日、申請や手続きが行えるなど、時間や場所に制約されずに行政サービスが受けられる電子申請は、市民や企業のニーズを的確に把握しつつ、効果的・効率的な情報やサービス提供を図る必要があります。また、マイナンバー制度の導入は電子申請においても利用者の負担の大幅な軽減が期待されることから、これに対応したシステムを構築していく必要があります。

基本施策の方向性

市民と行政との役割分担の下に、真に市民一人一人が主体的に活動する新たなまちづくり、個人情報の適切な管理と行政情報の公開、分かりやすい広報などに努め、市民に開かれた市政を目指します。

第8章 経営感覚を持った行財政運営のまち

(1) 情報公開の推進・充実

市民の知る権利を最大限に尊重した、開かれた市政の推進を図るため、情報公開制度の充実及び適正な運用に努めます。

また、個人情報の不適正な取り扱いや誤った個人情報の利用により、市民の権利・利益が侵害されないように、個人情報保護制度の充実及び適正な運用に努めます。

(2) 広報制度の充実

市政に関する情報を、広報紙やホームページなど可能な媒体を活用して迅速かつ分かりやすく市民に提供します。

また、市民の市政への参加促進につながるようさまざまな情報提供に努めます。

(3) 市民参画システムの構築

市民参加を推進するシステムを構築し、市民と行政が良きパートナーとして連携し、それぞれが自らの知恵と責任において、まちづくりに取り組む姿勢と仕組みの確立に取り組みます。

(4) 市民参画環境の提供

市民の多様な意見や提言を適切に市政に反映させるため、市民懇談会やパブリックコメント*制度の充実に取り組むとともに、市政への市民参画の環境づくりを推進します。

(5) 産学官連携

市民・企業や大学との連携を図り、さまざまな分野での交流を推進し、新たなまちづくりの協働体制の構築に努めます。

(6) 電子申請等の促進

県と市町村が共同で運営している「鹿児島県電子申請共同運営システム」の汎用申請システムで、市町村分手続きとして50の手続きが選定されています。この手続きの中から関係課と協議し、選定した申請項目の運用・利用促進を図ります。

また、その他の申込手続きに関しても県の簡易申請システムを活用し、業務の効率化と市民の利便性向上を図ります。



市政懇話会（市長と語るミニ座談会）

第1節 安定した自治体経営を推進する

主要施策の内容

- 情報公開と市民参画
 - ・ 広報紙・ホームページの充実による情報提供の推進
 - ・ 個人情報保護の推進
 - ・ インターネットを活用した広聴活動の充実
 - ・ パブリックコメント*の実施と活用
 - ・ 市民活動の支援・促進策、協働事業制度の充実
 - ・ 企業と市民活動団体等との交流、連携の促進
 - ・ 市民アンケート（市民満足度調査）調査の実施
 - ・ 市民懇談会の開催
 - ・ 市民提言箱の活用
 - ・ マスメディアとの連携強化
 - ・ 情報公開の一層の促進
- 情報化の推進
 - ・ 地域情報化の推進
 - ・ 支所機能の充実
 - ・ 総合窓口サービスの充実と窓口業務のサテライト化*の検討

第8章 経営感覚を持った行財政運営のまち

3 安定した行財政運営の推進

現状と課題

地方財政は、長引く不況により税収が減少するとともに、社会保障関係経費の自然増や公債費が高い水準で推移することなどにより厳しい状況が続いています。

このような中、本市の財政状況をみると、市税等の自主財源比率が低く、財政構造の弾力性が低下してきている一方で、社会保障関係経費や公債費などの義務的経費が高い水準で推移し、厳しい財政運営が続くものと見込まれています。

市が重点的にすべき事業を「選択」し、財源をこれに「集中」することで、限られた財源を有効に活用し、持続可能な行財政運営に取り組まなければなりません。

また、合併翌年度の平成22年度から10年間は、普通交付税の合併算定期間となり、旧町の普通交付税額の合算額を基準として激変緩和措置を受けていますが、平成27年度からは、段階的縮減期間に入り、普通交付税額の減少が始まるため、歳出の構造を分析し、将来の歳出規模を見据えた、事業実施の在り方も検討していく必要があります。

これまでも事務経費を中心とした歳出削減や市税等の収納率の向上、受益者負担の適正化などの歳入の確保に努めてきましたが、使用料・手数料の見直しなど、さらに踏み込んだ行財政改革が求められている状況にあります。

市有財産の中でも特に、未利用財産については、それぞれの財産が持つ規模や特性を考慮しながら、将来的な市の利活用計画も定められていない普通財産や、未利用の行政財産が相当程度あることから、積極的な民間等への売却や貸付けを行うなど新たな活用策を講じることで、市の財源確保や維持管理経費の節減を図る必要があります。

また、市民のニーズの多様化に伴い、行政サービスにおいては、制度が複雑化したことに伴い、事務量が増大し、特に窓口業務においては、より迅速で正確なサービスが求められています。今後はマイナンバー制度による「個人番号」の有効な利活用に対応できる基幹業務系システム*を構築する必要があります。また、タブレット型端末*等の普及や無線等の通信技術の向上により、OA機器等の有効利用を図るとともに、国が推進する電子自治体構想を実現するため、ネットワーク基盤の整備や市民情報のセキュリティ強化を図る必要があります。

このように、今後さらに多様化する市民のニーズに的確に対応できる行財政基盤の確立と行政サービスの向上を推進することが不可欠で、将来にわたり安定的な行財政運営を堅持するとともに、財政基盤の強化と財政構造の健全化を図ることが急務となっています。

第1節 安定した自治体経営を推進する

■年度別決算額

① 歳入

(単位：千円、%)

区 分	平成25年度		平成24年度		対前年度		
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	比率	
自主財源	市 税	6,901,917	23.8	6,759,341	23.9	142,576	2.1
	分担金及び負担金	292,787	1.0	287,206	1.0	5,581	1.9
	使用料及び手数料	664,151	2.3	648,769	2.3	15,382	2.4
	財産収入	125,538	0.4	202,411	0.7	△ 76,873	△ 38.0
	寄附金	7,630	0.0	160,674	0.6	△ 153,044	△ 95.3
	繰入金	877,391	3.0	795,790	2.8	81,601	10.3
	繰越金	726,960	2.5	770,084	2.7	△ 43,124	△ 5.6
	諸収入	258,748	0.9	483,752	1.7	△ 225,004	△ 46.5
小 計	9,855,122	33.9	10,108,027	35.7	△ 252,905	△ 2.5	
依存財源	地方譲与税	255,262	0.9	268,197	1.0	△ 12,935	△ 4.8
	利子割交付金	12,620	0.1	11,413	0.1	1,207	10.6
	配当割交付金	8,637	0.0	6,828	0.0	1,809	26.5
	株式等譲渡所得割交付金	14,643	0.1	1,584	0.0	13,059	824.4
	地方消費税	584,280	2.0	589,302	2.1	△ 5,022	△ 0.9
	ゴルフ場利用税交付金	39,192	0.1	39,204	0.1	△ 12	△ 0.0
	自動車取得税交付金	39,096	0.1	43,403	0.2	△ 4,307	△ 9.9
	地方特例交付金	39,183	0.1	36,043	0.1	3,140	8.7
	地方交付税	8,574,263	29.5	8,501,606	30.1	72,657	0.9
	交通安全対策特別交付金	14,689	0.1	15,210	0.1	△ 521	△ 3.4
	国庫支出金	4,392,716	15.1	4,105,649	14.5	287,067	7.0
	県支出金	2,079,972	7.2	1,963,011	7.0	116,961	6.0
市債	3,138,800	10.8	2,551,400	9.0	587,400	23.0	
小 計	19,193,353	66.1	18,132,850	64.3	1,060,503	5.8	
歳入合計	29,048,475	100.0	28,240,877	100.0	807,598	2.9	

(地方財政状況調査による)

② 歳出(性質別)

(単位：千円、%)

区 分	平成25年度		平成24年度		対前年度		
	決算額	構成比	決算額	構成比	増減額	比率	
義務的経費	人 件 費	4,471,688	16.0	4,777,557	17.8	△ 305,869	△ 6.4
	扶 助 費	6,834,542	24.5	6,581,867	24.5	252,675	3.8
	公 債 費	3,937,472	14.1	4,057,583	15.1	△ 120,111	△ 3.0
	小 計	15,243,702	54.6	15,417,007	57.4	△ 173,305	△ 1.1
その他の経費	物 件 費	3,484,056	12.5	3,368,423	12.6	115,633	3.4
	維持補修費	90,147	0.3	89,372	0.3	775	0.9
	補助費等	1,056,912	3.8	769,107	2.9	287,805	37.4
	積 立 金	373,931	1.3	390,458	1.5	△ 16,527	△ 4.2
	投資及び出資金貸付金	50	0.0	50	0.0	0	0.0
	繰 出 金	2,996,040	10.7	3,128,723	11.7	△ 132,683	△ 4.2
小 計	8,001,136	28.6	7,746,133	29.0	255,003	3.3	
投資的経費	普通建設事業費	4,428,997	15.9	3,446,166	12.8	982,831	28.5
	災害復旧事業費	252,713	0.9	204,611	0.8	48,102	23.5
	小 計	4,681,710	16.8	3,650,777	13.6	1,030,933	28.2
歳出合計	27,926,548	100.0	26,813,917	100.0	1,112,631	4.1	

(地方財政状況調査による)

第8章 経営感覚を持った行財政運営のまち

■主な財政指数

(単位:千円、%)

区 分	平成25年度	平成24年度	対前年度
財政力指数	0.46	0.46	0
経常収支比率	91.1	90.9	0.2
実質公債費比率	12.3	12.1	0.2
将来負担比率	56.1	61.8	△ 5.7
財政調整積立金	3,355,400	3,252,400	103,000
市債残高	32,537,601	32,884,531	△ 346,930

資料：地方財政状況調査

基本施策の方向性

将来にわたり安定した行財政基盤の確立と、財政の健全化を行いながら、市民への行政サービスの向上を推進します。

- (1) 社会経済情勢の変化や多様化する市民のニーズに的確に対応し、最小の経費で最大の効果を上げることが念頭に事業の意図するところを明確にし、予算の多寡に関わらず成果を出す経営の在り方を検討していきます。そのため、支出の在り方を見直し、新たな事業を構築するといった視点に立ち、経営改革を進めていきます。
- (2) 財源については、市税等自主財源の確保と、適切かつ積極的な国・県補助金の確保に努め、限られた財源の中で重点的で効率的な配分を行うほか、民間活力の活用により経費支出の効率化を図ります。

また、市の有効な財源としての過疎債や辺地債の活用を図り、計画に基づく適正な事業導入に努めます。

- (3) 市が保有する公有地については、公共性、地域性など多方面から検討を加えて、売却、貸付けなど個々の用地の活用の在り方について整理し、効果的な利活用について検討します。
- (4) 市の公共施設の管理運営状況や提供するサービスの効果、さらに将来的な施設ニーズを整理し、管理運営コストに関する情報も含めた公共施設白書を作成します。

この白書を基礎資料として、柔軟性を持った施設の多目的な活用や施設の長寿命化などを図るとともに施設の整理統合なども含め、適正な施設配置や効率的な管理運営に向けた計画策定に取り組みます。

- (5) 電子計算機、OA機器、庁内ネットワークを活用した事務改善を引き続き推進するとともに、安定稼動・長期保障が図られる基幹業務系システム*を高い品質と適正なコストで運用し、システムの最適化を図ります。また、LGWAN回線*を利用した高速通信網の整備を図るとともに、災害時における市民情報の安全確保のために、データセンター等にデータを保管するクラウド型システム*の導入などを検討し、データ損失などの危険回避を図ります。

第1節 安定した自治体経営を推進する

主要施策の内容

- 災害時の市民情報の安全性の確保
- 情報セキュリティの強化
- 公有地の有効活用の研究・検討
- 国・県補助金の積極的な活用
- コスト意識の徹底や経費全般にわたる節減による予算の適正な執行
- 市税の適正な課税と収納率の向上
- 使用料・手数料等受益者負担の適正化の推進
- 債権の適正管理の推進
- 未利用地等の売却や貸し付けなどの保有資産の有効活用の推進
- 公共施設マネジメントの推進
- 指定管理者制度*などの民間活力の活用の推進

参考

参 考 資 料 集 用 語



参 考 資 料

○始良市総合計画策定委員会

開催日	概 要
平成 25 年 5 月 21 日	第 1 回 始良市総合計画策定委員会 第 1 次始良市総合計画後期基本計画策定方針（案）について
平成 25 年 7 月 17 日	第 2 回 始良市総合計画策定委員会 ・後期基本計画策定の分担について ・市民満足度調査の日程の変更について
平成 26 年 5 月 20 日	第 3 回 始良市総合計画策定委員会 第 1 次始良市総合計画後期基本計画策定に係る作業工程の変更について
平成 26 年 11 月 4 日	第 4 回 始良市総合計画策定委員会 第 1 次始良市総合計画後期基本計画（案）について

○始良市総合計画策定委員会委員名簿

(平成27年1月現在)

番号	役職名	氏名
1	委員長	市長 笹山 義弘
2	副委員長	副市長 大橋 近義
3	委員	教育長 小倉 寛恒
4	〃	総務部長 小川 博文
5	〃	企画部長 川原 卓郎
6	〃	市民生活部長 仮屋 隆夫
7	〃	福祉部長 脇田 満穂
8	〃	建設部長 岩穴口 弘行
9	〃	農林水産部長 安藤 政司
10	〃	農業委員会事務局長 海老原 経記
11	〃	教育部長 小野 実
12	〃	議会事務局長 大迫 久
13	〃	工事監査監 池田 満穂
14	〃	会計管理者 諏訪脇 裕
15	〃	水道事業部長 有村 正美
16	〃	消防長 岩爪 隆
17	〃	加治木総合支所長 木上 健二
18	〃	蒲生総合支所長 湯川 忠治

参 考 資 料

○行政懇話会（市長と語るミニ座談会）

開催日	対象地区	開催場所
平成 26 年 6 月 9 日	始良地区	始良保健センター
平成 26 年 8 月 11 日	北山地区	北山上公民館
平成 26 年 8 月 12 日	加治木地区	加治木保健センター
平成 26 年 9 月 6 日	蒲生地区	蒲生ふれあいセンター

○パブリックコメントについて

「第 1 次始良市総合計画後期基本計画（案）」に対する意見募集の結果について

1 実施期間

(1) 募集期間：平成 26 年 11 月 21 日（金）～平成 26 年 12 月 22 日（月）

(2) 実施方法：始良市ホームページ

始良市役所本館 1 階情報公開コーナー及び 2 階企画政策課
加治木総合支所 南庁舎 1 階市民室及び北庁舎 2 階地域振興課
蒲生総合支所 本館 1 階ロビー及び別館 2 階地域振興課
始良公民館、蒲生公民館
中央図書館、加治木図書館
加音ホール

(3) 意見提出方法：郵送、持参、電子メール、ファックス

2 意見提出者

0 名

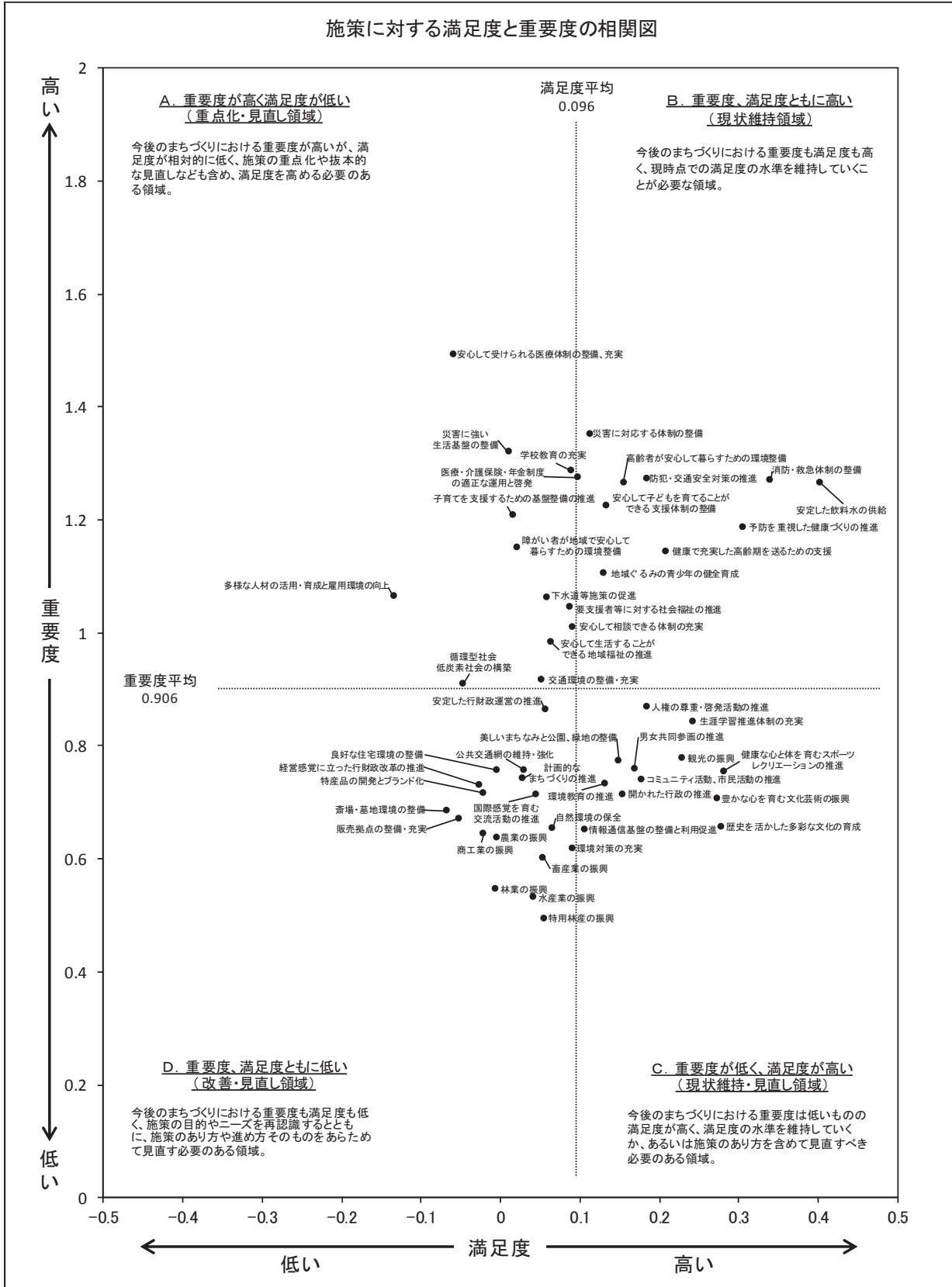
3 意見件数

0 件

○市民満足度調査（アンケート）の実施状況

項目	
①調査地域・対象	市内に居住する 16 歳以上
②標本数	2,000 名
③抽出方法	無作為抽出
④調査時期	平成 25 年 10 月 31 日～平成 25 年 11 月 20 日
⑤回答者数（有効回答率）	661 件（33.1%）

施策に対する満足度と重要度の相関図



あ 行

* Iターン

生まれ育った故郷以外の地域に就職すること。

* アウトソーシング

業務のうち専門的なものについて、それをより得意とする外部の民間企業等に委託すること。

* 一次医療圏

身近な医療を提供する医療圏で、医療法では規定されていないが、保健所や介護保険制度等との兼ね合いから、市町村を単位として設定されている。

* インフォーマルサービス

家族、近隣、知人等が不定期かつ無報酬などで提供する保健福祉サービス。

* エコツーリズム

環境問題に重点を置きながら、自然と調和した観光開発を進めようという考え方。

* NPO

Non-Profit-Organization（非営利組織）の略語で、営利を目的とせず、社会貢献を目的として活動する民間の団体のことをいう。市民活動団体やボランティアグループ、自治会等もNPOに含まれる。

* LGWAN回線

地方公共団体を相互に接続する行政専用のネットワークのこと。

* 汚濁負荷解析

流域内の河川汚濁物質の発生量、排出量を推計して、河川水質に影響を与えている要因を抽出し、水環境改善策を検討すること。

か 行

* 合併処理浄化槽

し尿と生活雑排水をあわせて処理する浄化槽。

* 環境保全型農業

農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業のこと。

* 基幹業務系システム

住民基本台帳に基づく住民情報、税情報、福祉情報等を網羅し、住民異動や、国民健康保険などの資格管理及びそれらに関する証明書の発行等を行うシステムのこと。

* キャリア教育

一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育。端的には、児童生徒一人一人の勤労観、職業観を育てる教育。

* クラウド型システム

自庁内にサーバ機や記憶装置を設置せず、遠隔地のデータセンター等でサーバやデータを管理するシステム。

* グリーン・ツーリズム

農村や漁村での滞在型休暇のことで、都市住民が農家などにホームステイして農作業を体験したり、その地域の歴史や自然に親しむ余暇活動のこと。

* グローバル化

これまで存在した国家、地域などタテ割りの境界を超え、地球が1つの単位になる変動の趨勢(すうせい)や過程のこと。全世界的な、全地球的な。

* 公益的機能

森林の有する機能のうち、木材等生産機能を除いた、水源涵養機能、山地災害防止機能、生活環境保全機能、保健文化機能をいう。

* 合計特殊出生率

1人の女性が一生の間に生む子どもの数を表す比率のこと。

* 公衆無線LANスポット

店舗や公共の空間などで無線LANによるインターネット接続が可能な場所

* コミュニティ

居住地域を同じくし、利害をともにする共同社会。町村・都市・地方など、生産・自治・風俗・習慣などで深い結びつきをもつ共同体のこと。

* コンベンション

博覧会や見本市などの大規模な催しのこと。

さ 行

* サーバ機

自身の持っている機能やデータを提供するコンピュータのこと。

* サテライト化

英語の satellite (衛星) の音訳で、「本体から離れて存在するもの」の比喻として使われる。市役所から離れたところにも、窓口業務を設置すること。

* 参画

行政施策の決定などに積極的に参加し、意見や提案などを述べること。

* JR5 駅

重富駅、始良駅、帖佐駅、錦江駅、加治木駅のこと。

* Jターン

地方で生まれ育った人が一度都心で働き、その後また故郷とは違った別の地方に移住して働くこと。

* 指定管理者制度

公の施設の管理を地方公共団体の指定を受けた者が「指定管理者」として管理を代行し、より効果的、効率的に行うため、民間等の能力を活用して、住民サービスの向上を図ることを目的とする制度。

* 市民後見人

成年後見の担い手となるための養成研修を受けた市民のこと。被後見人となった認知症高齢者の介護サービス利用契約などの支援を中心に行う。

* 生涯学習

人が生涯にわたり学び、学習の活動を続けていくこと。

* 新エネルギー

利用し続けても枯渇することがなく、環境への負荷も少ないエネルギー資源。風力発電、太陽光発電、地熱発電、バイオマスエネルギーなどを含めたエネルギーの総称。

* スマートインターチェンジ

高速道路の本線上またはサービスエリア (SA)、パーキングエリア (PA)、バスストップ (BS) に設置されている ETC 専用のインターチェンジ (IC) のこと。

* スマートフォン

個人用の携帯コンピュータの機能を併せ持った携帯電話。

*生活排水対策重点地域

生活排水とは、家庭の台所、トイレ、風呂、洗濯など、日常生活から出される排水のことを言い、川や海などの公共用水域を汚す大きな原因となっている。

鹿児島県では、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、生活排水対策を行うことが特に必要な地域として、1地域を水質汚濁防止法に基づく生活排水対策重点地域に指定している。

指定地域名：鹿児島湾奥部流域

指定範囲：霧島市、鹿児島市（旧吉田町区域）、姶良市及び垂水市の一部

*成年後見制度

精神上の障がいがあり判断能力が不十分なために、財産管理や契約などの手続きが困難な者に対し、本人の行為の代理または行為を補助する者を選任する制度で、平成12年、民法の改正により禁治産制度に代わるものとして設けられた。

*セクシュアル・ハラスメント

相手の意に反する性的な言動により、その言葉を受けた者の日常生活や正常な能力の発揮などを妨げること。または、その者の対応の仕方によって、その者に対して不利益を与えること。

*総合型地域スポーツクラブ

スポーツを楽しむことができる社会を実現するために、その地域に住む住民が主役となって主体的に運営する新しい形のスポーツクラブのこと。

*ソーシャルメディア（SNS）

参加するユーザーが互いに自分の趣味、好み、友人、社会生活などのことを公開しあったりしながら、幅広いコミュニケーションを取り合うことを目的としたコミュニティ型の Web サイトのこと（facebook、mixi、twitter 等）

た 行

*第三者委託

水道法に基づく第三者委託は、技術的に複雑多岐にわたる浄水場の運転管理などの技術上の業務を、技術的に信頼できる者に委託して適正に実施できるようにすることによって、管理体制強化の充実を図ることを目的に導入されたもの。

*第1次産業

農業、林業、漁業

*第2次産業

製造業、建設業、電気、ガス

*第3次産業

小売業、サービス業、公務など

*タブレット型端末

パソコンやモバイル端末のうち、タッチパネルを搭載した、板状の持ち運び可能なコンピュータ

*多文化共生

国籍や民族の異なる人々が互いの文化的違いを認め合い、対等な関係でそれぞれの能力を発揮しながら共に生きること。

*多面的機能

生物多様性の保全、土砂災害の防止、水源の涵養、保健休養の場の提供など多くの機能があること。

*団塊の世代

昭和22～24年（1947～49年）ごろの第1次ベビーブーム時代に生まれた世代のこと。

*男女共同参画

性別で役割を決め付けたり、性別に基づく社会のしきたりによる不平等を解消し、男女がお互い人として自由に活動し、互いに尊重しあう質の高い生活を送るた

め、男女があらゆる分野で共に参画すること。

*** 単独処理浄化槽**

し尿のみを処理する浄化槽のこと。

*** 地域振興ビジョン**

地域の実情を最も知っている住民自らが、地域の課題・問題点を協議し、地域発展のための将来像を描き、地域発展や課題解決を図るための方策を作成すること。

*** 地産地消**

地域生産地域消費の略で、地元で生産されたものを地元で消費すること。

*** 超高速ブロードバンド**

ブロードバンド接続回線のうち、下り最大伝送速度 30Mbps 以上のもの。

*** 次々販売**

一度悪徳商法の被害に遭った消費者を繰り返し狙い商品売り付つける商法のこと。

*** 低炭素社会**

地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出を、現状の産業構造やライフスタイルを変えることで低く抑えた社会。化石燃料使用量の削減、高効率エネルギーの開発、エネルギー消費の削減、資源の有効利用などによって実現を目指す。

*** ドア・ツー・ドア**

依頼住宅の玄関まで迎えに行き、送り先の玄関まで送り届けるという一貫した運送方式。

*** ドクターヘリ**

救急専用の医療機器を搭載し、医師・看護師が乗り込んで患者のもとに急行し、病院などに搬送する間に救急医療を施すことのできる救急ヘリコプターのこと。

*** 特用林産物**

森林原野において、産出されてきた産物で、通常林産物と称されるもののうち、一般用材を除く品目の総称であり、きのこ類、山菜類、果実類、たけ類、木炭類など多種多様である。

*** トライアル・ショップ**

熱意と独創性にあふれる商業者により、独創的なアイデアで新規創業や新商品・新サービスの開発等による新たな業種・業態への転換を図るため、空き店舗等で新たに開店する店のこと。新たな出店者の創出・育成並びに商店街の活性化を図るため商工会が支援事業に取り組む例が多い。

な 行

*** ニート**

仕事につかず、就学もせず、就労のための訓練も受けていない若者のこと。

*** 二次医療圏**

特殊な医療を除く一般的な医療サービスを提供する医療圏で、地理的条件等の自然的条件及び日常生活の需要の充足状況、交通事情等の社会的条件を考慮して、一体の区域として病院における入院に係る医療を提供する体制の確保を図ることが相当であると認められるものを単位として設定する。

複数の市町村を一つの単位として認定される。

*** ニュースポーツ**

競技性を重視せず、いつでも、どこでも、だれでも参加できることを目的としたスポーツの総称。

*** 農業集落排水**

農村集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水、汚泥又は雨水を処理する施設。

は 行

* パートナーシップ

協力関係。共同。連携。

* バイオマス

家畜の排せつ物や生ごみ・木くず等の動植物から生まれた、再生可能な有機性資源のこと。

* ハザードマップ

自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図化したもの。予測される災害の発生日点、被害の拡大範囲および被害程度、更には避難経路、避難場所などの情報が既存の地図上に図示されている。

* パブリックコメント

行政機関が政策の立案等を行おうとする際に、その案をあらかじめ公表し、この案に対して広く意見や情報を提出していただく機会を設け、提出された意見等を考慮して最終的な意思決定を行うこと。

* バリアフリー

高齢者や障がい者の活動の場を広げ、自由な社会参加が可能となる社会にしていくため、道路、建物等の段差など生活環境面における物理的な障壁（バリア）を除去（フリー）するという意味。また、高齢者や障がい者等に対する差別や偏見といった心のバリアを除去するという使い方もされる。

* パワースポット

その場所に行くことによって、それまでに感じなかった不思議な力を感じ、その力によって元気になったり、健康になったりするような気がする場所。いわゆる自然崇拜や山岳信仰の対象となる場所で、大きな岩や湧き水、滝、洞窟などがあることも多い。最近では神社などもパワースポットとされることがある。

* PFI方式

公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う新しい手法のこと。

* PDCA

「Plan - Do - Check - Action」の頭文字から名付けられたもの。計画をたて（Plan）、それを実行し（Do）、内容の評価して（Check）、改善に結びつけ（Action）、その結果を次の計画の（Plan）に活かす、反復・継続した管理手法。このサイクルを繰り返すことによって、計画内容の維持、向上及び継続的な実施を推進する。

* 標準化死亡比（SMR）

基準集団の年齢階級別死亡率とその地域の人口から算出する期待死亡数と、その地域で実際に観察された死亡数の比を用いることで、その地域の死亡状況がどの程度かを推測する指標のこと。

標準化死亡比を用いることで、年齢構成の異なる集団について、年齢構成の違いを気にすることなく、より正確に地域比較ができる。国の平均を100としており、100以上の場合は、国の平均より死亡率が高いと判断される。

* 福祉有償運送

NPO法人や社会福祉法人等が、障がい者や高齢者等一人で公共交通機関を利用することが困難な方に対して、通院・通所・レジャー等を目的に有償で送迎サービスを行うこと。

* フリーター

定職につかず、アルバイトなどで生活費を得ている人。

* プレスリリース

行政機関や民間企業などから報道機関向けに発表された声明や資料のこと。

*** プレミアム商品券**

購入額に一定金額を上乗せした、地域限定で利用できる商品券のこと。

*** ブロードバンド**

広い（ブロード）帯域（バンド）のことを意味し、光回線、ADSL、ケーブルインターネット等の高速・超高速通信を可能とする通信回線をさす。

*** 分収林**

森林所有者、造林・保育を行う者、費用負担者の3者またはいずれか2者で分収林契約を結び、造林・保育したのち伐採して、その収益を分け合う森林。

*** 包括的業務委託**

技術上の業務に該当しない料金徴収業務等を委託の対象とするもので、民間ノウハウを活用することで業務の効率化とコスト削減効果が期待されている。

*** ボードレス化**

区別や差異のあった複数のものの中で、交流や融合化が起こること。境界がなくなること。

ま 行

*** メディカルコントロール**

救急救命士等が実施する救急救命処置等について、医療の指示・指導・助言、事後検証、再教育の体制を整備し、救急活動の質を保証すること。

や 行

*** 有機農業**

化学肥料や農薬を控え、有機肥料などを使って農作物や土の能力を生かす栽培法で行う農業のこと。

*** Uターン**

地方で生まれ育った人が一度都心で勤務した後に、再び自分の生まれ育った故郷に戻って働くこと。

*** ユニバーサルデザイン**

高齢であることや障害の有無などにかかわらず、すべての人が快適に利用できる

ように製品や建造物、生活空間などをデザインすること。

*** ユビキタス社会**

「いつでも、どこでも、何でも、誰でも」がコンピューターネットワークをはじめとしたネットワークにつながることで、様々なサービスが提供され、人々の生活をより豊かにする社会のこと。

ら 行

*** ランドマーク**

方向を見定める場合の手軽な道案内としての役割や、そのまちのイメージを決定づけるもの。

*** 6次産業**

農畜産物の生産（第1次産業）だけでなく、食品加工（第2次産業）、流通・販売（第3次産業）にも農業者が主体的かつ総合的に関わることで農業者所得の向上を図るもので、第1次産業から第3次産業までの数字を足した造語のこと。

わ 行

*** ワーク・ライフ・バランス**

やりがいのある仕事と充実した私生活を両立させるという考え方。仕事と生活の調和。

第1次 始良市総合計画後期基本計画

平成27年3月発行

編集・発行／始良市企画部企画政策課

〒899-5492 鹿児島県始良市宮島町25番地

TEL:0995(66)3111 FAX:0995(65)7112

ホームページ:<http://www.city.aira.lg.jp/>

E-mail kikaku@city.aira.lg.jp



発行／始良市 企画部 企画政策課

〒899-5492 鹿児島県始良市宮島町25番地
TEL：0995-66-3111 FAX：0995-65-7112
URL：<http://www.city.aira.lg.jp/>

あいらし

検索